

第百四十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 八 号

平成十一年三月二十三日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 古賀 正浩君

理事 伊藤 達也君

理事 小野 晋也君

理事 大島 章宏君

理事 大石 善徳君

理事 遠藤 武彦君

理事 大野 松茂君

理事 奥田 幹生君

理事 木村 隆秀君

理事 河本 三郎君

理事 竹本 直一君

理事 戸井田 徹君

理事 中山 太郎君

理事 古屋 圭司君

理事 村田 敬次郎君

理事 山口 泰明君

理事 上田 清司君

理事 佐藤 謙一郎君

理事 仙谷 由人君

理事 前田 武志君

理事 渡辺 周君

理事 中野 清君

理事 青山 丘君

理事 小池百合子君

理事 矢島 恒夫君

理事 前島 秀行君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

國務大臣 (経済企画庁長官) 堺屋 太一君

出席政府委員

金融監督庁監督 乾 文男君

局長 河出 英治君

局長 新保 生二君

局長 大蔵省国際局長 黒田 東彦君

局長 通商産業省通商 今野 秀洋君

局長 通商産業省貿易 佐野 忠克君

局長 大蔵大臣官房審 八木 健君

議官 日本輸出入銀行 保田 博君

總裁 総裁 藤沢 恭助君

参事 (海外経済協力 基金総裁) 篠塚 徹君

参事 (海外経済協力 基金理事) 篠塚 徹君

参事 (海外経済協力 基金理事) 林 康夫君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

参事 (海外経済協力 基金理事) 野田浩一郎君

金子 満広君

矢島 恒夫君

大野 松茂君

小島 敏男君

戸井田 徹君

古屋 圭司君

上田 清司君

佐藤 謙一郎君

仙谷 由人君

江崎 鐵磨君

矢島 恒夫君

金子 満広君

大石 秀政君

奥谷 通君

茂木 敏充君

武部 勤君

松崎 公昭君

島津 尚純君

渡辺 周君

俊博君

金子 満広君

山口 泰明君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

藤村 修君

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古賀委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。前田武志君。

○前田(武)委員 民主党の前田武志でございます。

きょうは、国際協力銀行法案に関連して、国際協力のあり方であったり、あるいは、国際協力に伴う日本の政府系の金融機関の統合でございますから、金融面を含めてお聞きをしたいわけでございます。

特に私が問題意識として持っておりますのは、当法案が提出されるに至る経緯というものは、もともと行革議論から始まった、そしてまた財投議論があった、片一方で、国際協力そのもののあり方、日本の戦略手段としてのODAのあり方という議論もありました。そういう中で、この二、三年の間、日本自身も、ビックバン等金融改革というものが大きく進んできたわけでございますが、アジアの経済危機といったような、この国際協力銀行そのものの対象とすべきあるいは対象となるフィールドにおいて、非常に大きな国際金融のあり方が吹き荒れているわけでございます。環境が全然変わってきた、そういうことを踏まえて、どういふふうな位置づけ、そして将来を展望してやろうとしているのか、その辺の経緯を踏まえて展望をお聞かせしたい、こういうふうに思っております。

特に問題意識としてあるのは、ポリュームは大きくはなりませんが、片一方で行革という全然違った観点からの、価値評価からの統合というものを発表にしているものでございますから、本来、戦略的な国際協力ということについては、援助の対象となる国々の方々と一緒になつてともに学ぶと

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

国際協力銀行法案(内閣提出第三号)

○古賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国際協力銀行法案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として海外経済協力基金総裁篠塚恭助君、同理事篠塚徹君及び同理事林康夫君の出席を求め、意見を聴取いたします。

と存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いろいろなことも通じて人材育成というようなのも図られなければならないわけでございますが、その辺のところはどうなっているのかなという懸念があります。

また、こういうような日本の援助ということに關しては、もちろん、本国会において情報公開法が制定されたという大きな動きの中で、こういう分野であればあるほど、国民の理解を得ると同時に、日本の若い人材が国際協力等にも大いに貢献をしてもらわねばいかぬ、そしてまた、それを通じて顔の見える援助というものも実現していかなければならない。当然、情報公開というものが大きな根拠として重要視されなければならないわけでありまして、そういう意識を持ってお尋ねをしたい、こういうふうに思うわけでございます。

そこで、これは全然質疑通告をしておりましたので、ちょっと御見解だけを聞きたいと思うんですが、たまたまけさ出てくるときに、車の中で新聞を見ておりましたら、朝日新聞の一面トップに「ODA留学に官僚特別枠」、こういう記事がでかどと出ておりました。

要は、JICAの中に国際協力の人員を育成していくために枠をつくって、民間あるいは事業団のプロパー、そして官僚、各役所から国際協力のための人材訓練のために留学をさせている。そういう中で、官僚の特別枠というのが、まあ具体的にあるのかどうか知りませんが、かなりの枠があった、しかも、その行くのが全部先進国だというように書いてあります。そのこと自体どうこうというのは、まだ実態が明らかにされておられませんので、余り云々はいいたしません。

実は、その片一方で、同じようにこの朝日の一面のところに写真入りで、「紙面から」ということで、伊比恵子さんのアカデミー賞受賞というすばらしいニュースも載っているわけですね。この伊比恵子さんという方は、何かミス日本になられたような、ちょっとオードリー・ヘップバーンに似ているようなすばらしい方でございます。またこれは、私、朝宿舎を出る前にたまたまテレビを

ひねって見たら、ぱっとちょっと映ったんですね。時間だったので全部も聞かずに出てきました。ただ、想像するに、この方は、ミス日本に選ばれて、本来ならば女優として大いに期待されていたところなんだろうが、みずから、自分の向きといいますか自分の個性というものを脚本、映画制作の方に求めて、ニューヨーク大学で留学をして、随分と苦勞をされたながらも研さんを積んで、そしてその修士論文に当たる作品がアカデミー賞を射とめたということなんですね。

朝日一面のこの二つの報道というのは、何か象徴的なことを意味しているように私には映るわけです。どういふことかとすると、やはりこの伊比さんというのは、みずからリスクを負いながらも、自分の可能性を求めて、そして多分その負担もみずから負担して留学して、そして非常にプレッシャーのかかる中で勉強されて、こういうすばらしい創造的な成果を生まれた、世界的に評価もされている、こういうことなんですね。

もちろん、人材の育成という意味においては、JICA等でやられるという高度の専門家の育成というものは私は当然必要だろうと思うんですね。しかし、片一方は、リスクを負ってみずからやってこられた。そして片一方は、役所の方からJICAの人材育成のそういうスキームに乗って、しかし役所そのものの給料等もいたさないから、このJICAの特別枠を利用して先進国に留学をして勉強する。このこと自体は、私自身は否定するものではありません。しかし、それが本当に国際協力という場で生かされるようなものであるのかどうか、その辺に疑問を感じるわけですね。

まあ、通告もしておりましたので、具体的なことはお聞きしません。要は、必要であれば政府としてきちっと初めから、そういう公務員の国際的な研修という意味で、もともとと人事院の枠をふやすとか、あるいは各省庁の専門家ということとこれを国際協力に生かすというなら、もともと制度的にきちっと位置づけをして、発展途上国に、まずはそういうところに行かせて経験を積ませ

て、それをもつてさらに高度の、援助はいかにあるべきかというように勉強のために先進国に行かせるだとか、何かそういうことがあつてしかるべきだと思ふんです。この記事から見ると何か、ただ外国留学のためにJICAの制度を特別にうまく利用しているというようにしか受け取れないんですね。

これはどういふことにつながっていくかという、やはりこういう時代、みずからの個性を伸ばして、多少のリスクを負いながらもみずからの自己実現ができる世界を求めていくというようない人材が育つてこなければ、本当の国際協力の人材というものは出てこないだろう、こういうふうにも思ふものですから、その辺のところを実は、多分これはJICAということになると外務省になるんではないかと、企画庁長官もおられますので、お聞きしたいわけですが。

特に、後々議論をしたいわけですが、要は、人材育成ということについても正面からとらえてやっていかないと、ただ効率論で数をこれだけ減らしたと。これだけの数を減らして本当にやっていけるかというところと、そこは当然、ごまかして言うては語弊がありますが、こんな少ない人材でやっていけるわけがないので、どこかでつじつま合わせをやっているに違いないんです。

同じようなことをこの留学のところでもやっていっているんじゃないのかという感じがするものですから、その辺を、民間にもおられ、そしてまた国際協力にも間接直接に携わられた企画庁長官に、やはり人材の育成という面から、若者にも少し夢と、そして覚悟を持ってやらせる、そういうメッセージを含めて、冒頭お聞きをいたします。

○堺屋閣下 前田委員仰せのとおり、伊比さんがみずからの力でアカデミー賞短編ドキュメンタリー賞をおとりになったこと、大変慶賀の至りでございます。特に「パソナルズ」という、高齢者の実態をお振りになったというのは、これからの日本にも参考になることかと思ひます。

お尋ねの留学の件でございますけれども、私もけさこれを見ますと、正確なデータを持つておりません。と申しますのは、これはJICAの話でございます。本日御審議いただいております国際協力銀行、もしくはその二つの母体になります日本輸出入銀行及び海外経済協力基金と直接結びついておられますので、調べておりませんでした。その点は手抜きかもしれませんが、新聞によりますと、十一省庁から三百十八人の人が出ているということで、大体四割に当たるというようないことが書かれております。

私は、委員も御指摘のとおり、若い公務員がこういう制度で海外に留学して研さんを積むこと自体、必ずしも悪いこととは思ひませんが、その制度が最適であるかどうか、それからまた、そこへ留学した人たちがこのJICAあるいは国際協力というテーマにふさわしい勉強をし、その後その能力が生かされているかどうか、これはいささか調査してみることがあるのではないかと思ひます。

日本の立場を考えますと、これから国際的に協力事業に専念する人材をふやしていかなければいけないのは事実でございますので、どのような制度のもとでどのように明確にしていけるのかがいいのか、検討の余地があるのではないかという感じもしております。

正確なことにしましては目下調査しておりますので、後で、この会議が終わるまでには詳しい数字もわかると思ひます。今のところ明確な数字はわかっておりませんが、それだけの意義があると言えなくはないのでございますけれども、本筋から離れたところもあつたかもしれないというふうな気もいたしますので、後ほど正確に調べて委員に御答弁できるようにしたいと思います。

○前田(武)委員 この国際協力銀行というのは、これに至った最初の契機は第三次行政改革にあったと思うのです。臨時行政改革推進審議会ですか、この中で、特殊法人の合理化という中で出てきた議論であつたと思ひます。

ルーツからいいますと、ここにその最終答申があるわけですが、それが細川内閣、羽田内閣の中でかなり固まってきた、村山内閣に引き継がれて、当時の村山内閣はこれを一番大きな行革の政策課題としたというふうに承知をしております。その後、平成七年に閣議決定されたということで、本来、経緯を聞きかたつたのですが、余り時間がないので私なりにまとめて申し上げると、そういった経緯の中で、政府系の金融機関の統合ということで、かなり唐突にこの経済協力基金と輸銀とが統合ということに決まったということとを承知しております。

そして、さらにその後のこういう国際的な金融の大きな環境の変化というものがあつたわけですが、まず一つお聞きしたいのは、臨時行革審の最終答申というものがこの国際協力銀行にどういうふうになかされていくのかということをお聞きいたします。これは政府委員でも結構でございます、ごく短く。

○河出政府委員 ちよつと今手元に行革審の資料は持つておりませんが、当時いろいろな特殊法人の改革の議論がございまして、最終的には、海外経済協力基金と日本輸出入銀行が同じように国際的に資金供給を行う機関であるということ、この二つを統合するということが平成七年三月に閣議決定をされたものでございます。

○前田(武)委員 要はスリム化というようなことであつたのだらうと思うのです。

それからその次に、具体的にはこれは平成九年の暮れにまとまつておりますが「財政投融資の抜本的改革について」、資金運用審議会懇談会のまとめがあるわけですが、そういった中で一つの方向性も出ております。

まさしく政府系金融機関の国際関係を担当するこの二つを統合したわけでありまして、例えば貸し倒れリスクの観点から財政投融資の対象としてふさわしいかどうかということについての議論が当然あつたわけです。そして、民間ベースでの事業対象となり得る分野については基本的に財政

投融資の対象としないことが適当だということなことも出ております。

さらに、融資債権はその融資実施機関が満期の到来まで保有し続けていることが通例であるということ、リスクのすべてを政府系機関が抱え込む必要はなく、リスクを分別してコントロールすべきである。要するに、証券化であったり保証であったり、そういうものに特化していくべきではないかというような結論も出されていると思ひます。

その辺のことがこの国際協力銀行にどういうふうになかされていくのかということについて、これは大蔵大臣に、ごく概括的なお考えで結構でございますから、お聞かせ願ひます。

○宮澤国務大臣 輸出入銀行も海外経済協力基金も、戦後かなり長い歴史を持つておりますけれども、現在両方とも非常に立派な仕事をしておるといふふうに私は評価をいたしております。

長い歴史の中で、両者の間の権限調整あるいは分野調整というのはしばしば非常に難しい問題でございましたけれども、私自身は、たまたま偶然におのおのの所管大臣であつたことが何度ございまして、比較的公平に見ておつたつもりでございますけれども、ようやく、長い間の経緯の中からは仕事の調整もでき、また不必要な摩擦もなくなつてまいりました、二つともいい仕事をしています。二つともいいふうにしております。

が、前田委員の言われます、前田委員御自身もまたその辺のことはよく御存じでいらしたわけでございますけれども、おっしゃるようには行政改革ということと両方を一緒にしよう。それは、対象となる国と申しますか地域と申しますか、先進国にしる発展途上国にしる、いずれにしても問題は経済に関する問題あるいは国民生活に関する問題等でございますから、対象は似ている。殊に、最近またグローバルな問題というのがある地球規模で、エネルギーであるとか環境であるとか貧困であるとか、そういう問題が出てまいります。二つの機関の仕事は、かなりはつきり分けはさ

れておりますけれども、しかし、グローバルな問題になつてきますとまた似てきているところも出てまいつておつたと思ひます。

したがいまして、行政改革という目的を持つて二つのものを一つの金融機関にして、今おっしゃいますように、融資もありましようODAもございまいましよう、また保証もございまいましよう、そういうものを一つの金融機関にして、しかし勘定は分けてであらうと思ひますが、ODAとOD Aでないものを一緒に一つの金融機関で行おうというの、私は、一つの考え方であらう、殊にグローバルな問題がだんだん大きくなりますとあるいは余計そういう必要があるかもしれない、こういうふうにご考へております。

○前田(武)委員 特にアジアの金融危機等を踏まえて、言つてみれば日本の企業もほとんど出ていつていくわけですから、相手国の貸し流り、それから本国の日本の貸し流り、そういう中からファイナンスの上では苦しい状況にあるといふこともいろいろ新聞報道を通じて聞かされております。そういった中で、宮澤大蔵大臣のいわゆる宮澤構想、三百億ドルだつたのですか、出されたし、それからまた通産省の方は通産省の方で、タイドローンというふうな形で発展途上国に対する一つの援助というふうなものを考へてきたといふようなことも新聞紙上で報道をされております。

要は、時間がないので結論的なことになるわけなんです、国際協力銀行をつくることの政策的な目標であつたり判断の基準であつたりそういうものが、現実にはきょう上程されておりますこの国際協力銀行をこういう法案にまとめる時点でもう全く通つてしまつたといふところかなり問題を含んでいる、私はこういうふうに思ふんですね。

これはこれで、私は、大蔵大臣がおっしゃるように、こういう協力銀行という非常に多様なツールを持った国際協力を実施していく主体、こういうものは日本としてあるいはうまく使えば戦略的には非常に有用な実施母体になる、こういうふうにも思ふんですね。

したがつて、そこは何か余り建前主義に陥らずに、これから、私を初めとして始まるこの議論の中で、やるべきところはきちつと、それこそこれから法改正も含めて政府の中で検討されて、人材の確保であつたり顔の見える援助であつたり、そして、今は緊急的にどうしてもローンをとんとん組まなければというところがあるかも知れませんが、要は、国内においてはこれだけ貸し流り対策というのでできるわけですが、海外においてはそういう支援ができないわけでありまして、ここに頼つていけるという面が実質あると思ふんですね。それが三百億ドル構想の中に入つていけるかと思ひます。

それからまた、発展途上国そのものがこのままだと金融的に破綻してしまふということになると、それが翻つてアジア経済、世界経済そのもの自体が非常に厳しい状況に追い込まれる。それを避けるために、日本がいわゆるブリッジローンであつたりアンタイドローンであつたり、そういうものを用意していく、これもわかるんですね。しかし、その位置づけというものが余りなされぬままにこゝへ来てしまつていけるような感じがいたしますので、宮澤大蔵大臣と企画庁長官にそれぞれ、こゝで一たん整理をされて方向性をきちつと示していただきたいわけです。ひとつ御答弁をお願いいたします。

○宮澤国務大臣 先ほど申し上げましたような背景があり、しかし、一昨年からアジアの経済危機というふうなものがございまして、アジアの国々の状況を見ておられますと、もちろんかなりの先進国もございまして、またODAの対象である、対象でないといったような問題もございまして、対象全体としてこれを見て、我が国として相手方との話し合いの上でどういう支援の仕方が適当かというの、かなり総合的な判断を要する問題だといふふうに考へております。

それは、政府部内でも各閣僚の間で、あるいは各省庁の間で話をいたしてやつてまいりますが、これからこういう一つの金融機関ができますと、

金融機関自身が、もとよりODA部門とODAでない部門とが二つございますけれども、具体的なケースをどのようにして取り扱うことが一番相手にとって好都合であるか、したがってお互いの関係でいいかという判断は、かなり私は高度な判断が要るだろうと思います。

それは監督官庁の判断というよりは、恐らく銀行そのものの役職員の判断にかかるとは思いません。思っております。冒頭に申しましたように、長い年月の間に両方の、基金と銀行との仕分けはかなり経験に基づいて上手にできてまいっておりますから、それを今度統合した上でどういうふうに具体的なケースにそれを使っていくかというのは、かなり高度な判断が役職員に求められることになるのではないかと、私はそういうふうに考えております。

○前田(武)委員 後でまとめてまた御指摘をいたしますが、その前に、要は合わせると二兆円程度のものになるんでしょうかね、年間の融資額、供与額というものが、一説によると輸銀以上のボリュームになる、こう言われているわけですが、その人材たるや、やはり行革議論を引きずってきて、今や恐らく観点は、行革、スリム化の議論でこの国際協力銀行をつくったとは思えないんです。日本政府の戦略的な考え方として、いや、あるかどうかは知りませんが、国際協力を受け持つ非常に重要なポディーとしてこの国際協力銀行を位置づけるなら、わずか八百数十人でこれだけのことがやれるわけがない。それこそ願の見えない、もうその場その場の処理だけで追われるということになると思います。

OECDもあるいは輸銀も、職員たちは随分と過酷な条件の中で多分、恐らく休日返上でやっておられると思うんですね、アジアの金融危機もこれある中でどんな援助も出していくわけですから、それを政治の場で、政府の最高首脳が、相変らずその議論の上だけにのっとって、御都合主義の上ののっとって、いやこれだけ支店を減らしたとか、人数はこうなりましたとかいいうよう

なことでは済まないと思うのですよ。もつと真つ正面から、専門家にしてももつと人材は必要になるわけでありまして、その辺のところは相変らずその場しのぎというふうなことでやるものですから、朝日新聞のきょうのようなああいう記事にもなっていくわけでございます。

その辺の、人材の育成、確保、そういう面からいって、ちよつと短時間で企画庁長官の、総括については後ほど聞きます。

○堺屋國務大臣 御指摘のとおり、輸銀と基金の統合というのは行革議論から出てきたものでございまして、私も、やはり統合すべき合理的な根拠がある、今もあると考えております。これを統合することによりまして、ODA、非ODA両方を迅速に、窓口を一本に行える、また人材の活用も広く応用できる、そういうような利点が出てくると思います。

また、アジア危機に際しまして、輸銀と基金の資金を合わせて援助を行うというふうなケースも出てきております。さらにアントイドローンというふうな新しい方法も出てまいりまして、これから多様化する中で、この銀行を、委員御指摘のよう、人材育成を含めて日本の一つの重要な拠点に育てていくようなそういう行政指導あるいは銀行自身の覚悟があれば、これは非常に有用な方向に発展していくものだと考えております。

○前田(武)委員 もう時間が参りましたので、それでは、この新しく発足する銀行が、まさしくこういう大きな世界経済の大変換、そして日本に期待される国際協力に対するニーズの変化等を踏まえて、例えば環境基準の問題であったり、あるいは人権重視の日本の二十一世紀の外交目標といえますか、そういうことを踏まえて本場に実のあるものになっていくように、その基本はやはり情報公開というのが非常に大きな観点だと思っております。その辺を踏まえてしっかりとやっていただくことをお願いいたします。最後に長官の御決意だけお聞きいたします。

○堺屋國務大臣 この銀行が統合されました場合

には、二つの違った部門もございまして、総括的な部門もございまして、あらゆる観点で情報公開は重要だと思っております。その点につきまして、この銀行の法律にも細かい規定もございまして、公開することにもなっておりますし、また、インターネット等を通じて迅速に発表していきたいと思っております。

こういうことを通じて、情報公開を通じて、皆様方、全国民の批判も受けながら、さらに立派なものにしていきたいと考えております。

○前田(武)委員 終わります。

○古賀委員長 小池百合子君。

○小池委員 自由党の小池百合子でございます。自由党を代表いたします。本案、国際協力銀行に關しての質問をさせていただきます。

まず、ただいま前田議員の方からも幾つかございましたけれども、私も新進党時代から、特殊法人につきましましては、一たん全廃をした上で、機能として有効性を考えて、本場に機能する形に持っていくべきではないかということを中心としてまいりました。その意味で、今回のこの二つの特殊法人の問題でございまして、もう少し考えることができたのではないかと、また、一たんゼロにしても一度やり直すといったような大胆な改革の方が本当は今の日本に必要なスピードではないかというふうに感じているところが、本心ではござい

す。中には、基本的なような切りの方を変えただけではいかんといったような批判も、マスコミ、世論などを通じて伝えられているところではございます。また一方で、それぞれの現場で活躍しておられるOECDとして輸銀の職員の方がぼろっ

と漏れられるのは、いや、この二つが統合しても何も変わりませんよといつて実は豪語しておられるわけでございます。そのあたり、今回の統合に向けて、そういうことを言われたいために、業務の経済性、効率性、有効性をしっかりと確保していただかなければならないというふうに考えております。

この統合を一つのモメンタムとして積極的にとらえたいとしても、今後、主務官庁とか、また共管にまたがるわけでございます。輸銀はもとと大蔵、そしてOECDについては経済企画庁となっておりますが、今後、省庁再編によりまして経済企画庁が内閣府の方に移るといふことになっております。そこで、名称を何というのかまだわかりませんが、大蔵と経企の共管、これで責任の所在が分散するのではないかと、たような心配もございまして、そしてまた、先ほどJICAの御説明もございました。外務省がこれにまた絡んでくるということで、このあたり今後の戦略的な、国際支援、この日本のあり方、共管によって、先ほど申し上げましたように、責任の分散が行われてしまうのではないかと、また、それを防ぐためには何をすべきなのか、経済企画庁長官から伺いたいと思います。

○堺屋國務大臣 もともと、この二つの組織でございまして、輸銀の方は一九五〇年、サンフランシスコ条約以前にでき上がっております。当時の、非常に輸入金融が貧しかった、輸出も難しかったというふうなときから始まっております。

一方、基金の方は、たしか一九六一年、日本がやや豊かになりまして、国際的にもそれなりの貢献ができるだろうというとき、これは、当時ありました賠償とも関係がございまして、でき上がったような経緯がございまして、それぞれ違った生まれ育ちをしてまいりました。

それがだんだんと巨体化、発展いたしました。輸銀の方は、民間の金融にそぐわない非ODA、グラントエレメントが二五%以下のものを担当し、基金の方は、それ以上の国際協力業務を担当するということに分かれて発展してきたのであります。

したがって、その過程においては、それぞれに存在意義があり、違いもあったものだと考えておりますが、だんだんとその境界線が重なってまいりまして、両方の機能の中に、共通の知識、

共通の問題点などが生まれてまいりました。そういうようなノウハウの共有、効率化というような点も考えて、この統合ということが進められたのだと承知しております。

したがって、この統合は、単に看板をかけるだけではないに、やはり内容的にも二つが一つになって効率がよくなり、窓口が一つになり判断基準が早くなったと言われるようなものでなければならぬと思っております。もちろん、これはある種の理想論でございまして、統合組織がいろいろ問題を抱えることは十分承知しております。

したがって、次の問題として、委員御指摘の所管の問題があるわけでございすけれども、この非ODA部門、金融的な部分の大きい点につきましてはは大蔵省が所管し、そして、従来の基金がやっておりますODA部門については引き続き経済企画庁が監督をする。双方にまたがります総務部門等につきましては、両方の共管でございすが、まず窓口といたしまして経済企画庁が所管する。これは、峻別することによって混同は避けられるものと思っております。

なお、委員御指摘のように、経済企画庁が内閣府の一部になることが予定されておりますけれども、その際にも、これは大蔵省に一括されるとかそういうことがございせんように、責任を持ってこの業務については内閣府の方で適切に所掌していきたい、適切な形で省庁再編成のところにも位置づけていきたいと考えております。

○小池委員 今回の特殊法人の統合でございすが、もちろんスリム化ということも必要でございす。ただ、今回は職員が約二名減るというだけの話でございすが、しかし、私は、その数の問題よりも有効性、機能面を重視して考えていきたいと思っております。

その意味で、その機能から考えますと、円滑な対外経済活動を支援するための貸し付け、そして保証業務、これを見てまいりますと、現在の通産省の貿易保険と非常に類似、酷似してくるわけ

でございます。この貿易保険のあり方ということも議論はされているとは聞いておりますけれども、むしろ率直に、客観的に、機能ということではないらば今後この貿易保険の統合ということも考えられるのではないかと思ふんですが、いかがでございすでしょうか。

○八木説明員 お答えいたします。国際協力銀行の国際金融業務は融資業務を主体としておりまして、我が国の輸出入や海外における経済活動を促進するための金融面の支援のほか、国際金融秩序の安定を図るための資金協力等を行っております。

貿易保険の方につきましては、戦争により発生するリスクなど、民間部門において救済することが困難な危険に対してカバーしておるところでございます。

我が国企業の貿易や対外投資融資につきまして、これまででも輸銀の融資業務と貿易保険とが密接な連携を図りつつこれを促進してきたところでございすが、国際協力銀行におきまして、引き続き的確に貿易保険と協調しながら対応してまいりたい、こう考えております。

○小池委員 それぞれが連携してということですが、であるならば、私は、むしろ統合を目指すべきではないか。この件については私、党の方でも担当いたしましたので、今後も引き続き考えてまいりたいと思っております。

さて、それぞれ委員の皆様方のお手元にお配りいたしました資料がございす。これは、中国の国防予算、国防支出の推移を、一九八二年から一番最近の数字までを時系列で並べたものでございすが、ごらんのように、GNP、GDP、倍々ゲームでふえてまいりました。一方で国防支出の方も、前年比で、一番直近の数字で二五%の軍事支出増というふうになっております。ついこの間の全人代でこれが発表もされたわけでございす。私の知る範囲で、ODA大綱というののございす。四つの原則があるわけでございますが、その中の例えば二番目、軍事的用途への使用の回避、

それから三番目の、軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払うこと、こういうことがODA大綱の原則の中に書かれていることは御承知のことだと思ひます。

かつての核実験であったり、それからこの軍事費の大きな伸び、また軍事費は、この一五%増というところだけではないにせんで、中国の場合には国家財政支出の中に巧みに軍事に関連した費用も含んでいっていることは、周知の事実でございす。

我が国は、せんだつての江沢民主席の訪日の際にも、多額の支援をするということが行われているわけでございますけれども、そもそもこういう軍事大国化を目指している中国に対してのODA、日本からのODAが本当に必要なかどうか、またODA大綱の原則として掲げていることに、むしろ反対といひましようか、違反しているのではないか、そういう思いがあるわけでございますけれども、いかがでございすでしょうか。

○堺屋閣下 中国はアジアの大変大きな国でございまして、国際経済にも重要な意味を持つております。そういう意味で、中国に対するODAは日本にとって重要な、経済的にも、国際政治的にも重要な意味を持つていっていると考えております。したがって、ODA大綱の原則に十分注意しつつ対中援助を行っている次第でございす。

小池委員御指摘のとおり、近年国防支出が増加しております。それは金額だけではなく、GDP比率で見ましても、一番少なかった一九九五年は一・一%あたりだったのが一・三三%にふえておりますけれども、もともと前年と見ますと、八〇年代を見ますと三%ぐらいの時もございまして、それほどほとんど軍事大国化しているというふうには認識していません。かなり軍事に力を入れているという形跡はございすけれども、これで軍事大国化を目指しているとは一概には言えないのじやないかと思ひます。

また、日本の援助がそういう長距離ミサイルや

核関係に使われているとは考えておりませんで、我々といひましては、経済インフラ、農業、環境、健康、保健医療、人づくり及び沿海地方と内陸部との経済格差の是正というようなものを具体的に考えて援助しております。それが簡単に軍事目的等に流用されているとは考えておりません。

○小池委員 もちろん、中国の存在がアジアにとつて、そして日本にとつても重要な国であるということについては、私も異論を持たないところではございす。しかしながら、先ほど私が挙げさせていただいた数字、それから、経済インフラの建設を支援するというところでございすが、日本と違ひまして、例えば空港の建設というのは、空港はすなわち軍事にすぐ転用するのが中国でございす。また、広い道路についても、これも軍事利用ということも即考えられる国家でございす。そういうことを考えますと、もともと慎重に、私たち納税者、そして財政投融資のお金を使うべきではないのかというところを指摘させていただいてるわけでございます。

それともう一つ、今、納税者の観点ということでも申し上げましたけれども、これまでの中国に対しての巨大な我が国の支援でございすが、中国においては、病院の建設であるとか橋の建設であるとかそういう建設が、竣工の際に、全くと云つていいほど、これが日本の援助でできていっていることは国民、人民には知られていないという大きな問題があるかと思ひます。

私たち日本が日本の支援を、はい、これ、日本です。日本です。よというところで余り大きな、ハイプロファイルという、これは日本がやりましたという押しつけでは、これもまたみつもまないことになるかもしませんが、しかしながら、問題はそのバランスだと思ふんですね。

これまで多くの日本のお金が、たとえ歴史的な経過があつたにせよ、私たち日本人が一生懸命働いてたためたお金を、中国の方に支援をし、それが日本の支援であることを人民が知らないというところについては、納税者としては愕然とするばかり

でございます。また一方で、それを報じてこなかった両方のマスコミの責任も、中国、そして日本の責任もあるのではないかと申すわけでございますが、長官、いかがでございますでしょうか。

○堺屋閣下 御指摘のとおり、日本の援助が顔の見えない援助という点につきましては、私も痛感しております。

私も、かつて七年間、「あすの世界と日本」という番組をやりまして、三百五十本海外取材をいたしました。そのうちの百本以上がこの海外協力事業でございましたが、ほとんど日本の援助と知られていない、あるいは日本以外のそれを施工した会社、あるいは設計した会社、あるいはそこに長くいて人民のために尽くした個人の属する国、そういつたところの援助と申されている例も結構たくさんございまして、私もがっかりしたことがございます。

この顔の見えない援助という中には、三つの定義があると思います。これが日本の援助だと知られていない、これが第一の問題。相手国で知られていないというのが第二の問題です。第二番目は、何か日本の援助らしいけれどもという程度でございまして、日本のだれが、どの会社が、どんな人が、どういう苦勞をしてこれをやったかという物語性がないという問題がございまして。第三番目には、今度は日本人の側が、日本が一体どこでどんな援助をしているのか余り知っていない。こういうような三つの問題があるかと思っております。

第一の問題につきましては、相手国におけるパブリックアクセプタンスといいますが、PRもある程度しなきゃいかぬと思いますが、これが思着せがましきならぬ程度にやるということも大事な点で、その辺の兼ね合いの問題はあるかと思っております。

第二の顔の見えない援助ということになりますと、やはりこれをやっただれそれさんという個人なり会社なり、そういったものが大事でございまして、人材育成ともあわせて、一つのプロジェクトに非常に力を入れて、極端に言えば生涯をか

けるような人を育てていくということも日本にとつて大事なことでないかと思っております。

そして第三に、やはり日本国民がござつて参加するということ意味で、NGOとか草の根運動とかいうような方々との話し合いも広げていきたいと思います。日本がこういう援助をしているんだということを広く国民に、特にNGO、NPOをやつておられるような方々にも知つていただけるような施策をとつていきたい。この協力銀行ができれば、そういうような活動もしていただきたいと思っております。

○小池委員 冒頭におっしゃいました、知られていないということですが、知らせる努力をすべきであるというように思っています。

また、中国では、たまたま日本の支援のことが伝えられても、中国語では合作という言葉が使われる。日中合作。日本語と中国語では、同じ漢字でも、日本語の手紙は中国ではトイレットペーパーに変わるといふほど意味が違つたりもしますけれども、この合作という言葉は、中国人には、結局日本にもうける機会を与えてあげているというように、そういう印象があると聞いております。

ですから、日中合作といふと、何か協力しているような日本語のニュアンスが若干あるようにも思われますけれども、そうではなくて、日本の支援であるということと明確にわかるような努力をしていただかなければ、やはり納税者として、特に国内の景気がこういう厳しい状況にある中で海外の支援はいかになどという議論も残念ながら出てくるきやうなところでございまして。よつて、先ほどおっしゃいました知られていないということと、知らせる努力をするということに努めなければならぬのではないかと思っております。

また、顔の見えないということについては、これまでいろいろな、国内の談合の延長でODAが行われるというやうなことで、それから、世界各国からのいろいろな批判を受けてタイドからアンタイドということにこれまでしてきたように思っています。

しかしながら、一方、私も各国を回りますと、いわゆるODAなど、もう各国がまさに利益を求めて競争しているやうな場面は多々あるわけでございまして。そして、片仮名に変わればちよつとニュアンスが変わるだけで、タイドかアンタイドかといふのはひもつきかひもつきでないかという日本語になるわけでございまして。国際的なルールの中、そして透明性を持たせた上で、アンタイドというのからタイドにもう移していく必要もあるのではないかと、これが一つ顔の見える方法となるのではないかと、これまでのやうな批判などを招かない範囲でこれを行うべきではないかと私は考えるのでございまして、いかがでしょうか。

○堺屋閣下 小池委員がおっしゃるとおりでございまして、日本はアンタイド化するという国際的な傾向ですつとやつてまいりました。このアンタイド化することとやらざるべきとを顔を見えなくするということとを限らないでございまして、日本の特別な技術、あるいは日本に特有な方法といふものが生かされてくれば、アンタイドであつても日本の企業が参加する機会がふえますし、それ相應の効果もあるかと思つたります。国際的ルールの範囲内でタイドローンも拡大していきたい。そして、なるべく顔の見えるやうなプロジェクトをとるということも必要だろうと思っております。

また、昨年十二月に設けられました特別円借款というルールがございまして、原則として日本タイドで供与されることになっておりますが、その透明性を高めるために、まず、第三者機関、これは外国の機関であるとか国際機関とかであります、そういうものによつて定期的、事後的に監査を導入する、あるいは、今度でます協力銀行の担当分野におきます調査活動を活用いたしましてプロジェクトをチェックする、公正性につきまして問題が発生した場合には再入札等を行う等の点を入れて、特別円借款の枠をつくりました。これから三年間に六千億円ぐらいのものをやつていこうと

いうやうなことも考えております。そういうやうな両面を通じて、委員おっしゃいますやうな顔の見える援助、そして日本国民に納得されるやうな援助を拡大していくことが重要かと思っております。

○小池委員 ありがとうございます。

最後に伺つていただきます。特に、あれは何年ごろなんですか、ベストセラーとなつた「油断」を書かれた長官に伺いたいのでございます。ODAの範疇には入らないのが中東の産油国でございます。今、金融分野、自動車産業とともに、大変グローバルな再編が行われているのがエネルギーの分野でございます。我が国は、少資源国家であり、またODA白書の一番冒頭に、海外に資源と市場を依存する我が国にとつてODAは大変重要だといふふうに書いてもございまして。今後のエネルギーの安定供給という意味では、幾つかの方法が考えられるとは思ひます。しかしながら、やはり中東の資源を持つ産油国との協力、これが単に、石油を買いますといふだけの話ではなく、複雑な、いろいろな協力関係が構築されることが必要ではないかと考えているわけでございまして。この新しく設立される国際協力銀行、そして、これまでのJICAなどの人材面での支援、研修なども含めて、総合的にこの対中東協力ということとを戦略的に考えるべきときに来ていたのではなにかというふうに思つてございまして、長官のお考えはいかがでしようか。

○堺屋閣下 アラブ文化に詳しい小池委員のさすがの御質問だと思ひますが、エネルギーにつきましては、今、石油はたまたま大変過剰でございまして値段が下がつておりますが、これが果たして十年、二十年の状況が続くかどうか非常に問題がございまして。

ただ、中東産油国にODAを使うとなつて、中東産油国というのは非常に所得が高いものでございまして、それにのるかどろかという問題は別途ありますが、エネルギー政策、エネルギー対策全体にとりまして、これは、JICAその他を

通じて、また日本の外交全体を通じて、あるいは民間企業を通じて、大きな戦略を練る必要はあろうかと思ひます。

ちょうど一九六〇年代の中ごろから終わりにかけて、石油危機が比較的近くに迫っているときで、日本では、石油危機、石油が足りなくなるなどという事は夢にも思っていないので、すね。あのときのことを思い出しますと、やはりエネルギー戦略の総合的な立案、長い目で見た考え方、そしてそれにどう対応していくかという外交、商業両面での発想というのは、今も極めて重要な問題だと考えております。

○小池委員　まさに、二十一世紀に向かっての国家戦略が今必要な時期だと考えております。その意味で、もちろん、産油国でございますからODAの対象にならないわけではございますが、総合的な戦略でもって、資源の確保、そして各国との支援、協力ということを強力に進めていっていただきたいと思っております。

日本というのは、どうも戦略的に考えることが苦手といえますか、あえて控えてきたところがあるかと思ひます。それも、今、よく西暦二〇〇〇年問題でコンピュータの問題がとらえられておりますけれども、欧米各国は実は、二〇〇〇年というミレニアム、千年紀ということでお祝いのムードもあるわけでございます。

それで、考えてみたら、日本語には千年という単位をあらわす単語はないのです。百年だったセンチュリー、世紀というふうにありますけれども、あともう一つ、英語で言うならば、十年のことをデカードというふうな一つの単語で言いやすく言葉があるのかどうか、数字が入っちゃうのですよね。ですから、その辺のところというのは、私は、発想として日本と欧米の違いということを感じざるを得ません。あるとすれば元号かもしれないが、これは日本の場合は結果的にかわるのであつて、なかなか単位として確実なものではないというふうなこともございます。お答えは結構

でございます。

いずれにいたしましても、そういう時間的な觀念と、それから国家の戦略ということを含めた上での国際協力銀行の活動ということを見守つて、またいろいろと注文もつけさせていただくということで、終わりたいと思ひます。

○古賀委員長　佐藤謙一郎君。

○佐藤（謙）委員　民主党の佐藤謙一郎でございます。

きょうは、新しい国際協力銀行法の審議に際しまして、本論につきましては後ほど同僚議員からの質問があると思ひますが、私は、環境ガイドラインを中心にして、環境問題をテーマに質問をさせていただきます。

今回の法案で、日本輸出入銀行、そしてOECDともどもに、とりわけ環境というものがどうも見えてこない、そんな感じがしてきょうはやってきたのですけれども、先般の参議院の予算委員会でも、私も民主党の福田委員に対して、堺屋長官並びに宮澤喜一大蔵大臣からは、環境のガイドラインを積極的につくつていこうというふうな、そうした御答弁を、お約束をいただいたわけでありました。私も、一九九二年にODA大綱を閣議決定し、その中に、環境重視、それから人道的配慮といった文言が加えられて、環境立国ということ強く打ち出されてきているわけでありました。残念ながら、今回の法案の国際協力銀行法の中に、例えば人権の尊重とか環境の保全、あるいは社会的公正に基づいた国際協力を行っていくという理念が法律の中にはあらわれていない。その辺が、NGOを中心として市民の方々から、どうも環境問題に対して後退的なのではないかという批判が出てくるように私も伺っております。最初に、そうしたことに對してお答えをいただければと思ひます。

○堺屋國務大臣　国際協力銀行における環境配慮ガイドラインというものにつきましては、その策定の過程において、国際的にも環境への配慮が重

要になっていることにかんがみまして、国際水準に劣らないよいものを策定したいと当庁でも考えております。

現在までのところ、基金の方には環境チェックリストがございまして、お金を出すときに環境問題をチェックするような形になっております。そして、輸銀の方は環境ガイドラインというふうな形になっておりまして、一定のガイドラインに沿つて行うことになっております。

御指摘のOECDの開発援助委員会が出しました「望ましい実践」というのがございます。グッドプラクティスということですが、政府の開発援助の実施に当たりまして、配慮すべき環境や住民の移転等についてのアセスメントに関する指針でございます。基金の環境を配慮するためガイドラインにつきましては、その内容を踏まえてこれからやっていきたいと考えております。

また、国際協力銀行、これをつくりますと、環境配慮ガイドラインの策定につきまして、これは必ずつくるつもりでございまして、よりよいものが策定されるように、内外の情報、意見等を伺ひまして、具体的な方法を今後誠実につくつていきたいと考えております。

○佐藤（謙）委員　今、ガイドラインについては、世界銀行、それから今長官からお話がありましたようにOECDの開発援助委員会のガイドライン、これがかなり厳しい環境配慮型のガイドラインになっているわけですね。

特に世銀がこうした環境基準を厳しくしてきたその背景には、私どもの失敗の背景、これは、インドでナルマダ・プロジェクト、インド西部のナルマダ川に三千近い大中小規模のダムをつくらうという、おおよそかけたダム建設計画があったわけでありまして、これが、住民移転あるいは環境に關するガイドラインを遵守していかどうかという、そうした世銀による調査委員会の調査結果によつて、これはどう見ても、当初十万人とされていた立ち退き住民が実は二十四万人であつたとわ

かりまして、こうしたプロジェクトに結果として撤退を勧告するという事になったわけですね。それを一つの奇貨として、世銀はさらに厳しいガイドラインをつくつてきたわけでありました。

私は、三年前に、中国の三峡ダムの問題にかかわつてまいりました。大体、規模からすると東京と姫路間、六百キロメートルを百メートルの高さで水没させるという巨大なプロジェクトであります。洪水調整あるいは発電、水運改善といったこうしたプロジェクトに、日本の企業が日本連合による発電機の応札をしようということで、一九九六年の十二月でありましたけれども、この発電機の入札締め切り直前に、日本輸出入銀行は日本連合による発電機の応札をバックアップするために融資を決める、同時に通産省も、日本企業向けの貿易保険を適用するということを決めたわけでありました。

そのときに、クリントン政権はこうした三峡ダムに対して厳しい方向を打ち出しました。これはどう見ても環境への配慮あるいは移住計画が不整備だということ、公的資金の供与を差し控えるべきだという決定を下して、それを受けて、アメリカ輸出入銀行でも自国企業への融資を差し控えることを表明したわけでありましたけれども、日本は、輸出入銀行を通じてそうした融資がなされるということになりました。私はこれは大変大きな過ちを含んでいるなというふうな考えをいつたわけですが、それでも、結果として翌年一九九八年にこの発電機、日本連合は失注をいたしました。つまり受注を逸したということでありました。

この三峡ダムについて、その当時から、輸出入銀行では例えばお話をいたしましたように「環境チェックリスト集」、そしてOECDには「OECD Fガイドライン、こういうものがあるわけですが、これも、この薄っぺらな環境チェックリスト集の中に、輸銀はこういうチェックリストを書き込んでおられます。

水力発電プロジェクトについて、住民補償、NGO。移転を余儀なくされる住民及び周辺住民へ

したがって、これについては非常に慎重に考えていかなければならないと同時に、このガイドラインの中でそれを定める、その運用に当たりましても適時注意していく、そういうようなものにつくりたい、つくれるように指導したいと思っております。環境問題につきましては、まだまだわかり

らない点もございいますから、一つの方法あるいは一つの計画にこだわらずに、その都度最適のものを選んでいくように指導していくことが必要かと考えております。

○佐藤(議)委員 いろいろな援助については、我々が当初よかれと思ったことが全く予期に反することになってしまったというようなお話もあるわけですが、それは、そういう人たちが、人生をかけて、それこそ我々が信じられないような苦しみの中に立っているわけですから、そうした方々のためにも、本当に日本の善意が、ガイドラインというものを通じてしっかりと環境立国への道を進んでいくべきであるというふうに思うわけでありまして、ここでも私も、ガイドラインについて必要なものは、やはり情報公開と住民参加、市民参加なんだろうと思うんですね。

気候変動枠組条約の第三回締約国会議、おとし京都で行われましたけれども、環境NGOを中心として、気候フォーラムというグループが集まりました。その質の高さに私はびっくりしたわけですが、環境NGOがますます成熟をして、恐らく行政と対等な情報量を持つようになる、その中で彼らから得られる情報というのは非常に大きく、意味のあることなんだろうと思うんですね。

今、私、公共事業をチェックするということで、国内を随分あちこち回って公共事業のチェックに走っているわけですが、どうも情報源が全く違う。行政側がとる情報と環境NGOがとる情報源が全く違うために、どうも話がかみ合わないケースが非常に多くなっています。その辺を、フレキシブルな、情報源を共有化することによって議論が成り立つような、そうした前提に情報公開というのはなくてはならないものだろうというふうに思います。市民参加というものがなくてはならないのだと思うわけです。

今までの輸出入銀行の場合、性格がOECFとは違うわけですから、どうも、借り手に対する守秘義務があるという民間銀行の論理というものは

支配され過ぎていなかったらどうか。公的資金をもつて援助、融資をしているわけですから、輸出入銀行の経営内容の不透明性がそのまま今度の新銀行に移行されると、これまた我々にとつて大変心配事でもあります。そうした点で、このガイドラインをつくるに当たっては広く市民やNGOの意見を求めるべきだろうと思います。そうした手はずというものを具体的に示していただき、また、ガイドラインに、その調査結果を公表するという公表の義務づけというのも大事だろうと思います。

その辺、私の聞き及ぶところによると、業務方法書、そういうものでいろいろと規定がつけられるというふうになっているわけですが、その中で情報公開と市民参加が担保されているのかどうかをお聞かせください。

○八木説明員 ただいま委員から御質問がございました点につきまして、環境ガイドラインにつきましては、できるだけ統一したものを作成して公表していくべきであると考えております。新銀行の定めます業務方法書の中におきまして、当該ガイドラインを遵守し業務運営を行う旨、記載する方向で検討中でございます。

また、当該環境ガイドラインを作成する過程におきまして、国際的な環境配慮の潮流を踏まえ、NGOも含め内外の情報、意見の徴取等を行いまして、よりよいものが作成されるよう、政府及び輸銀、基金の両機関と努力していきたいと考えております。

他方、輸出信用機関と政府開発援助を行う機関とでは、委員御指摘のとおり、違った側面もございまして、また、国際的にも異なる取り扱いが見られているという点につきましても、御理解いただければと考えております。

○佐藤(議)委員 ちょっと当たりさわりのない御答弁のような気がして、いま一つ環境に対する決意というものが感じられないのが非常に残念であります。市民参加と情報公開というものを、これからさらにきっちりとしたもの、市民が拍手さ

れるようなものをぜひともつくっていただきたいと思いますというふうに考えます。

そこで次に、今回のガイドラインが実効性を持つために、私はそれこそ優秀な輸銀やOECFのスタッフを何人も知っているわけでありまして、けれども、どうも、いろいろとプロジェクトを策定する、あるいは審査をする、その融資決定における最終的な意思決定が一体どの辺にあるのだろうかということが非常に心配なわけでありまして、環境社会専門のスタッフとか組織をもっと強化する必要があるんじゃないか。

世銀では二、三百人のスタッフがおられるわけですが、専門スタッフというものがOECFで九人、輸銀で六人。これはもう、けたが違っているわけでありまして。一方で人員の削減というのはテーマではありますけれども、その中でも専門スタッフを増員すべきであると思っております。特に環境室がこれから権限をどこまで持つことができれば、プロジェクトに、環境社会影響評価の結果これはストップすべきであるというふうなそうした判断が加わった場合に、環境室の権限でそれをストップすることができるほどの権限があるのかどうかも含めて、御答弁をお願いしたいと思っております。

○保田説明員 輸出入銀行の場合について申し上げますが、本行では、一九九二年に既に環境室を審査部の中に設置いたしました。

人員は確かに、御指摘のように少のうございまして。少のうございまして、これらの職員は、日ごろ世界各国とのそういうふうな情報の交換、収集あるいは調査研究をいたしますとともに、具体的な融資案件について営業各々がこれは専門家の意見も聞きたいといったような案件を持ち込まれましてときには、環境室自身が、現地調査も含めまして環境面のチェック、プロジェクトに対するチェックをいたします。

その結果は、本行の場合は役員会におきまして、私ももちろん出席をいたしますけれども、各部の融資判断を聞きますと同時に、環境室の意見、こ

れも同席の会議の上で聞きました上、全員で討議をし、結論を出します。環境室だけでノーと言うわけではありませんが、輸銀全体としての意思決定をいたします際に、彼らの意見、環境室の意見を十分取り入れて、最終的な決断をいたしております。

○篠沢参考人 円借款におきまして、先生御承知のとおり、環境案件というものが非常に高いウエイトを占めるようになっております。二割あるいは二割五分ぐらいのウエイトを持つようになってきておりますが、その切り口とは別に、先生がおっしゃいますように、すべての案件について環境という側面をチェックしていくという必要が今日の課題だろうと思います。

現在、基金におきましては、すべての円借款案件につきまして、環境社会開発室に必ず合意を要するというルールにしております。先ほどおっしゃいましたように、まだ非常に少数の部局でございまして、したがって、大変な繁忙状態であるわけですが、全体の数が限られております中でございまして、そのようなロードを強いておるといのが実情でございます。

○佐藤(議)委員 このOECFのガイドラインに「環境配慮に関する基本的事項」というのがあります。その中に、「プロジェクトは、借入国の環境保全にかかる法律、借入国が加入している国際条約等に定められた規定を遵守したものでなければならぬ」とあるわけで、これは一定の評価をするわけですが、時間もなくなりまして一言だけ申し上げさせていただきますと、これから環境問題というのは、ある面でも内政干渉を含んだものにならざるを得ない。これは、そうした中で、どれだけ援助国とぎざぎざのところまで詰めていけるかということなんだろうと思います。我々日本がきつちりと定めている環境基準を、紳士的に、高圧的にならないでどう援助国に伝えていけるか、我々、それがやはりこれからソフトとして一番大事なことになるだろうと思います。どうか、これから新しい銀行が、そうした援助

国に対して我々が考えている価値観をどう上手に伝えていけるかということ、一言お願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○古賀委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後二時二分開議

○古賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山本幸三君。

○山本(幸)委員 自由民主党の山本幸三です。きょうは、せっかくの機会でありますので、堺屋長官の対外経済問題に関する見解をぜひ聞かせていただきたいと思います。大変期待いたしております。よろしくお願いします。

まず、この国際協力銀行というのは、我が国の金融面での対外経済関係の重要な一環を担うわけですね。それは、ODAであり、あるいは非ODAであり、お金の流れという面で非常に重要な意味を持つ、つまり対外経済政策そのものであります。したがって、それは他の対外経済問題と密接に絡むわけでありまして、そういう意味で、対外経済問題全体についてのお話を伺わせていただきたいと思っております。

まず、この国際協力銀行が融資、貸し付けを行った場合、ODAであろうと非ODAであろうと、資金の拠出を行った場合に、これは国際収支表上はどういうふうに記載されるのでしょうか。

○堺屋国務大臣 国際協力銀行による円借款、輸出入金融、アンタイドローン等の融資のうち、対外貸し付けの分は、国際収支統計では、資本収支のうちの投資収支勘定に計上されることになりました。

○山本(幸)委員 つまり、金融取引、長期資本収支の方に入ると思いますが、それはどういう意味を持つかというと、政府が意図的にそういう貸し付けをやり、ピロー・ザ・ラインの長期資本収支

の流出という形にした場合に、これはいろいろな調整が行われて、その結果、国際収支表上の上の方では経常収支の黒字という形になってあらわれるはずでありますけれども、この点はそれでいいですね。

○堺屋国務大臣 長期資本収支でございますから、経常収支の上では黒字ということになってくると思います。

○山本(幸)委員 そこで問題は、では、この経常収支の黒字ということについてどういうふうに考えるかということなんです。

私は、これまで特にアメリカ政府から、日本は経常収支の黒字けしからぬと、ローレンス・サマーズなんかからしきりに言われて、そして、その経常収支の黒字を何とか減らさなきゃいかぬ、そういうことをこれまでずっと日本はやってきたように思います。一九八六年には前川リポートというのが出て、まさに経常収支の黒字はいけないものだからぜひとも縮小しなければいけないという観点からいろいろ言われて、それが高く評価されるという面がありました。私はこれは間違っていると思っております。

そういう意味で、もしアメリカのローレンス・サマーズが、ルービンさんはもうすぐやめると言われておりまして、サマーズさんが後を継ぐと言われておりますので、仮に、経常収支の黒字、それじゃなくてもふえているじゃないか、私の計算でいけば、昨年の暦年でGDPの三・三％ぐらいになったと思えますが、それでなおかつ、この国際協力銀行を充実させて、活動をやらねばやると、経常収支の黒字というのはいくらでもいずれにしても、日本の経常収支の黒字がそんなにふえるのはけしからぬ、何とかしろとローレンス・サマーズさんが言ってきたときに、長官はどのようにお答えになりますか。

○堺屋国務大臣 問題は、貿易及びサービス収支でございます。貿易黒字が計上され、サービス収支で黒字が出てしまう。そうしますと、残った黒字をどういうぐあいに使うかということになります。

ます。

アメリカが批判しているのは、日本にもっと貿易やサービスでお金を使えということでございます。その結果として経常黒字が残った、では、これは一番いい使い方は何だといいますと、長期的に見て、世界的な均衡が回復する方向で使えばいいということだと思います。

その点で申し上げますならば、長期資本の流出になりますけれども、これが相手国の産業を開発し、社会資本を充実させることによって経済を開発させるのに役立つならば、例えばアメリカの財務証券を買っているよりはずっと効果的ではないか、こういうふうに考えられます。また、一時はこの点につきまして、長期資本を投資しますと相手国の市場を開発して、それによって先進国の商品輸出市場を拡大するという意見もありました。ところが、近年におきましては、比較的、投資をしてから輸出産業なり輸入代替産業なりが育つのが早うございますので、そういうような問題でもこの投資の効果は評価されていると思えます。

また、開発効果ということが強調される反面、確かにメキシコ危機、アジア危機など、資金の流動性についての反省の声も上がっていることも事実でございますが、この国際協力銀行が明確な開発プロジェクトを持って行なうならば、そんなことはないだろうと思っております。

今日の現実におきましては、むしろ国際協力銀行は、我が国の経常収支の黒字を活用して資金管理を行い、発展途上国等の資本流入を促し、それで、産業、社会の開発に役立つものだ、こういうことは広く認められるところではないかと考えております。

○山本(幸)委員 そうすると、長官は、黒字は出ているかもしれないけれども、それはこの国際協力銀行のような形で、投資金融というような形で海外に還流させているから問題ない、むしろ財務省証券なんか買うよりはいいんだということ、サマーズさんの批判については、はつきりと、そういう理屈で黒字を縮小しろという要求が出てくるのを拒否する、そういうことではないですか。

るのを拒否する、そういうことではないですか。

○堺屋国務大臣 黒字の発生自体、つまり、日本が内需が低くて輸出が多過ぎる、この日本自体が不均衡であるという事態はそれとして解決する必要がある、縮小する必要があると思えます。しかし、それでも、日本が貿易黒字の発生する体質であることは今急に変わるものではないと思いません。

それであれば、その資金をいかに活用するかとすれば、この国際協力銀行などを通じて発展途上国の振興に役立てる、あるいは輸入金融に役立てるといふのが次善の策だと思いますか、その使い道としては最もいい方法ではないか、こう説明したいと思えます。

○山本(幸)委員 内需が少なく輸出に頼っているという点については直さねばいかぬ、それは日本の独自の問題、それはそのとおりだと私も思っています。

その際に、整理をするときに、いわゆる貯蓄・投資バランスというのがあります。貯蓄と投資のバランスというのがあります。今おっしゃったことは要するに、貯蓄、マイナスの投資が経常収支の黒字になるという式を頭に置いてそういうことを言っておられると思うんですけれども、おっしゃったように、そういう意味で日本の、それはまあ経済の好況、不況で、あるときには内需がちよつと低いというふうな、現状はそうだろうと思えますが、そういうことがあるかもしれないけれども、そういう循環的な部分と、それから、趨勢的に日本の経済の段階で恒常的に貯蓄、投資のインバランスが出てくるというのがあると思うんです。その両方が相まって今その差が出ていると思うんです。

その意味では、私が今お伺いしていることを整理すれば、要するに、日本の貯蓄・投資バランスというものは恒常的にプラスなんだから、そこは差があるんだから、それをすぐ縮小しろと言っても今無理な話だ、その部分については黒字が出るのは当然のことであって、むしろそれをこういう長期資本収支、投資金融という形で還流させて有

効に使うことの方が意味がある、したがってあなたの言っている批判は受けるわけにはいきませんよ、そういう理解でいいでしょうか。

○堺屋国務大臣 ほばそのとおりでございます。

日本がいつから經常黒字が定着したかと申しますと、石油ショックを克服した後なんです。第二次石油ショックのときにちよつとまた交易条件が悪くなりましたのでとんとんになりましたが、すぐそれから、ずうつと八〇年代から黒字傾向が続いております。

それで、これはいろいろ問題点がありまして、日本の産業構造にも問題があるだろうし、日本人の生活にも問題があるでしょうし、日本人の貯蓄の高さ、あるいは人口構造の問題で将来が少子化になるから今のうちにためておかねばいかぬという心理的な不安の問題もあるでしょうし、それから、しばしばアメリカ等が批判しますような、規制の問題で外国の商品が売れにくい等の問題もあるでしょう。これらの問題が解決しなければいかぬことは、先生御指摘の前川レポート以来繰り返して言われてきたことでございますので、それはその問題として別途解決しなさいけない問題だと思ひます。

しかし、現在日本は循環的にも不況でございますし、発展段階といえますが、大きな波動から見ても今お金がたまるような人口構造にもなっておりますし、精神構造にもなっております。そういう段階で考えますと、やはりこの際、ある程度の貿易黒字が発生いたしましたして、それを海外協力、海外投資に充てていく、その中の民間で投資する部分と、そしてこういうODA、非ODA等公的な機関を通じていくもの、こういうぐあいに分かれてくると思ひます。

これができるだけ相手国の産業開発に役立ち、やがてそれが輸入代替産業を興し、さらには輸出産業を興すようになってくれば、日本にとつても、輸入品がふえてきて日本人の好みの商品が登場するという事になれば、よい循環になる。ちよつと日本はそういう段階に來ていると思ひます。

す。かつてアメリカも一九二〇年代にはそうございましたし、五〇年代にもそういう時期がございました。

だから、今の日本にとつては、やはり国際協力銀行がなそうとしておりますODA、貿易金融というのは極めて重要な役割を果たすものだと思ひしております。

○山本(幸)委員 大変強いお答えで私は意を強くしておるんですが、今後、サマーズさんが変なことを言ってきたら、何を言っているんだ、黒字で何が悪いということをぜひ言い返してもらいたい。

私は、ずうつとこのところの我が国の対外問題を担当する方々は、アメリカから黒字でけしからぬ、内需拡大、市場開放しろと言われたら、唯々諾々と従つて、理論的に反論することなんか何もなくて、そして公共投資をぶち込んで、あるいはああでもないこうでもない規制緩和をやられ、場合によつては輸出自主規制なんというのやらされて、そして、いかに世界じゅうに日本はおかしなことをやっているという印象を振りまいた向きがあると大変遺憾に思つてゐるんですね。

そういう意味では、いや、黒字で結構だ、何が悪い、そしてそれを有効に使うことの方が意味があるんだというように長官がはつきりと言つていただけるといふことでありますから、私は、大いに意を強くして、ぜひ頑張つてもらいたいと思ひます。

そこで、今ちよつとその中で一、二気になったことがあるので、少し伺いたいんですが、規制緩和をやれば經常黒字が減るというニュアンスで言われたんですね。前川レポートにもそういうことが書いてある。經常収支黒字を減らすために規制緩和を大いに進めなさいかぬというように書いてあるんですね。

私は、規制緩和それ自体は大変結構なことだと思ひますが、經常収支黒字を縮小するために規制緩和をやるといふようなことではないと思つてい

るんですが、長官、その点は、規制緩和というのは經常収支黒字縮小に結びつくというふうには考へておられるんでしょうか。

○堺屋国務大臣 規制緩和の中にも經常収支の黒字に結びつくものがあると思ひますが、規制緩和自体が、主たる目的が經常収支の黒字を減らすためだ、いわば輸入をふやし輸出を減らすためだといふのではないと思ひます。

やはり日本国民が、日本の消費者が本心に欲しいものを選べる、例えば買い物をするとなれば、大型店でも、専門店でも、近所の店でも、通信販売でも、無店舗販売でも選べる、あるいは、おもちゃを買うなら外国品でも日本品でも選べる、日本の消費者が最も好みのものを最も安く買えるという消費者主権というものが大前提にございませう。こういう自由経済市場をつくるということが第一でございまして、その反射的效果として、經常収支も輸入品もふえるだろう、日本の消費全体が盛んになるだろう、その結果、消費が盛んになった分、貯蓄が減りまして、ISバランスが改善するだろう、これが本筋だと思ひます。

だから、専らこの商品で幾ら輸入がふえるからという言い方は本末転倒でございまして、やはり何といつても、日本国民が消費生活として楽しめる、自分の好みを満たせる、そういう市場メカニズム、消費者主権を確立する。その中で、經常収支を均衡していく。日本人が喜んでお金を使う、お金で買う楽しみがどんどんふえる。それがなければ、外国品を買えとか貯蓄をするとか言つても、これはせんないことだろうと思ひます。

だから、規制緩和というのは、あくまでも日本の消費者の好みを達成するために実現するものだろう、その結果、対外均衡も近づいていくんじゃないか、これが日本経済の成熟化の過程ではないかと考へております。

○山本(幸)委員 ちよつとそのところが気になるんですが、もう一回問題を整理し直しますと、アメリカのサマーズさんなんかの批判は、經常黒字を減らすため内需拡大しろということと、もう一

つは、日本の市場は閉鎖的である。日本の市場が閉鎖的であるから輸入がふえなくて經常収支の黒字が日本にたまるんだという議論を何回も繰り返してきて、日本はいかに閉鎖的な市場を持った大変不正な国だという印象をまき散らしてきたんですよ。

そこで、市場が閉鎖的か閉鎖的でないかによつて經常収支の黒字というのは変わるんでしょつか、変わらぬでしよつかと、そういう議論なんです。

○堺屋国務大臣 先生の御指摘になる市場という、サマーズさんなんかも加えてアメリカの貿易関係者が言っている問題は二つございませう。

一つは、市場というときに、企業の系列みたいな、部品であるとか材料、あるいは工場のある輸送する陸運とか建設、そういういわば企業が発注するものについて非常に閉鎖的だ。アメリカの部品を売ろうと思つても、ここは何々会社の系列だから必ずその系列から高い部品でも買つておるじゃないか、アメリカの部品が入れでなかなか売れないじゃないか、こういう一面がございませう。

それからもう一つは、消費財、食料を含んだ消費財について、日本は閉鎖的だから売れない。例えば、たばこでもお酒でも店が限られておるとか、そういうような理屈があるわけですね。

前者につきまして、系列につきましては、確かに最近急速に緩んでおりますが、ある時期までそういうことはございまして。たとえ安くとも、何十年つき合っている子会社あるいは関連会社が信頼ができる、いざというときには徹夜でもやってくれるからというんで買ひ取るというところがありまして、これは日本の産業社会といひますか、ビジネス慣習に対する批判として、確かに一理はございませう。日本側にももちろん理屈はあるんですが、これは最近の状況で価格競争が激しくなってきたことだから緩んでおるだろうと思ひますが、まだ相当あるでしよつか。

もう一つの消費市場の方につきましては、先ほど私が申し上げましたように、本心に日本の消費

者が好むものなら売れる、それを妨げている流通機構であるとかあるいは各種の基準、認可、そんなものがやはり妨げになっているところが少なからずあるんじゃないか。

この二つでございます。この後の方では、やはりそういうにぎやかな消費、好みの消費ができることによつて消費性向自体が上がつて貯蓄が減りますと、経常収支の黒字が減少してくる効果はあるのかと思ひます。

○山本(幸)委員 貯蓄性向自体が変わつてくれば、それは変わるんですね。ですが、私はちよつと、長官が言われるようにそういう議論をし出すと、アメリカに対して説得力がない、系列はおかしいじゃないかという話になつちゃうんじゃないかなという気がしているんですね。だから、そこは、むしろこういうぐあいに議論した方がいいんじゃないかなと思ひます。

つまり、市場は閉鎖的であるとしたとしても、もしそれを全部取つてしまひました、では何が起るかという、一斉にその部分の輸入がふえるでしょうね、まず第一に。輸入がふえる、そうすると次に何が起るかという、その輸入競争産業はやられちゃうつづいてしまふでしょうね。つづいてしまふと、そこで不況が生じて、ある意味でいうと国内の投資支出水準が下がるわけですから、不況の状態になつて、金利水準が下がつて、金利水準が下がつたら何が起るかという、あるいは不況の状態が起つたら何が起るかという、為替レートが変わるんですね。為替レートが円安になる。円安になつたらその次何が起るかという、円安になつた分で輸出がふえるんですね、ほかの部分で。そして結局、最初に起つた、取つた分で輸入がふえたのを相殺しちゃうんですね。

つまり、規制があろうとなかろうと、規制を外したからといって経常収支は何も変わらない。これは通常の経済学の理論で、そういう反論をすべきじゃないかなというふうに思ひますね。おつしやつたように、もう一段進んで、貯蓄行

動が変われば、あるいは投資行動自体が変われば、まさに貯蓄・投資バランスが変わりますから、それは減るようになつてしまふからおつしやつたようになるんじゃないかなという気はするんですが、短期的には、あなた方が言っているように市場が閉鎖的とかなんとかいうことと経常収支は関係ないんだ、つまらぬ議論するなというように言つた方がいいんじゃないかと思ひます。いかがですか。

○堺屋国務大臣 為替変動が本当に金利と購買力平価とに単純に動いてくれればおつしやるようなこともあるかもしれないが、かなり思惑が働いておりまして、現在の為替がそれほど明確にファンダメンタルズをあらわしているとは限りません。

仰せの点でございますけれども、それはアメリカと議論としてはあり得ると思ひます。議論としてはあり得ると思ひますが、我が国の経済政策として考えますと、長期的には規制を緩和して、消費生活の楽しい、新規参入ができて、それで効果が上がっていく、そういうような経済構造をやはり目指すべきだ。

だから、アメリカとの今の議論として、短期の議論としては先生のおつしやる手も一つはあるかと思ひますが、日本自身がとるべき道としては、やはり、日本の構造をより自由化し、新規参入と消費者主権を認める。そして、その間にたまります黒字、これは発展途上国への還元、全部でございませうが、かなりの部分を入れ、また、民間企業がアメリカなりヨーロッパなり各地に投資する、そういうようなものにも使つていって、日本の黒字を世界じゅうの発展に役立てていくという形になるのが理想ではないかと考えております。

○山本(幸)委員 よくわかりました。おつしやるのとおり、為替レートは短期には予想で動きまわりますが必ずしもそういうわけにはいかないですけれども、通常の議論をするときには、中期的にはそう

いう動きがあるだろうということで申し上げたわけですね。

ただ、私が気にしているのは、私は、日本はそんなに閉鎖的な経済と思つていないのです。アメリカ以上にむしろ輸入障壁なんというのは少ない。にもかかわらず、向こうから言われつ放しで、いかにも日本の市場は閉鎖的だという印象を持たれていて、こと自体が大変心外で、そもそも、規制、そういうこととは関係ない話をすると言つておかないと、彼らはあくまでも、日本の市場が閉鎖的だからそう言つていっているというロジック、これは一般の人には受けまづから、それで議論してしまふので、そこはちゃんと気をつけておいていただきたい。

ただ、おつしやつたように、消費者主権になるような規制緩和をやるといふことが、日本自身にとつて、日本の国民にとつて大変重要だということとは、私はおつしやるのとおりだと思ひます。

長官がおつしやつたように、私は長官は大変重要なことを言われたと思ひます。そういう意味で、黒字が出てきた場合に、これを途上国を中心に十分に活用して、そうした途上国の産業を育て、あるいは金融システムの安定等に資するようによつていくというところは、ある意味でいうと、豊かな国、先進国の責任なんですね。先進国、豊かな国が、それ以上に金を使い過ぎて、自分たちの生活だけを安穩として楽しければいいというようにしていったら、まだまだお金が足らなくていろいろなことができないでいる途上国はたまつたものじゃないのです。

むしろ彼らは、産業を育てたい、自立したい、そのときにはお金が要る、そのお金をまさに豊かな国、先進国から協力してもらいたいということだろと思うのですが、私は、日本は十分にその責任を、この銀行を含めて果たしていると思ひます。アメリカはどうもその自覚がないんじゃないかと思ひます。その点についての長官の所感をお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

す。

○堺屋国務大臣 アメリカが日本にいろいろと文句を言うのは、発展途上国との関係よりも、アメリカ対日本の貿易赤字というのが相当効果というか、心理的に圧力になっている、それが失業の原因にもなつていて、そういう政治的な問題がいろいろあるかと思ひます。またアメリカは、日本とは全く別に、安全保障の点でえらい責任をとっているという自意識もあります。そういうことがいろいろ重なつておることだと思ひます。

先生御指摘のように、このODAを初めとして、日本の経済あるいは文化、日本人の心と形というものを世界に知らす必要があると思ひます。幸いにして、インターネットあるいは衛星放送等が出てまいりましたので、そういうものも活用して、日本からの情報発信量を増やしていききたい。これは、これからの日本の政府の大きな課題だと思ひます。言葉の問題もございまして、いろいろあるのでございまして、やはり、日本は日本の主張を世界に、世界の人々に直接訴えられるような、そういう方法をとつていく必要がある。この国際協力銀行の問題にいたしましても、これは極めて重要なポイントだと心得ております。

○山本(幸)委員 ありがとうございます。

○古賀委員長 上田清司君。

○上田(清)委員 民主党の上田清司でございます。きょうは、参考人の皆さん、ありがとうございます。

早速ですが、この国際協力銀行法案のポイントは何といつても、国際社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立を図ること、もう一つは、特殊法人整理合理化の観点からの、どのような形で内部合理化が進むかという、この二点に尽きるのではないかと。

とりわけ、最初に述べました、国際社会の中での機動的な、効率的な貢献のための執行体制はどのようにしてできるのかという点が問題であります。従来、基金と輸銀で行つておりました業

務の中で、具体的に、機動的でなかったとか効率的でなかったという点についてどのように総括をされておられるのか、この点をまずお伺いしたいと思ひます。

○堺屋閣下 日本輸出入銀行と海外経済協力基金は、それぞれ別個の経緯で生まれました。輸出入銀行は、昭和二十五年、一九五〇年に発足しておりまして、まだ当時としては、貿易黒字どころか、何とか輸入をする金融をつけたというところで発足いたしました。海外協力基金の方は、一九六一年、そろそろ日本が復興いたしましたして先進国の仲間入りをしようかというときにできました。

それで、円借款については、当初は戦後賠償というのをごさいますして、その一環として輸銀が扱っていたのをごさいますけれども、これはそろそろ賠償だけの話ではないということになりました。基金もこれを扱うようになる。そして、一九七五年に両機関の業務調整が行われた結果、円借款を基金が専断的に扱う、こういうような経緯をたどってきたわけでございます。

その中で、問題といひますか、いろいろ出入りがございまして、例えばこの問題はどちらで行うかというときに、後議、先議というような議論がありまして、まず一番普通には商業銀行でできないか、その次には輸銀でできないか、それから基金でどうするか、それで無償になるかというような、段取りを分けるのに非常に時間がかかる。相手国から見ても、どちらの方に頼みに行つたらいののかというのも迷うというようなことがございまして、いろいろと手間がかかるというような状況がございました。

そこへ、昨今、アジア経済危機のようなことが起こりますと、わっと一遍に出てきたときに、どちらがどう対応するか、安定した社会なら時間をかけていてもよかつたのですが、そういうような問題もございまして、これは窓口をできるだけまとめて効率的に使つた方がいいのではないか、こういうことでございます。

統合が決まりましたのは平成七年でございますから、そのときの行革で決めたので、今から見ると効果がないのじゃないかという議論もございすけれども、むしろ、アジア危機なんかで複合的に資金を使わなければいかぬという例が出ておりますので、そういう意味では、これは非常に効率よくできる改革になってきている、そういう意味で積極的に評価できるのではないかと考えております。

○上田(清)委員 総括的には長官の言うとおりでと思ひます。

事実関係として、輸銀の総裁と基金の総裁に、どんなところで、個別の案件を扱っている中で、お互いにこれは一緒の方がいいなというふうに考えられたのか、具体的に教えてください。

○篠沢参考人 お答え申し上げます。

先生御承知のとおり、私どもは主として円借款を開発途上国に供与いたしております。また、輸銀の方では、輸出金融、投資金融を初め、また国際収支援助という観点からのいわゆるアンタイドローンを供与するといったようなことで、それぞれの持ち場に極力特化したしまして、それぞれがしかるべく効率を追求している、そして業務を拡大発展させているというふうに考えております。

それから、私どもには海外投融資の業務がございしますが、海外投融資の業務になりますと、輸銀の投資金融等と比較的に近い部分でございす。もちろん、私どもがいたしますので、これは基本的にODAの範疇に入るような案件に協力をするわけでございますが、この辺につきましては、やはり案件ごとにその辺の整理、仕分けが必要でございますので、輸銀と基金の間で恒常的にきちんと打ち合わせ、協議をして仕分けをするようにいたしております。

○上田(清)委員 余り質問にお答えになっていない。

私が気にしているのは、いわば男女別学校だったものが一緒の学校になる。男女共学になって、学校内に入ってしまったら意外に男子ばかりのクラスと女子ばかりのクラスに分かれていた。こういうふうになつては統合の意味がないということ、具体的に案件としてどんなところで統合の必要が出てきたのかということを開きたかつたんです。だから、全然お答えになっていない。

○篠沢参考人 私どもは、開発援助という大きな柱を持つておと思ひます。それから輸銀は、たゞいま申し上げましたように、幾つかの柱があると思ひますが、例えばその中では、今日の段階で国際金融秩序安定への貢献という大きな柱があると思ひます。

そういった大きな柱をあわせて、諸外国側から見ますと、ワンストップと申しましょうか、一つのいわゆる公的資金援助機関にアクセスをすれば、それに対して、私どもの機関が統合されまして備えまするもの手段、そういうものを十分相手国の、まず経済状況でございすとか、あるいは個別の要請事項でございすとか、そういうものを徴求しながら、私どもの方で、公的資金の援助としてどういうような援助を提供するのが一番適當であるかという答えを出してさしあげるといふことができる。

相手側の要請がもちろんポイントでございすけれども、私どもの方からも統合によつて統一的な公的資金援助が提供できる、このように考えておりました、これが、今日時点におきまして、国際協力銀行という形で統合いたしますところの最大のメリットといひますか、効果ではなからうかというふうに認識をしております。

○上田(清)委員 輸銀の総裁にも同じことを。

○保田説明員 たゞいま篠沢基金総裁が大変上手に説明したと思ひますので、時間の節約のこともあり、私から重ねて申し上げることは差し控えますが、彼の申したとおり、両機関が合体しました後は、今までは協力の関係でありましたが、今度は、一体となつて、より効率的、使用者にとつて利便が上がるような運営を図りたいと考えております。

○上田(清)委員 どちらかといへば、という弊害があつたか、海外からの求めの部分にポイントを置かれた統合へのメリットを言われたような気がいたします。

そこで、先ほど篠沢総裁も言われましたように、基金の中に二〇分、海外投融資の部分がある。融資業務がある。この部分をODAと言つておられるわけですが、輸銀あるいはその他の非ODAとどう違うのか。私に言わせると、同じような部分があるのではないからうか。

輸銀でなかなか融資できないものを基金で受けるというふうな形になってくると、当然その回収も含めて今度は基金の方がリスクを負担しなくては行けないというふうなことも相なるわけですが、けれども、そもそも堺屋長官、OECD、基金の方で融資業務を受ける意味が本当にあるのかどうか。わずか二〇分。この部分はもう今度の統合のときにはカットされるのでしょうか。過去の部分とこれからの部分と、両方お答えいただきたいと思ひます。

○河出政府委員 海外投融資業務につきましては、新国際協力銀行におきまして、従来と同じように存在するわけでございます。

○上田(清)委員 そうしますと、今の二〇分の部分をODA業務の中にそのまま残す、こういう理解でよろしいんですね。

○河出政府委員 そのとおりでございます。

○上田(清)委員 長官、これは大蔵大臣にもぜひ聞いていただきたいんですが、二〇分年間、いろいろ言ひ方はありますけれども、最近では件数で四件とか、金額で百億とか百億前後の海外投融資業務、基金の中でやっている部分を、ODAの業務としてそのまま協力銀行の方に残していくということが本当に意味があるのかどうか。

本来ならば、商業銀行で、輸銀で、輸銀でだめだから基金でというふうな分け方の中で、これはODA業務、これは非ODA業務という形で本当に海外投融資事業が分けられるのか。むしろ、ODA業務の部分では、円借款の形の中できちっとそれだけに限定した方がわかりやすいんじゃない

か、こんなふうな考え方を持っております。ぜひ
そうすべきではないかと思いますが、長官、いか
がでしょうか。

○篠沢参考人 御指名をいただきましたので、お
答えをさせていただきます。

海外に対する企業融資業務の分野でございます
が、現在、基金法上、この融資につきましては、
開発途上国における開発事業であつて、リスク、
収益性の観点から、輸銀から融資を受けることが
困難なものについてのみ基金の海外投融資の対象
とされるということになっております。したがって
まして、手続上は、法律的にも輸銀が先議権を持
つというふうになされておるわけでございます。

今後統合されました中では、一つの機関でござ
いますから、輸銀、基金、その先議云々というこ
とはもちろんございせんが、精神といたしまし
ては、非ODA的な企業融資という部分以外に、
やはりどうしても、今申し上げましたようにリス
ク、収益性等の観点から、非ODA勘定ではない、
いわばODA勘定で考へてあげることが至当なの
ではないかという案件も出てくるのではないかと
いうふうに考えられます。したがって、そう
いうものにつきましては、ODA勘定に所属する
海外融資事業として、円借款以外にやらせていた
だきたいというふうに私も今願望を持ってお
ります。

○上田(清)委員 必ずしも私はそう思いませ
ん。四件とか八件とかという件数、百億前後の、円借
款と比べてときに余りにも差がある業務をやつて
おられる。円借款の業務は円借款の業務としてき
ちと位置づけて、そういう海外投融資に関して
は輸銀の業務の中でけりをつけていく方がわかり
やすい。そういう意味では、区別をつけるのが難
しいぐらい困難であります。その辺も一度考え
ていただきたいと思います。

それで、お手元にお配りしておりますが、「政
府関係金融機関の延滞償権の状況」。輸銀から開
銀、国民公庫、住宅公庫、ちよと基金の部分も別
抜けておりましたので、ちよと基金の部分も別

個に入れております。

見てわかりますように、基金の延滞償権額が政
府関係の金融機関の中で一番多いですね。年間
ベースで一十億を超える。一番多い国民金融公庫、
これは小さな商店等のところが多いわけ
ですから当然だと思いますが、それなりに優秀な
方が集まつておられますこの基金の延滞償権がな
ぜこんなに多いのか、こういうことであります。
そしてまた、貸付残高の比率においても圧倒的に
多い。これも下に注意書きで書いてありますよう
に、いわゆるバリ・クラブにおける公的債務の繰
り延べ金額、ここに書いてありませんけれども、
これは約九百八億ですね。これも入れた四千七百
八十一億で、一番多いところよりも二倍近く多い
延滞償権額を持っていますね。

政府間の貸し借りですから、政府が貸している
ものは不良債権はなしということになっている
たいですけれども、私にはそれは思へません。不
良債権もあれば回収できない債権もあった、こう
いうことでありますから、なぜこうなっているの
かということについて、一言、基金の総裁から簡
単に、簡潔に述べてください。

○篠沢参考人 ただいま先生おっしゃいましたよ
うに、平成九年度末の残高ベースで、円借款関係
の私どもの延滞は合計で三千八百七十三億とい
うことでございます。貸付残高に対して四・二%と
いうことでございます。

これは、基本的に、要請ベースで私どもが供与
いたしております円借款の中で、当該借り入れ国
の政治経済情勢の悪化ということに伴ひまして、
どうしても一時的に延滞が発生するというのが現
実問題として生じておる。その国の投資環境をつ
くっていく、あるいは経済、政治環境をつくって
いくということでは、各国が要請をきちんとしてく
る、それに基づいて我々が審査をして、これに対
して円借款を供与するというプロセスが進みます
が、例えば今日のごとく政治経済情勢の悪化とい
うようなものが出てまいりますと、どうしても延
滞が少しふえてくるというふうな事態があると思

います。

ただ、先生がただいまおっしゃいましたように、
この返済につきましては、最終的な返済というこ
とで見ますと、これは国と国の合意に基づいて
やつておるものでございまして、その返済につ
いては問題がないという認識を持っていますわけ
でございます。

いずれにしても、相手国に対しまして、
これは借金であります、したがって債務であ
ります、あなたの方の債務でありますから、これに
ついては慎重の上にも慎重を期してこれをとつて
いただきたい、私どももそれに対して供与したい、
こういう態度でいつも折衝しておるわけでござい
ます。

○上田(清)委員 おっしゃる部分もよくわかる部
分がありますが、しかし、アジア金融危機以外に
も、ずっと以前から多いですね。むしろ円借款
の問題があるというふうには理解しなくちゃいけ
ないと思うんですよ。例えばダムをつくる作業の中
で、現実に稼働しない、だから、相手国の経済に
稼働しないものを一生懸命さまざまな形で協力し
ていく、したがってお返しするだけの富をつくり
切れない、こういう問題点があることも事実なん
ですよ。その辺を総括していかないと、その都度
何か理屈はつけられますよ、しかし、ずっと多い
んです、一貫して。去年、ことし、九年度、八年
度の問題じゃないんです。ずっと多いんです。

私は、やはり円借款、まさにこの法案の中でも
触れておられますけれども、顔の見える国際貢献
になつていくのかどうか、本当に事業ベースに
なつていくのかどうかということを経営してい
かないと、同じことの繰り返しになるというふう
に思います。ここで、顔の見える国際貢献、ODA
ということですが、これは、不思議だな、なぜ基
金がこれをやっているのかというふうには実は円
借款を思つておりました。

ちなみに、ODAの主な項目を確認いたします
と、無償資金協力が外務省ですね。それから技術
協力が、JICAを中心に外務省の管轄のもとに

やつておる。それから、円借款が基金である。そ
して、国際機関への出資、拠出金は、関係個別の
機関は大蔵、そして国連関係が外務。実は、この
基金だけが別枠でほんと来ている感じがいたしま
す。

私はたまたま、お手元に配付させていただいて
おりますが、経済企画庁の設置法と外務省の設置
法を読み返してみまして。経済企画庁の第三条の
「任務」の中に、海外経済協力が載つていな
い。外務省の設置法の中の第三条の「任務」の中
に、第三条の三号にちゃんと「外交政策上の経済
協力(技術協力を含む)」の推進及び本邦からの
海外投資に関する利益の保護。外務省の方には
ODAをやりますよと「任務」の中に書いてある。

しかし、経済企画庁の方には「任務」の中に書い
てない。もちろん「所掌事務」の中にあります。
四条の「所掌事務」の中にはあります。しかし、
「任務」の中で、あえて外務省にはきちと書い
てあるけれども、経済企画庁には書いてない。

これはまさに、ODAの物事の考え方がどこに
あるかということに暗にこの中で示しているん
ではないかというふうに私は思っております。O
DAの一元化ということがよく言われております
が、むしろ基金の業務を、この円借款の部分も場
合によつては大蔵なり外務に移した方がいいん
じゃないかというぐらいに私は考へております
が、この点について長官はどのようにお考えで
しょうか。

○堺屋閣下大臣 いろいろお尋ねでございました
ので、まとめて申し上げたいと思ひます。

この基金が、円借款、部分的に民間の融資もし
ておる、これは、社会資本事業の中にもそういう
必要のある部分がちよとついてくるようなこと
もございまして、そういう部分を念頭に置いて
やつておることでございます。だから、全体のプ
ロジェクトが社会開発であるといふと、それ
についても、本体の方が危ないといふことになりま
す、なかなか民間に乗りません。そういうとき

には、民間事業がやっても基金がやるのが適切だ、そういう意味でくつついていってと御認識いただけるとわかりやすいかと思ひます。

国別の延滞でございませうけれども、これは、先ほど総裁がお答えいたしましたように、日本の大きな外交戦略として、この国はどうか、この国はどうかということもございませう。単にそれぞれのプロジェクトだけではなしに、日本の外交戦略から見てこういう国は重要だからひとつ援助してやるというわけでもないか、それがたまたま政治の問題とか経済の問題で悪くなつて延滞しているという事態がございませうが、相手の国を信用してはいずれ返ってくるものだというふうな考えでございまして、決してこれは、所管の問題で延滞がふえていっているなどとはつゆさら考へてはおりませう。これは、そういうような外交、日本の戦略の中で重要な問題だと思つております。

この国際協力銀行法でございませうが、これは、輸銀に当たります部分、輸出金融についての部分は今後とも大蔵省が、そして基金にかかわる部分は経済企画庁が所管することになります。将来、経済企画庁が内閣府に入りましたときにはどのよう考へるべきか、内閣府という全体の日本の方針を考へる部門の中でどう扱っていくかというところはこれから検討すべき事項でございませうが、この二つはつきりと分けて、そして総務に関するところは共管、窓口は経済企画庁に現在なつておりますので、これを内閣府にするのかどうか、これからの省庁再編の中で検討すべき事項の一つだと思つております。

○上田(清)委員 担当大臣が経済企画庁に置いておくのがおかしいとは思ひますが、これは思ひますが、ODAの一元化ということでは、もう少し統合された方がいかなうかという考へ方を持つていっていることを申し上げておきたいと思ひます。

それから、円借款の延滞債権の部分に関しては、やはり返せない事情をつくつておる、なかなか浮上させ切れない。それにはやはり海外協力事業の

中での中身がいろいろな点で問題が起きていっていることも、いろいろな御報告がありますから、その辺もやはりきちつと総括された方がいい。だからこそ、この法案の解説の中でも、円借款の供与について、対象の重点化とか、供与国たる我が国の存在がより明らかになる改善措置をしなければならぬというようなことを言つておられるわけでは、この対象の重点化だと改善措置というのは一体どういうことを総括して出てきたのか。そういう部分もやはり国会の場に明らかにしなくちゃいけない。いいところはだれはつと流して報告して、悪い話はみんな伏せたままというのが役所の世界ですからね。だから、こういう点が総括されたのかをぜひこの円借款の部分に関して、総裁、簡潔にお答えしていただきたいと思ひます。

○篠沢参考人 やはり最近の傾向で見てとれますように、いわゆる昔からのプロジェクト物、大きなプロジェクト物が、現在、環境案件でございませうとか、あるいは社会保険関係のセクターへの援助でございませうとか、いろいろな形で重点が移り変わつてきております。

私も、やはり従来のような大きなプロジェクト物の押しつけといったようなことには決してならないように、相手国のニーズをとことんよく聞き、またそれに伴ひましては、世界銀行を初めとする国際金融機関でございませうとか、あるいは相手国の地方政府、NGO、いろいろな意見を持つておられる部分でございませうから、そういういろいろな意見にできるだけ耳を傾ける。もちろん、最終的には相手国政府の要請に従つていろいろ仕事を進めるわけではございませうが、私どもの情報能力というものを高めて対応していくということが大切であらうかと思つております。

○上田(清)委員 どうも抽象的ですね。一点づら何か具体的な事例で総括できたことはないんではないか。例えばダムなんかの協力事業の中で、やはり日本のダムの技術を現地に持つていくと、巨大過ぎ

て管理者がいない、現実に。だから、故障したり管理業務がうまくできないというような事例も幾つか報道でも出たこともあります。そういう具体的な事例を国会の場で明らかにしながら、我々は今度はこれを乗り越えるためにこういうことをするんだというようなことをやはり具体的に言つてほしいと思ひます。抽象的なことだったら文書を読めばわかるわけですから、丸のみするわけじゃありませんので、一つ一つ具体的に、何か一件でもありませんか。

○篠沢参考人 案件ごとにそれぞれいろいろな評価が出ていこうと思ひますが、まさに案件ができ上がりまう、あるいはやつております最中でも、いろいろな形でフォローアップをし、評価をしていく、この活動に今私どもは非常に大きな精力を割いておるわけではございませう。SAPPROとかいろいろ言つておりますが、私どもの費用で案件形成から、またあるいは案件の促進から、そういうことを私どもも相手国政府、実施者のところへ入つていって一緒に、できるだけ成果のはつきりと上がるような形に持つていくという活動に非常に多くのエネルギーを割いていっていることを申し上げておきたいと思ひます。

また、個別の案件につきまして、例えばこの案件はこういたしましたということにつきましては、ただいま材料を持つておりませうが、また機会を改めて御説明させていただきますというふう考へております。

○上田(清)委員 この機会ですので、資料の要求をぜひ理事会でも語つていただきたいと思ひます。昨年度の海外投融資の四件についての中身について、先ほどちよつと申し上げましたように、それがODA業務になるのか非ODA業務になるのかどちらなのか、あるいは区別がつかないけれどもODAでやつたんだというふうな、そういう部分を私なりにチェックさせてもらいたいのので、ぜひ資料として、昨年の海外投融資の四件、平成九年度の四件について資料の提出をお願いしたいと思ひます。

それから、ずっと批判的なことばかり言つておりますので、少しは肯定的なことも言わないと申しわけないなと思ひがあります。唯一、唯一と言つてはおかしいか、私は、それぞれクラスが男女別になつていっている男女共学みたいな気がしてならないんですけれども、円の国際化ということに關して言へば、円借款、この実績、円建てでやつていられるわけですから、やはり今日の課題の中で、ドル支配という言葉がよく言われておりますが、ドルとリンクし過ぎるがゆえにアジアの金融危機もあつたというふうな、私も昨年の暮れにタイなどに行く機会をいただきましたけれども、そういうお話も多く聞いてまいりました。あるいはインドネシアでもそんなお話を聞きました。

ユーロと円とドルがバランスよく国際通貨の中できちつとした対応ができていればあつた形にはならなかつたのではないかとしようなことで、一種の円の拡大、円圏の拡大ということをアジアの諸国の一部のリーダーから望まれたことが私には記憶に新しいところでありませう。そういう点では、輸銀と基金が一緒になつて大きな海外協力銀行になることによつて、業務の拡大の中で円建ての実際のものを確実に実績を重ねていくというところに關しては、メリットの部分ではなからうかというところを申し上げておきたいと思ひます。

この点について、長官、また大蔵大臣、御感想があればお受けしたいと思ひます。

○堀屋國務大臣 仰せのとおり、この二つの機関が一体になりますと、かなり巨額の資金を扱うことになりまして、これはアジアを初めとして世界的に影響力は強くなると思ひます。あわせて、人材の面でも、いろいろな育成等が進められると思ひます。初め、委員の御指摘のとおり、こし合併した女子校と男子校でございませう、やはりそういうことがあると思ひますが、だんだんこれがミックスしていくように我々も指導していかなきやいけません。

もう一つ、やはり輸銀の業務なり基金の業務なり今やっていることを考えますと、委員御指摘のように焦げつきになっておるものには政治的な配慮というのがあるわけですね。だから、経済的に大蔵省なり企画庁が見ていることと、それから外務省の観点というのとは違いますから、その点はどっちがどういうふうに持てばいいのか、これも慎重に考えていかなきゃいけないことだと思います。

委員御指摘のように、まさにこの機関を大きく、そして人材育成、相手の国にも知られるような顔の見えるものに育てていくのがこれからの務めだと思いますので、ぜひ御支援をお願いしたいと思います。

○宮澤国務大臣 だんだん時間の経過の中で結果としてそうなるのであればいいと思っておりますが、正直のところ、円をどうやって運用するかというマーケットもここでもよくできようとしていくばかりでございますから、だんだんやっているとだと思っておりますけれども、余りそのことを急いで意識に持たせてやるよりは、本来の銀行の仕事をしていくうちにそうなるってほしいというふうな思っております。

○上田(清)委員 それで、第二のポイントであります、行革、いわゆる整理合理化の観点から、この二つの政府系金融機関の統合というものがどのような合理化の意味での効果があるのか。ずばりお聞きすると、どんな形で合理化できたのだろう。人数が二人減っただけ、あるいは役員が少し整理された、いろいろございします。

しかし、小淵総理から、一〇％削減から二〇％削減の話も出ております。そういうことも含めて、そういう形がこの法案の中に盛り込まれているように私は思いません。小淵総理の二〇％削減の問題も含めて、そういう視点がこの法案の中に盛り込まれているのかどうか、この点について長官からお伺いしたいと思います。

○堺屋国務大臣 御指摘のとおりでございますして、

役員の数が二つ合わせて十七人、これを十二人にする、これはまあこんなものだとも思いますが、その次に、職員の数が八百九十一人が八百八十九人に、二人減るだけ。実は私もこれを聞いたときはびっくりいたしました。余り効果がないんだなという感じがいたしました。しかしながら、だんだんとよく聞いてみますと、部局の数は六十二から五十三になる、海外支店なども三十五から二十八に減らす。それにもかかわらずなせ二人しか減らないんだ、逆にそういう疑問が余計わいてくるわけでございます。

一方、先ほどからも議論がございますように、海外協力、海外経済関係は日本は非常に手薄でございまして、人材が乏しゅうございします。他の国々、あるいは世銀とかアジア開発銀行などに比べても、日本の人員は非常に少ないですね。したがって、むしろこれからそういった専門家を育てていくということに重点を置いて、人を入れかえたいというふうに強化していきたい、訓練していきたいというふうに思っております。

今、直前で見ますと、確かに現在の行革のテンポに比べて小さいのでございしますが、もしこういうことがなかりせば、やはり日本としては海外協力のために欧米並みあるいは国際機関並みの人材を育成しなきゃいけない、むしろ増員しなきゃいけないところを、総務その他を減らしまして、専門家を育てていくというふうな形でお役に立てたいと考えております。

○上田(清)委員 確かに減らすべきところは減らし、ふやすべきところはふやさなければならぬという考え方は私も大賛成であります。

大蔵関係なんかも、税関の職員が大変少ない。実際、案件を見て、それに対する増員の関係を相対的に見れば、明らかにこれは大変だ。比べて、例えば食糧事務所の人数が、専業農家の減少から比べればはるかに減少率が低い、もちろんこれは採用の問題もあります。

ただ、私に言わせれば、私自身も一つこの基金の問題で、私の顔を見るとき嫌になる方が多

いはずですけども、十億五千万の中国の合併事業の中で、一円も現地に届いていないことがよくわからなかったこととか、十数回ミツションを出しても現地の養蠶池にせものであるということに気づかない、そういう融資のプロが十数人たりたり来たりしている、一体何なんだ、この人数はと。一素人が一日行って見抜けるものが、なぜ融資のプロが何回も行って見抜けないのか。

そういうことを考えれば、私には、まだまだ整理合理化の考え方というのはできるということをおえて申し上げておきたいというふうに思っております。本日に削減できないのかどうか。

○堺屋国務大臣 御指摘の中国の養蠶業の話は、私も、就任前の話でございしますが、聞いてあきれ返ったようなことでございまして、数の中にはそういうこともあるのかなという感じでございしますけれども、絶対今後起こらないように厳しくやらなきゃいけないと考えております。

現在、輸銀、基金を合わせまして、職員数で、世銀グループなどと比べますと十分の一ぐらいしか職員がおりません。それは職員が少ないからいいというわけではございませんで、やはり本当にプロとして、ここに、この地域に、このプロジェクトに真剣になる人を育てていく、そういう信賞必罰な態度というのは大切だと思っております。委員の御指摘、本当にありがたいむちだと思っております。

○上田(清)委員 それでは、恐縮ですが、またこれもぜひ委員長にお願いしたいのですが、給与、退職金手当の支給基準の明細について、当委員会に資料としてぜひ提出していただきたいというふうに思っておりますので、取り扱いはどうか、お願いいたします。

お返事を聞かないと、委員長から、明細を出していただきたいという……

○古賀委員長 これは理事会にお預けください。それでは、時間も迫りましたが、最後にお伺いしたいのです。

○上田(清)委員 はい、ありがとうございます。

二十二条関係の海外経済協力業務運営協議会、この中身について、法案の部分ではよく理解ができません。この権限が一体どうなっているのか、具体的に権限があるのかどうか。審議するということでありまして、その審議の結果はどの程度業務全体に影響を、あるいは包括的な意味でやっているのか、それとも個々に具体的に勧告をしてそれが具体的に実現していくのかどうか、そういう問題についてぜひお伺いしたいと思いますので、まず整理して申し上げます。

具体的に、これは権限があるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○河出政府委員 これは新しい国際協力銀行法の二十二条で規定をいたしておりますが、総裁の諮問に應じまして、業務の運営に関する重要事項について審議をするということでございます。

○上田(清)委員 審議したらどうするんですか。

○河出政府委員 審議結果につきましては、総裁の方で、今後の業務につきまして十分配慮されるものと考えております。

○上田(清)委員 関係職員十五名以内ということでありまして、どのような省庁からどのような割り振りで設けられる予定なんですか。

○河出政府委員 これにつきましては、現在、海外経済協力基金の運営協議会というものがございまして、これは十省庁の事務次官がメンバーでございます。こういったものを踏まえながら、新しい機関につきましても、今後増員することも含めまして検討していきたいというふうに考えております。

○上田(清)委員 検討するということは、まだいまだに検討されてないということですか。

○河出政府委員 現在のメンバーは十省庁すべてメンバーに入っていたものと考えておりますが、それ以外にも、今入っていないところで重要な関係のあるところにつきまして追加を今考えているところでございます。

○上田(清)委員 現在の関係省庁の事務次官というふうにお伺いしましたが、この二十二条の部分

もそういう方々になるということでしょうか。

○河出政府委員 関係行政機関の職員のうちから選ぶということになっておりますので、一番事務的に責任のある職員ということで事務次官を予定しているところでございます。

○上田(通)委員 それではもうちょっと確認をさせていただきます。

審議の内容、重要事項ということではありますが、どのような事項をこの部分にゆだねていくのか、この点について、項目別に明らかにされているのでしようか、それともまだ全く明らかにされていないのか、その点お伺いしたいと思います。

○河出政府委員 現在の海外経済協力基金の運営協議会につきましては、基金の予算要求その他重要事項について行っているところでございますが、今回の国際協力銀行につきまして、ほぼ同じような考え方でやるのか、さらに、先ほど申しました業務実施方針のようなものも含めてこの運営協議会の御意見を伺うのか、その辺を今検討しているところでございます。

○上田(通)委員 時間が来たので終わりますが、当然、関係省庁との関係もございまして。したがって、この種の協議機関も必要かもしれないが、むしろこういう安易な運営協議会みたいな形にゆだねることなく、関係のそれぞれの省庁、関係機関がきちっとそのための協議の場を設ける仕掛けの方がわかりやすいということを私は申し上げたいと思います。やや責任回避の形になっていくのではなからうかと私はちょっと心配をしておりますので、そのことだけ御指摘させていただきます。どうもありがとうございます。

○古賀委員長 仙谷由人君。

○仙谷委員 堺屋長官は、小淵総理と韓国に行かれたんですね。行っていない、ああそうですか。何かそういう新聞報道を見たような気がしたんです。

実は、三月一日に私、ソウルへちよつと行ってきました。行く寸前まで思い出さなかったのでございますが、三月一日という日は韓国では休

日なんです。いわゆる三・一萬歳事件といましようか、独立闘争発祥の日ということで、休日であるということをおかたにも忘れて韓国を訪問したわけでございますが、この独立というのは当然日本からの独立ということでございまして、一年ぐらい前まで、つまり金大中大統領が就任されるまでは、この三・一の記念日というのは抗日というのが頭についておったわけでございます。ところが、昨年の金大中大統領の訪日、日本にいられて、文化の開放までメッセージされた。ことしの三・一記念日の金大中さんの演説には、抗日とか反日とか、日本という言葉が一切出てこないんです。一切出てこない。三・一救国精神という言い方で、いわばこの独立への韓国国民の偉大な精神が今のIMF体制という苦境を克服しようとしているという論理立てになっておりました。これが金大中大統領の三・一独立記念日の演説であります。

その中に出てくるわけですが、IMFからの借金のうち四十八億ドルを既に返済した、ことしじゅうにも七十七億ドルを償還する予定である。通貨危機当時、つまり九七年の十二月でありまして、三十八億ドルにすぎなかった外貨保有高は、現在五百二十億ドルという史上最高額の外貨準備ができたんだ、こういうことを言っているわけでありまして、貿易収支も、八十七億ドルの赤字から三百九十九億ドルの驚くべき黒字に回復し、為替レートも金利も安定してきた。それから、外国人投資が九八年には八十九億ドルに増加をして、ことしは百五十億ドルに達する見通しである。それから、世界三大信用評価機関は、韓国の信用等級を投資適格へと再び復活させた。こんな言い方をされておるんですね。

相当この韓国の状況も底を打ったというふうな兆候が出ておるのではないかと思います。しかし、何といっても、対外債務自身をドル建てで計算をしますと、これは大変重いんじゃないか。そのことは、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、いわゆる今回の金融クラッシュから始まる経済危機で大変な経済的な苦境に陥ったアジアの五カ国であります。この五カ国の対外債務の大きさとGDPの収縮、そして金利レートの増大といましようか、金利高、こういう状況の中で、今のアジア全般どういいう状況なのかという点についてどういいうふうにお考えでしょうか。

○堺屋閣下 一昨年の七月、ちょうど香港の返還がありました翌日から、タイ・バーツを初めとしてアジアの通貨が総崩れになりました。それによって大変な金融危機、それがさらに実体経済の危機になりました。各国とも大変な事態になったわけですね。その中で、ようやく為替レートが落ちついてまいりました。安定傾向が出てきているということが言えると思います。

九八年の経済成長率の見通しを見ますと、アジアANIESではマナス二・六、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンのASEAN四カ国ではまだマナス一〇％というふうな厳しい見方をされております。

御説のございました韓国でございますが、韓国も一昨年の秋から猛烈なデフレインシヨンになりました。そして為替も大幅に下がったのでございまして、最近ではこれがかなり戻ってまいりました。一番悪かったのは、おとしの暮れから、九八年、去年の一月ぐらいでございますが、最高のとき、九七年一月を一〇〇といたしますと四〇ぐらい、半値ぐらいい下がったのでございますが、最近は大体七〇ぐらいい回復してきています。そういう点ではすぐれた点が非常に出てきていると思うんですが、輸入が減少した方で、輸出が伸びたんです。主として輸入が減ったという引き締め政策ではなくして輸入がた減りしたという引き締め政策で出ておるものでございまして、失業率その他が大変大きくなっております。

韓国がこれだけ大胆に輸入を引き締め、その結果失業者もふえておりますが、改革をやっておられますので、これからしばらく失業その他が厳しい時期が続くでしょうけれども、遠からず立ち直ってくるのではないかと期待しておりますが、なお厳しい時代は続くだろうという気がしております。

○仙谷委員 アジアに対する日本の輸出であります。日本の地域別輸出という大蔵省関税局がおります。これ一九九六年ベースであります。そして、全体の四三・四％がアジアに対する輸出であった、これは一九九六年ベースであります。そしてまた、対GDP比で見ますと、アジアに対する輸出だけで約四％弱といましようか、そのぐらいがアジアに対する輸出の対GDP比の割合だといふふうに言われておるのではないかと思います。

このアジアの金融クラッシュ、それから為替レート的大幅な低下といましようか、本國通貨においては低下ということになるわけでありまして、こういう事態でシミュレーションをシシヨンクタンクですと、このことでどうも二四・五％の影響があるのではないかと、つまり、対GDP比約一％ぐらいいは確実に日本のアジア向け輸出が引き下がるのではないかと、こんな議論があるわけですね。

現に、関税局からことしの輸出入の統計をいただきますと、大変、二けた台の輸出のマナスになつておるようでありまして、やはり私は、アジアがある種回復してこない、日本の景気とか経済の成長にも結びつかないということは極めて確かなのだらうと思うんですね。

そこで、一つ経企庁長官にお伺いしておきたいのは、このアジア経済の現在の後退という停滞は、原因は何でございましょうか。つまり、ソロスとか何か、投機筋が悪さをしかけてこうなったということが主たる原因なのか、あるいはもうちょっと違うのか。

昨年ですか、韓国に参りましたときに、ソウル市長をした趙淳という人がおります、経済学者さ

んでですね、この方とお話をして、話を聞きましたら一言、いや、過剰投資だよ、こういうふうにおっしゃいました。

どうも、韓国とかタイとかインドネシアも、設備投資といいますが投資自身が、不動産に対するバブル的な投資以外の本当の意味での実体経済あるいは実体的な産業というところの部分も、相当やはり過剰だったのではないかと気がするわけでありまして、それがあつた、何というのですか、経常収支の關係と長短資本の流入の關係で投機筋のつけ入ることになって、きつかけとしては投機筋の爲替のスペキュレーションだと思いますけれども、そういう分析をなさっていらつしやいますでしょうか。

〔委員長退席、小此木委員長代理着席〕

○堺屋國務大臣 お説のように、日本の経済にとりまして、アジアとの貿易は非常に重要なポイントでございます。現在のアジアの国々、少し回復に向かつているとはいへ、来年も厳しい状況でございまして、私どもの平成十一年度の経済見通しでも、対外余剰はやはりマイナス〇・二と見ておりまして、まだ厳しい状態が続くと思っております。

さて、仙谷先生の御質問でございますが、どういことが原因であつたか。ちよつと詳しく説明させていただきますかと思つたのです。

従来、私たちが大学で習つたところの開発理論というのは、まず第一に、発展途上国が工業化するためには、その国のインフラストラクチャーを充実して、市場を統合して、その広域化した国内市場に輸入代替産業を興す。肥料であるとか繊維であるとか、輸入代替産業を興す。これがどんな発展していって、やがて輸出になり、もつと高度なものである。こういう理屈だったのである。

ところが、八〇年代に入りまして、アジア諸国、韓国、台湾、香港、シンガポールなんか出てきたときにどうい現象が起つたかといふと、まず外国から資本を引いて、それで輸出産業を興しまして、そしてコンピュータを入れて、外国の

技術を入れて、それを外国に売る。主として北米市場、アメリカやカナダに売る。こういう現象を起したのです。だから、外国の資本で、外国の技術で、外国の市場で、自分の国の労働力、こういう組み合わせで成功したのである。これがどんどんと発展してまいりますと、やはり労働資金も上がりますし、工業化が進むにつれて、インフラストラクチャーも要するようになるし、環境対策も要するようになるし、コストがどんどん上がり出たわけですね。

それで、コストが上がり出したのに対して、ドル安が進んでいるときには、ドルにリンクしておりましてアジアの通貨も下がりますから、それによつたのですが、逆に今度はドルが高くなり出した。九五年ごろからドルが高くなり出した。そうすると、アジアの、コストがただでさへ高くなる国々の国際競争力が、ドルとアジア通貨をリンクしておりますと、急速に低下し出したわけですね。したがって、九五年ごろから経常収支の赤字が始まります。

これを、資本収支、要するに外国からの投資で埋め合わせようと。外国から投資を呼ぶためには、どうしてもドルとリンクしておかないと、どんな下がるような国には投資をしないからというので、無理やりといひますが、かなり無理をしてドルとリンクしていったのです。それで、来る資金が、そういう状態でございまして、経常収支が赤字でドルとリンクしている状態ですから、だんだんと短期資金になり出した。

これがヘッジファンドが批判されるようなところでございまして、短期資金が銀行に入つて、それが不動産に行つたり株に行つたりし出すわけなんでございますけれども、そのもとでは、外国資本を直接導入して設備投資をどんどんやって輸出をふやすといふ、かなり、十年以上続いた善循環にあつた。それを、最終段階へ来て、段階的に為替を調整すべきところをドルとリンクしたとして保つたところにかんがりの無理があつた。それを、足元を見透かされたといひましようか、短期資本の方

が、これでは危ないぞといふので、ある日突然逃げ出した。それで、物すごい勢いで外貨が流出して、あつたという間に外貨保有高がなくなるし、為替が下がるし、パニック状態を引き起こした。確かにそのいう意味では短期資金が急に逃げ出したのにも責任がありますが、それ以前に、外国からの資本で過剰投資をして輸出を対象にしてやつていたことにも問題があるし、その状態でドルとアジア通貨とリンクしていた役人にも問題がある。そういう点が種々重なつて、この一昨年から去年にかけてのアジア問題が起つたものだと思つております。

○仙谷委員 それほど認識は違わないようなので安心をしておるわけですが、にもかかわらず、非常に悩ましい問題があると思ひますね。

つまり、国際市場が自由化することによつて、何といふのですか、短期ではなくて長期の投資を民間資本に要請をするといふわけにもいきません、これはもう資本の方の自由気ままといふことになるでしよう。そうなつてきますと、特にアジアでクラッシュが起つてからは、民間金融機関は特に長期の資金を貸すことに後ろ向きになつておるのではないかと、むしろ引き揚げる方が先行しておるというふうなことになるのではないかと思ふのです。

マーケットといふのはそういう意味では勝手なところがある、それがマーケットだと思ふなければいけないのだと思ふのです。反対に、今度はそれをカバーするために今議論しております国際協力銀行あるいは輸銀、借款といふふうなもの、登場の場面だ、こういうことに今なつていふのだと思ふのです。だから、平成七年にいわゆる行政改革と称する統合を決めたとき、物事の発想が相当逆さまになつていふ。

私も議席を持つていませんでしたので、何でもなばかなことを決めたのかといふ気もしないでもないのですが、平成九年九月二十四日の閣議決定といふのを拝見しますと、日本輸出入銀行については、「一般投資金融について減量化すること

とし、」といふふうを書いてあるのです。政策緊要度の高い案件に限る、それから「製品輸入金融の対象品目を見直すこととし、貿易摩擦回避、対外収支不均衡是正及び国民生活に不可欠な物資サービスの供給に資する案件に限るものとする。」輸銀融資について、原則として民間銀行の保証を求めることを廃止する。つまり、官民の役割を大幅に見直して、民間活動が中心で、輸銀は今まで以上にその補充に徹すべしだ、そんなことが方針として示されておりますね。

ところが今やつていふことは、対政府のみならず、どうもカバーじゃなくて、どつしりと真ん中に輸銀が座つて、そして輸出入なりあるいは対政府なりの金融を支えろと言わんばかりの雰囲気になつてきているのではないかと、そんな気がするのです。

今そういう話を進める前提として、今の邦銀、日本の金融機関のアジアに対する債権の残高といふものがどのぐらいあるか、大蔵省あるいは経済企画庁でも結構ですが、国別にお答えいただけますでしょうか。

○黒田政府委員 国別の数字をちよつと今手元に持つておりませんが、東アジア地域全域に向けての邦銀の融資残高は千八百六十六億ドル、円に直しまして約二十六兆三千億円であるといふこととでございます。この数字は、御指摘のように、アジア通貨危機の直後といふよりも、その前後から若干減少しておるというふうに承知しております。

○仙谷委員 先ほど韓国についてはちよつと申し上げたのでございまして、韓国、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、の五カ国だけでも、今国際局長がおっしゃつたが、二千六百一十一億ドルといふのがどうも九六年、九七年あたりの数値のようでございますし、利払いだけ見ても五カ国で一年間で約二百七、八十億ドル、利息を一〇％ぐらいで計算すると払わなければならぬといふ計算になるんです。GDPとの大きさで見ますと、これは大変な比率でありまして、つまりGDP比五、六％の比率

の利息を払うという話になりますから、GDPの成長がマイナスであるのに、利息だけの支払いで六%とか五%払うというのが今のアジアの国々が置かれた状況だと見ますと、相当不良債権化するといましようか、当分棚上げにしないとういもならないとういことなんだろうと思うんですね。邦銀が貸した債権でそういう状態だといふことだと思ふんです。

邦銀は、できるところから回収をまず優先し、そして後は輪銀さん頼みますよとか、借款頼みますよといふことになっておるのじゃないかという危惧をしています。そのことが今回の国際協力銀行法案の二十三条、二十四条にならないかなといふことで、つまり輸出入銀行がばばを引かされるのではないかと、私は大変心配をしておるわけでありまして。輸出入銀行といまして、この辺は全然問題がないというお考えなのでございまいしょうか。いかがですか。

○保田説明員 先生御承知おきのように、アジアの諸国は一昨年来の通貨危機で、大変実体経済が落ち込み、かつ、そこに展開をしております日本企業もまた、いわゆる貸し渋りによる資金繰り難に悩んで苦しんでおるわけでございます。そういうことに対して本行は、昨年初めからことしの三月までという中で、大体一兆二千三百億円程度の投資金融を、主として日系企業向けといふことで融資の承諾をいたしております。

直接的な日本企業向けの支援はそういうことでありますけれども、そのほかに、ただいま先生が御心配になっておりますように、今回の統合法案におきまして、輸出入銀行が本行と協調融資をしている銀行等の債権を買い取ることができる規定が入る、それが本行の不良債権の増加につながるのではないかと、御心配をいたしております。今このことは職員から常々聞かされておりますが、もしそういうことでありまして、今ここでお答えをいたした方がよろしいかと思ふます。今回の譲り受けの規定は、国際協力銀行、そのスタートは十月一日とされておりますから、その

前は現在の輸出入銀行ということでございませうけれども、それを含まれた国際協力銀行と協調融資に参加いたしました銀行等が海外業務から撤退をする、あるいは海外資産を圧縮しなければならぬといったことで融資が継続できないといったような場合に、この債権を国際協力銀行が譲り受けることができるという規定でございます。この譲り受けの対象となります債権と申しますのは、御承知おきのよう、先ほど申し上げましたが、本行との協調融資でございます。

我々輸出入銀行はこれまで、償還確実性の原則を踏まえまして、借入人の信用力や対象事業について十分な審査を行っておりますし、その後も、債権保全の観点からフォローアップを常々行っております。我々の口から申すのもいささか口幅つたいのではありませんけれども、市中銀行さんの持つておられます債権のうちでも良質な債権であらうというふうに考えております。

しかも、これを譲り受けようという判断をいたしますときには、またその時点での借入人の信用力とか事業の遂行状況といったようなことを十分勘案いたしまして、償還確実性の原則に反するといふようなことであればこれはお断りをするということでございますので、御懸念のようなことにはならないと思ひますし、我々、そういうことにはならないように十分慎重な運営を図つてまいりたい、こういうふうに考えております。

○仙谷委員 この協調融資というのが輸銀の現在の出融資保証残高の中で各国別にどのぐらいの比率を占めるのか、あるいは、対政府とか対民間企業あるいは対金融機関とか、どのぐらいの額で存在するのかわかるのか、お示しいただけますか。

○保田説明員 本行の債権全般についての調査はちょっとまだ行き届いておりませんけれども、非居住者向けの債権の民間銀行による協調融資は約六千六百億円程度というふうになっております。そのうちで、ソブリン、外国政府に対するものは四千七百億円。したがって、残りの千九百億円あたりが一流銀行あるいは一流企業向けという

ふうになっております。

○仙谷委員 どこまでが確たる情報なのかわかりませんが、邦銀がもう早く海外の取引を手じまいして日本に帰ってきた、これは自己資本比率の問題もあるでしょうし、海外での営業がそれほど収益を上げない、格好をつけて行っていただけだみたいな話が、地銀レベルとか第二地銀レベルでは相当あるのだらうと思ひますし、都市銀行レベルでももうそろそろおやめになったらいかがですかという話なので、つまり、都銀十九行、現在十五行のようですが、そんなに猫もしゃくしも海外に行つてやらなくてもいいのではないかと、こういう議論はあります。ところが、特にアジア向けについては、手じまいをしようにも、そこである種の損切りをしなければいけませんから、それをやると、またまた本社の不良債権といふますか償却がふえて収益を圧迫する、だからできないのだというふうな話まで聞かされてくるので、うん。

どうも、アジア向け債権の劣化といひましようか不良化といひましよう、国民にはほとんど見えていません。先ほど私が申し上げましたように、マクロ的には、日本のここ数年、つまりバブル崩壊後の不良債権化よりもはるかにひどいはずであります。これは、対GDP比を見れば一目瞭然の話であります。ところが、そこは全く見えていない。見えていないところで、輸出入銀行に何か肩がわりさせるみたいな話が出てきますと、特に輸出入銀行は政治の場と近うございまして、政治的な圧力とか、何かいろいろやこしい話があつてしようがなかったんだみたいな議論になるのではないかと、御懸念を持っております。

したがって、先ほど言ひました、輸出入銀行独自のその時点での審査といふようなことがあつて、債権を評価して、どのぐらいで譲り受けるかという譲り受け価格の問題も当然出てくるでしょう。あるいはそれが安当な価格であれば、邦銀がほかの銀行に売つても売れるはずなので、本行は、別に輸出入銀行が譲り受けを

してあげなくても譲渡できるはずだと思ひます。ところが、輸銀が肩がわりするといひましようか、私に言わせれば、抱くような譲り受け規定が入つてきた。本行にこれは、少々まゆにつばをつけたら見ていかないと、せつかくの輸出入銀行の財務内容が、気がついてみたら悪化しておつたなんてことになるのではないかと、御心配を懸念をしておるわけでありまして。

したがって、この協調融資分の譲り受けのディスクロージについてはどういふふうにお考えですか。

○保田説明員 本行が当該債権を買い取ります前に、当然、ほかの民間金融機関がこれを引き受けない場合には本行が買うといふことで、その意味では本行は補完の立場にあるといふことだけ、先ほどの答弁につけ加えさせていただきますと思ひます。

なお、譲り受けた債権の開示ということにつきましては、やはり商取引でございます。相手国の政府あるいは政府関係機関、あるいはまた日本の関係の事業の業務上の秘密といふことも念頭に置きながら検討させていただきますと思ひます。

○仙谷委員 しつこいようでありまして、そうしますと、現在の言ひますと二千億円弱、それから、この二十三条の規定によつて譲り受ける債権の額といひましよう、二千億円弱からは上回ることは絶対にあるわけですね。

○保田説明員 先ほどお答えいたしましたように、先ほどの数字は、本行の輸出金融の直接借款の部分とアンタイドローンの部分であります。投資金融につきましましては、時間の制約もございまして、非常に件数が多いものですから先ほどの数字には入っておりませんので、そこは御容赦をいただきたいと思います。

○仙谷委員 協調投資もあるという意味です。今のは、協調投資分もほかにあるといふことですね。つまり、この輸銀の融資についても、当分といひましようか、五年、十年くらいは、アジアの民

間事業会社に融資した分も含めて、相当の部分が塩漬けになる可能性がある、私はこう見ておるのです。マクロ的にはそうとしか考えられない。個別企業の中で非常に優秀な企業があつて、例えば南米に輸出が大量にできて、そこでのうけを、輸銀に対する利子支払いとか元本支払いができるというケースもあるでしょうけれども、どうもマクロ的には、この状態でそううまく返済ができるとは思わないのですから。

どうかひとりで、私に言わせれば、ある種のミニAMFみたいな役割を、タイの危機から始まって、担わされておるのではないかと気がしないものでもないのですから、余り政治的圧力に惑わされることなく、きちっとした審査をしていただきたい、このことを要望しておきます。

宮澤大臣にお話を少々伺いたいんであります。先般も年末、アジア、私はシンガポールとマレーシア、その二カ国しか行きませんでした。他の民主党政の議員がタイ、インドネシアへ行つて、歩いていろいろの方々の意見を聞いてきたわけでありまして、新宮澤構想が大変評判がいいんですね、アジアで、この三百億ドル、日本の銀行の不良債権処理に最近使つておる金額からいいますと、やや金額的には一けた小さいのかもわかりませんが、やや金額的には、アジアの今の苦境を脱するのためにこの三百億ドルが大変評判がいいということでありまして。

アジア金融クラッシュが起こったときに、大蔵省のどこかの部局でAMF構想というのがおち上げられたというか漏らされたというか、そういうのがございましたね。ところが、アメリカの横やりで挫折をした、こういうふうになつておりましたね。その後には新宮澤構想が出てきた、こういう時系列になつておるわけでございます。

宮澤大蔵大臣は、国際的な金融マーケットの中における円役、その中で、AMF構想のよう、あるいは日本のまだ存在する高い貯蓄を背景にした金融力、安定的な金融秩序をつくるために日本が何をしたらいいかということでありまして

が、どういふふうにお考えでございましょうか。

○宮澤国務大臣 そのお尋ねは私はごもっともだと思います。私が三百億ドルの金というのを考えたのは、先々そういうことにつながるかもしれないけれども、それよりもっと、当面、これらの国が困つておりますから、それに対して我々が何ができるかということをお考えのわけでございます。ちょうど昨年の十月か、IMFの総会がありましたときに、各国の蔵相と中央銀行総裁が見えたので、会議をして皆さんの御意見を聞いて決めたのです。

つまり、各国ともちやうど我が国と同じと申します。非常な不況になりましたから、公共事業もしなきゃならない、セーフティネットも要るだろう、いろいろな国内施策というものが大事なわけですが、その金がないわけでございます。その金を、まず三百億ドルを半分にわけまして、百五十億ドルの方はそういうことに使つてもらつたらどうだろう、それを使つてくれればいいし、あるいはそれらの国がどこから借りるときに我々が保証に立つてもいい。いずれにしても、そういう国内の立て直しのために使つてもらうのが百五十億ドル。

残りの百五十億ドルは、みんな輸出をしたいわけでございますけれども、原材料の輸入ができないという為替上の苦勞がございまして、その百五十億ドルは為替の方に使つてもらう、そういうふうにお考えのわけでございます。

ですから、為替の方は比較的短い金になりますし、あとの百五十億ドルは長い金になります。そういう形でおのの国が、失業の対応をし、他方で貿易、殊に原材料を買つて国民に与える、あるいは輸出に向ける、そういう二つの目的にとりあはず使つてもらう。五カ国のおのの国から、対応がいろいろございまして、今ちやうど半分コミットしたところでございまして。残りの半分が、これから一年とかいうことでございます。

お尋ねの趣旨は、そういうことをやっているとちになんだん円というものがこの人たちの国の経

済になじんできて、やがてはもう少し円というもののついてのこれらの国の関心が高まるだろう、その末には何か一つの仕組みのようなものに発展していけないか、そういうことがよくまた言われるわけでございますが、それは、もともとドルだけにベッグをして、これはしまったなと思つてい人もございまして、そういう意識は向こう側にもないわけではないと思ひます。

ただ、円をさあ東京のマーケットでこうやって運用しないといつても、今になつてそういうマーケットがこうやってできるわけでございます。ただ、そういう点でも急にできるわけではない。ただ、これが契機になつてそうないいことだと思つておりますけれども、この援助というものをそういう何か一つの到着点を考えてやつたというわけではございません。

○仙谷委員 時間がなくなつたようでございまして、やめますが、先般、小淵総理が韓国へ行かれたとき、自由貿易協定も視野にというふうな新聞報道がございまして。経済協力についての新たな宣言ということも構想されておるようでございまして、やはりこれ、三年、五年、十年、二十年という単位で考えておかなければならないのかもわかりませんが、多分、現在の金大中大統領は相当のボールを投げてきている。つまり、日本はどうするんですか、うちは文化も開きましたよ、日韓自由貿易協定もこれから協議する用意がありますよというふうなメッセージを投げてきておるわけでございます。

私はどうも、アジア全体の経済的な、よく言われる持続的な発展といふますか、余りにもクラッシュとパブルを繰り返すようなことじゃない経済システムをつくることすれば、やはり相当日本も覚悟をして国境の垣根を低くすると同時に、そこである種の相互互換性があるような仕組みを考えなければならぬ。特に金融の面でそのことが大きな揺れを防ぐんではないかという実感というか、直観的なものがあるものですから、なおそういう方向性で努力をしていただけたらと思ひま

す。時間がございせんけれども、経済企画庁長官、お考えございましたら。

○堺屋国務大臣 アジア諸国もそうでございますけれども、日本も今大変不況でございまして、当面の対策に追われているところでございまして、来年度、平成十一年度からは日本もアジア諸国もやや落ち着いてくる。そうなりますと、委員御指摘のような長期的なビジョンということも考えなきゃいけないと思ひます。その中では、貿易あるいは金融だけではなく、人の問題というのも出てくるかもしれません。

私どもも、小淵総理大臣から経済審議会に、十年程度の先を見た日本のあるべき姿を描いてそれに至る政策をという諮問を受けておりますので、その中で慎重に今の問題も考えていきたいと思ひております。

○保田説明員 先ほどの答弁に一言補足をさせていただきます。

先ほど六千六百億という数字を申し上げましたが、そのほかに投資金融についての協調融資分、数字がわかりましたのでお知らせしますが、それは約三百億円でございまして。したがって、先生の御懸念のようなことにはならぬと思ひますが、金額が少なからといって心を緩めることなく、償還確実の原則にのっとりまして気を引き締めて事の処理に当たりたいと思つております。

〔小此木委員長代理退席、委員長着席〕

○仙谷委員 どうもありがとうございます。

○古賀委員長 福留泰蔵君。

○福留委員 公明党・改革クラブの福留泰蔵でございます。本日は、今議題となつております国際協力銀行法案に関して、この所管であります経済企画庁長官並びに関連して大蔵大臣、日本輸出銀行総裁、参考人として御出席の海外経済協力基金総裁に質疑をさせていただきます。

本法案は、日本輸出入銀行と海外経済協力基金を統合いたしまして国際協力銀行を設立しようと

いうものであります。これは、行政改革の一環として特殊法人を整理合理化するという目的と、さらに、激動しております国際経済社会へ機動的にまた効率的に貢献していこうという目的で行うものであるということと理解をしております。

我が党といたしましては、特殊法人の整理合理化につきましては、サンセット方式での見直しを主張しているところであります。つまり、一たんすべての特殊法人は廃止を前提として三年間見直しを行う、その上で、民営化できるものはできるだけ民営化を行っていく、民営化できないものについてはその機能を政府に移管していく、それ以外はすべて廃止するというものでございます。基本的に今の立場でございます。その観点から、本法案につきましては、今回の統合の妥当性、そして国際協力銀行のこれから行っていく業務の役割と必要性に関連いたしまして、以下質疑を行いたいと存じます。

輸銀と基金を統合して国際協力銀行をつくるということでございますが、まず長官に、今回の輸銀と基金が統合するに至った経緯についてお尋ねをしておきたいと存じます。

○堺屋閣下 御説のように、この直接のきっかけは特殊法人の見直し、統合でございますが、そもそもは、輸銀は一九五〇年、基金の方は一九六一年にできました。輸銀は、当初日本の輸出を何とかふやそうという業務でありまして、やがて賠償などもやるようになりました。その中に基金ができてまいりまして、賠償だけではなしに広くODAを行うようになった。

そういう設立の経緯がございまして、これを平成七年、村山内閣のときに、特殊法人の見直しとして見たときに、国際金融関係のものが二つあるのを統合した方が有利ではないかというようなことを検討されました。そして、平成七年三月の閣議決定で、両機関の統合という結論に達したものと承知しております。この閣議決定後の平成八年十二月及び平成九年九月に、統合の方針が閣議決

定により再確認されました後、業務についても減量化、効率化が行われるということで、統合作業が進められてまいりまして、今日、このように法案を御審議いただけるような段階になっているものと思っております。

○福留委員 今答弁ございましたけれども、一九九三年の十月の第三次行革審の最終答申に基づきまして、一九九四年二月に行政改革大綱が策定されたわけでございます。その後、一九九五年に村山内閣で閣議決定が行われて、九十二特殊法人のうち十六法人の統合、五法人の廃止、民営化が決まった。その一つが今回の日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合であるということでございますね。

それで、当初、私の聞き及ぶところによりまして、連立与党内での議論がなされた。そのときには、輸銀を分割解体して、業務のうち、輸出入金融と輸入金融を開銀に移す、そしてアントアイドローン融資などを協力基金に移す方向で調整をしていたというふうに新聞等にも書かれていたわけでございます。輸銀の分割を避けた当時の武村大蔵大臣が、輸銀と協力基金の統合を妥協案として提示して決着をしたというふうに説明されている部分もあるわけでございます。

今、長官の方からも御説明がありましたけれども、その後、一九九七年の行革の議論の中では、政府系金融機関の見直しが行われているわけでございます。その際にも、実は政府系金融機関の見直しの議論に当たっては、開銀の民営化、開銀と輸銀の統合、それから輸銀を分割して開銀と海外経済協力基金にそれぞれ統合、さらに開銀と輸銀と海外経済協力基金の三機関統合等、さまざまな案が浮かんできたというふうに関わっているわけでございます。大蔵省が最終的には抵抗いたしまして、当時の橋本首相も閣議決定見直しに難色を示したというところでございまして、結局、開銀は廃止、北東公庫と統合し新機関をつくることで決着したというふうに言われているところでございます。そこで、再度お尋ねいたしますけれども、政府

系金融機関の改革の中で、今回の統合をどのよう位置づけるかという点についてお考えを伺いたしたいと思います。

○堺屋閣下 大蔵省と云われまして、実はその間の経緯を知っている者は、主導的な役割をしておりますからわかりませんし、私も実は外から見ただけなので正確には申し上げられないのですが、やはり特殊法人の整理統合をするという一つの至上命題があつて、これは国民的な世論でもございましたから、どこでどこでという合理的な組み合わせができるだろうかということがいろいろ議論されたと思うのでございます。

その理由といたしましては、まず第一に、資金供与相手国の経済状況あるいはプロジェクトの特性等に応じて資金を供与できる体制が確立できる。要するに、ノウハウが蓄積され、調査が進み、資金供与がより効率的になるというのが第一でございます。

第二番目は、かねがね問題のありました輸銀と基金の間の融資に当たった先議、後議関係、どちらが先というところでございまして、原則として民間金融に近い輸銀からまず審査をしてというふうな、いろいろなことがございました。そういうことを見直し、案件の内容によつて非ODAかODAかという目的に合致した対応ができ、迅速で効率的な処理ができるだろう資金供与が可能になるということ。

そして第三には、両機関において重複しております管理部門あるいは海外支店といったようなもの、それから、これからますます願の見える援助というところで重要になってくると思われまます調査研究、専門的な技術支援部門、そういったものが統合できるというふうなメリットがあるというところ、この案が選ばれたのだらうと考えております。

○福留委員 今長官の方から、輸銀と基金を統合することについての合理性についての御説明がありました。私がちよつとお尋ねしたのは、多分長官にはなくして大蔵省にだつたと思うのですが、しの中での位置づけということでございます。

で、これは大蔵省から答弁をしていただきたいと思ひます。

○宮澤閣下 大蔵省と言われまして、実はその間の経緯を知っている者は、主導的な役割をしておりますからわかりませんし、私も実は外から見ただけなので正確には申し上げられないのですが、やはり特殊法人の整理統合をするという一つの至上命題があつて、これは国民的な世論でもございましたから、どこでどこでという合理的な組み合わせができるだろうかということがいろいろ議論されたと思うのでございます。

それで、一つは、開発銀行と北東公庫というのは比較的筋の簡単なことでございます。

それから、輸銀と基金というのは何十年の経緯があつたことで、いろいろ権限調節を何度も何度もやりましたが、結局、基金が経済企画庁の所管ということで話が落ちつきまして、うまくいくようになった、この二つは。

でございますから、一種のすみ分けができておりましたから、したがつて、この二つを一緒にするならば、かなりの権限問題のすみ分けは何十年のいきさつの中でできておりますから、比較的問題が少くないのじゃないか、きつと当時の内閣がそういう判断をされたものというふうに、私は外から見てもおりましたので、判断しております。

○福留委員 これがベストだというのはなかなか難しかったんだらうと思ひます。さまたま案があり、その中で、今宮澤大蔵大臣からも御説明がありましたが、輸銀と基金の統合というものが比較的問題が少なくて自然に行われる形になっていったというふうな御説明があつたかと思ひます。

私、また後でこの問題については引き続きお話をしたいと思ひますが、その前に、一つ経企庁の方にお伺ひしたいのです。

こういう国際的な金融機関の中でさまたま、IMFとか世界銀行、アジア開発銀行等々あると思ひますけれども、今回輸銀と基金が統合して、か

なりの資金量それから人員を擁する、世界的にはかなり大きな存在になっていくのではないかと思いますが、国際協力銀行の今後の国際金融機関の中での位置づけ、どのように今お考えでございますでしょうか。

○堺屋閣下 まず、規模でございますけれども、単純に両機関を足しますと、人員は八百九十三人で非常に少ないのですが、この期間中に承諾した金額などを見ますと、三兆一千五百億などというかなり大きな数字になります。これに比べて、例えば世界銀行グループでございますが、これは、人員は五千四百四十人もありますが、金額でいいますと二兆三千億、アジア開発銀行は千九百五十六人でございますが、一兆一千三百九十億というようにございまして、大変規模の大きなものになります。

したがって、日本の経済力が立ち直ってまいりますと、これが非常に世界でも有力な援助機関、最も有力な機関になってくるのではないかと、いう気がいたします。その意味では、この機関に蓄積されるノウハウも含めまして、日本にとつて非常に大事なものであるのではないかと期待しております。

○福留委員 再度この件で長官にお尋ねいたしますけれども、これまでは輪銀と基金という形で別々にやっていたわけですね、それぞれの二つの機関があつて、今御説明があつた人数にしても融資額にしても、基本的にはこれまでやってきたものを足し算するという形にならうかと思ひます。これまでは基金が基金としてやってきた、輪銀が輪銀としてやってきたことを、今の出融資額等の存在の意味もありましたけれども、それだけの存在感が出てくるということによる国際的な影響力というのがあるかと思ひますけれども、その点についてはいかがお考えですか。

○堺屋閣下 確かに、その点はかなり大きなものになると思ひます。日本は御存じのように、大変貿易黒字も大きいうございまして、援助額も大きいうございまして、

もつとも、その援助額の中には、日本は有償が多いものですから返済がまた回るといふようなこともございまして、それにいたしまして、世界最大の援助国の大宗を一元化するということになりますので、非常に大きな作用が出てくると思ひます。また、この機関が一元化しますことで、情報、ノウハウの一元化ということも考えられます。

したがって、本行が今後国際貢献に非常に役立つ、うまく役立てていきたいと思ひますし、役立つ機関であることも確信しております。

○福留委員 今回統合して、一つの機関として影響力がかなり目立ってくるわけでございます。ある意味では、日本のこういう国際経済支援の中で存在感をますます示していくのではないかと私は感じておるわけでございます。そういう意味では評価しておりますし、今後の業務の運営についてやはりきちんとした目的をしっかりと持って、それに基づいて行つていただきたいと思ひているところでございます。

基金の総裁がお見えですから、若干基金のことでお伺ひします。

基金の一九九八年の年次報告書がございまして、一番冒頭のあいさつの中でございましてけれども、総裁のお言葉の中でも今後のことについて書いてございます。『今後は、従来の経済社会基盤整備に加え、環境保全、人材育成等の分野への支援、円借款と技術協力や無償資金協力などの連携が一層重要な課題となるでしょう。』というふうに述べてあるわけでございます。

これは当然、従来言われてきているところでございまして、やはり人的な支援とか技術協力というのは大変重要な分野であり、これからますますそれが重要になってくるんだらうと思ひております。

これまでも、この基金の業務の中ではそれを十分認識されて、具体的にその業務を遂行してこられたと思ひます。特に、技術協力等、技術支援等に当たってはやってこられたと思ひま

すけれども、そういう観点からすると、実は先ほども、今回の統合のあり方の中で、輪銀と基金とJICA、この三つをやはり統合すべきではないかというふうな意見も一部あつたということでございます。

今回は、輪銀と基金の統合というものは、海外の資金の融資、お金の面からひとつまとめて輪銀と基金の統合という形をとられたというふうな聞いておるわけでございますが、技術協力という今まで基金としても重要にして行つてきた業務については、JICAとの連携というのがかなりあつたんじゃないかと思ひます。総裁に、これまでのこととございまして、OECDとJICAとの連携というのをどのように進めてこられたのか、お伺ひしたいと思ひます。

○篠沢参考人 お答え申し上げます。

有償資金協力を担当しております私どもと技術協力を担当いたしますJICAは、従来から、我が国のODAをより効率的、効果的なものとするべくいろいろな形で協力をし連携をし、それをまた推進、強化しようと思ひてきたところでございます。

いろいろな形があるのでございますが、たまたま平成十年度、ODA予算を抑制せざるを得ないという話が財政的に出ました際、そうであれば、中身の高度化が必要であるということで、平成十年度から、特にOECDとJICAとの間で、四つの連携スキームというものが予算で定められたわけでございます。

その一つは、我々の円借款事業がスタートいたしますときに、詳細設計という開発途上国にとりましてはかなりの金のかかる作業があるわけでございます。その詳細設計について、すべてではございませんけれども、ある程度の案件について、JICAの、国際協力事業団の開発調査という技術協力の予算を使って、JICAにおいて円借款事業の詳細設計をつくつてくれる。

それから二番目は、資金協力連携個別専門家派遣ということで、JICAの技術協力の予算で

私どもの円借款の専門家を幾つかの開発途上国に送り込んでいただける。それによつて、ペルー等幾つかございまして、それぞれの政府に我々の職員が、専門家として、JICAの負担において入れていただけるということで、円借款の案件形成の中身を高めたいということが可能になったわけでございます。

三つ目は、開発途上国の円借款事業実施機関の職員に対する研修の実施でございます。円借款は、いろいろな御批判を受けることもございますけれども、非常に慎重な手続のもとで進めているつもりでございます。それが開発途上国にとりましては、その手続が煩雑でなかなか大変だと思ひを持たれることもあるのでございまして、そういうことに對して、それに習熟していただくような研修をJICAの負担でやっていたら、

最後の四つ目でございますが、完成後の円借款事業のリハビリテーション。もう完成して何年も使つたいわゆるプロジェクトも、アフターケアが必要になる、リハビリテーションが必要になる、そういう段階になるわけでございますが、このリハビリテーションを、JICAの技術協力の予算あるいは無償資金協力という形でこれを埋めていただけたらというふうな、技術協力あるいは無償資金協力と我々の円借款との連携措置が定められました。

このような形で、現在、基金とJICAの連携をより一層強化いたしまして、ODAの質の一層の向上を図っていききたいというふうに考えておるわけでございます。実際の具体化に着手いたしますと、やはりそれぞれ難しい問題も現実には、現場では出てくるのでございますが、これを克服して、有効な連携関係をつくっていききたいというふうに考えております。

○福留委員 今総裁から御説明いたしまして、四点にわたるOECDとJICAとの具体的な連携のお話を伺ひました。円借款に關して、OECDがJICAとかなり密接にかかわりを持ちながらやられているという実態を伺つたわけございま

す。今後の連携のとり方については、かなり困難な状況もあるけれども、うまくやっていきたいというお話だったんだろうと思います。

そこで、先ほどもお話し申し上げましたけれども、一九九五年の三月ですか、村山内閣の連立与党の政府系金融機関の統廃合を検討していたワーキングチームがあつて、ここが、輸銀と海外経済協力基金、国際協力事業団の業務を整理統合するとの方針を一たん決めた。ところが、当時の村山首相と武村大蔵大臣と自由民主党の加藤政調会長との協議で、統合の対象から国際協力事業団を除くことで決定したというふうに報道されているわけでございます。

だから、考え方によつては、今のお話を伺つてもそうでありませうけれども、輸銀と基金と事業団というものの、やはり三つ統合した方が、今回の目的である特殊法人の整理合理化という観点からすると、そしてまた今回の統合によつて得られるさまざまなノウハウの共有化という面からしても、より自然であるし、よりその所期の目的を達成するんではないかというふうに、私、素人なりに自然に考えられるのであります。

今回は国際協力事業団は除いてあるわけですが、これも、今回は今回として仮にこれを認めるにしても、これから方向性として将来的に、今回の国際協力銀行はできることになろうかと思ひますけれども、これとJICAとの統合というのは将来あるのかないのか、その方向性でいくのかどうか、これは経企庁長官にお伺いしたいと思います。○堺屋閣下大臣 今、基金の総裁も説明いたしましたように、基金と輸銀とは金融機関でございます。JICAは技術機関でございます。早く言えば、金融機関と、人材派遣あるいは技術コンサルタントの会社でございます。統合いたしますと確かに大きくなり、ノウハウの交換ができる部分もございますけれども、やはり全く業務が違う存在でございます。

例えば話になって恐縮でございますけれども、銀行がパブルのときにいろいろプロジェクトを持ち

歩いてやったのは大体失敗しておるんです。だから、金融機関はやはり金融機関の目で見ていたでいて、そして技術援助機関は技術援助機関、コンサルタント機関としてやっていただく方が正確じゃないか。金融の観点から技術がめめられる、あるいは技術の観点から金融が無理をするというようなことがあつてはならないと思ひますので、この二つはやはり別々の方がいいのじゃないかと私は思つております。

○福留委員 引き続き長官にお尋ねいたしますけれども、先ほどの御答弁の中でも、国際協力銀行というのは、その融資の額から見ても、世界の金融機関の中でかなり大きな存在になつていくと。それで、先ほどの民主党の仙谷委員の質疑の中にもありましたが、統合を決定した段階からその後、世界経済の情勢の変化がある、特にアジアの通貨危機がこれあり、そういう観点からの今回の国際協力銀行の役割というものが増してきていく状況があるわけでございます。

そういうふうな現状を踏まえながら、国際経済の動向もこれからますます複雑な状況になつてくるんではないかと思ひます。先ほど長官の御説明の中で、世界銀行それからアジア開発銀行等の融資額の御説明もありましたが、人員の御説明もありました。実は、人員については私も承知している部分がありますけれども、かなり少ない人数でやってきているという現実があります。その融資額に比べますと、その人員というものははるかに少ない人数でやっているわけでございます。しかし、統合したけれども、役割はますます大きくなつていく。

先ほどの御説明の中でも、やはり専門家集団を育成していくというか、その人員の中の質を高めていくというふうな御答弁もありましたけれども、今後、世界経済情勢の変化の中で、今回の国際協力銀行というものの、融資額も含めて、それから人員の体制も含めて、将来的にはどのようなふうになっていくべきであるとお考えなのか、長官にお尋ねしたいと思います。

○堺屋閣下大臣 余り先のことまではちよつと申し上げかねますけれども、まず第一に、現在の日本が占めております国際的な地位、そしてアジアにおける経済的影響力から考えますと、やはり経済協力というものは重要だろつと思ひます。したがつて、この規模は拡大していくんだろつと思ひます。

ただ、現在のように有債主義で日本の国がいくのか、あるいは一部無債をふやしていくのか、そういうような選択がございまして、単純にこの銀行がすべてを持つかどうかというところはまだ検討の余地があると思ひますが、いずれにしても重要な役割を果たすと思ひます。

それから、人員でございますけれども、今日日本では非常に社会科学系統の人材が底底しておりまして、地域を開発するとなりますと、その地域の経済の事情あるいは社会の状況等にも詳しくないやいけません。JICAの方は技術的な問題を持っておりまますけれども、そういう世界の経済水準、経済動向などを把握する。IMFにいたしまして、世銀にいたしまして、OECDにいたしまして、そういう研究開発分野をかなり持っているわけでございます。それがまた次のプロジェクトをする予備軍を育てるというふうな循環が行われております。

そういうことを考えますと、この機関にやはりそういう人材プールのある程度のもので必要であり、これを通じて日本に発展途上国の情報が入つてくる、あるいは世界経済の情報が入つてくるというふうな方向性も必要だろつと思ひます。もちろん、予算の限られた範囲内でございますから効率的にやらなければいけませんので、現在ある分野を整理統合しながらそういった専門家を育てて、日本あるいは世界に役立つような機関にしていく、そういう専門家を育てていく、プロの集団にしていくということが大事だ。そうなたてくれることを私は強く期待しておる次第でございます。

○福留委員 私、今回この統合に当たつて初め

て、世界銀行、アジア開発銀行等々と比べて扱う融資額というものは膨大であるにもかかわらず、数少ない職員の方々でこれが行われているという実態を知りまして、びつくりした次第でございます。行政改革という大きな流れがあり、なかなか人員をふやすということは難しいかもしれせんので、今長官の方から御答弁がありましたとおり、職員の方々は大変だと思ひますけれども、質の向上、専門家集団の育成といった点に力点を置いていただいて、経済支援の所期の目的を達成していただけるよう念願をする次第でございます。

引き続きまして、今回、統合に当たりまして、国際協力銀行が行う円借款等のODA業務は、この銀行があらわして行う非ODA業務との間で勘定、経理を明確に区分するということが、法文上規定されているわけでございます。開発途上国の経済社会開発と福祉向上を目的とするODAと、旧輸銀の輸出入金融、投資金融等を典型とする資金供与とは、本来明確に区分されるべきであるというふうに考えます。

従来、我が国ODAは、円借款に基づく対象国のプロジェクトを我が国企業が落し、利益を上げる例などがございまして、輸出や海外投資の振興につながる面が大きく強調され、諸外国からも批判を受けたことがあつたわけでございます。現在は、我が国の援助におけるアンタイド率はほぼ一〇〇％にまで高まつていくわけでございますが、一部の先進国等からの誤解はいまだに解消されてない面もあるというところでございます。

今回の輸銀、基金の統合につきましては、我が国の国内政策に基づくものではございませうけれども、それによりまして円借款等のODA業務と旧輸銀から引き継ぎます非ODA業務とが、国際協力銀行という単一の主体によつて運営される結果となつていくわけでございます。

このため、特に本法案では、ODA業務と非ODA業務との区分を行うことになつておるわけでございますが、このことを、我が国ODAに寄せ

られた過去の批判や誤解を払拭する意味でも、業務区分の実際を対外的に十分周知させる必要があるかと思ひます。これを踏まえて四年間の経過があつたんだらうと思ひますけれども、その具体的な取り組みと、その理解が得られたかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○河出政府委員 今先生おっしゃいましたように、輸銀と基金が統合することを決める際に一番大きな問題になりましたのは、今おっしゃいましたようなODAによる輸出促進、あるいは自国企業の海外における活動を支援するためではないかという懸念が海外からないかということであつたわけでございます。そのために、平成七年の三月の閣議決定では、統合期間を四年後ということにしまして、その間に、国際機関あるいは関係国の理解を得るよう努めるということが決められたわけでございます。

これを受けまして、OECDですとか世界銀行ですとかIMFですとかといった、関係の国際機関あるいは関係国政府に対しまして、今回の統合の意義を説明する機会をこれまで設けてきたところでございます。おおむね理解が得られていたものと思つておりますが、今後、このような機会を積極的に設けていきたいというふうに考えております。

また、今国会でこの法案を成立させていただきましたのは、正式にまた関係国あるいは関係国際機関に十分説明をしまひたいというふうに考えております。

○福留委員 十分理解を得られるように、今後とも努力をお願いしたいと存じます。

ODAに関して若干ちよつと、この法案と離れるかもしれませんが、この際、御質問させていただきます。

昨年の六月、ブータンに対する政府の途上国援助事業をめぐる約六億四千万円の援助資金が不正に支出されていたという問題が発覚いたしました。総額六十一億円に上るブータンに対するODAで、現地で事業を担当していたコンサルタント

業者が、無許可で工事内容を変更したり、勝手に機材を削減したりするなどして経理操作をしたものであるとのことでありました。

無償資金協力の仕組みは、被援助国政府からの要請がまずある。その上で、JICAとコンサルタント業者による事前調査を行い閣議決定されるというふうな流れであるようでございます。閣議決定されて、その後、被援助国と交換公文を締結し、入札後に被援助国が業者と契約し、外務省が契約を認証する。着工、完工を経て、事業経費の支払となる。これはJICAが絡んでいる話でございます。問題は、こういうふうな権限と仕事

がコンサルタント業者、民間のそういう業者に集中し過ぎていくということの意味しているのかもしれないと思ひます。

国際協力銀行ではこういうことではないと思ひますけれども、ODA関係の、これは国際協力銀行とちよつと離れるんですけれども、ODAに対するこういう不正支出に対するチェックの仕組みといたつて、やはり国民がもっと理解できるようにする必要があると思ひます。これは大変なレアケースだろと思ひますけれども、この再発防止のチェックシステム、情報公開を含めてお考えがあればお伺いしたいと思ひます。

○堺屋国務大臣 お申しになりましたこのブータンのケースは、無償資金協力の問題に関連しております。今の基金もしくは輸出入銀行とはちよつと別になっております。

この海外経済協力基金のODAに関しましては、かなり綿密なチェックをやっている形になっております。これが必ず現実に作用するかどうかという問題はもちろんです。まず、入札や契約といったときには、その手続の各段階で事前調査をしておりますし、貸し付けにつきましては、借款契約上の必要な書類を提出させ、加えて事業完成までの進捗報告等を出させております。また、途中で監理ミッションを派遣し、チェックシステムもしております。

もちろん、これが間違つたことも一度だけござ

いまして、まことに申しわけないことがあつたのでございますが、重々それは注意しております。それで、国際協力銀行に移行後も、このようなチェック体制は厳正に運用したい、しなければならぬと当局でも考えておりました。委員御せのとおり、この点は国民に一点の疑惑もないようにやりたいと思つております。

○福留委員 この問題は、この銀行と関係ない話でございますので、それは十分理解をしております。もう一つ、ちよつとこれもこの銀行と関係ない話でありますけれども、ODA絡みの話ということと、せつかく大蔵大臣も長官もお見えでございますので、お尋ねをしたいと思ふ次第でございます。

昨年の六月三日の衆議院の決算委員会で自民党の河野委員が質疑をしたということでございますけれども、世銀の奨学金を大蔵省の幹部職員の研修に使つていたということが判明しました。この件については、私きょう実は質問をするつもりはなくて、事前に質問通告をして、そんなことは大蔵省としてはやめましたという事前の答弁をいただいておりますので、質問する予定ではございませんでした。

ちよつと紹介を申し上げますと、大蔵省所管のODA資金で世界銀行に設置されている途上国向けの日本世界銀行奨学金制度に、本来は対象外の日本人が設けられている、この枠内で奨学金を支給される日本人の六割を大蔵官僚が占めていたことがわかつたということで、これは今後やりませんとということで質問するつもりはなかつたのですが、実はけさの新聞を読まして、今度は、これも国際協力事業団の枠でODA留学に官僚特別枠が設けられているということが報道されたもので、それから、昨年の大蔵省としてはやめたということが国際協力事業団ではやられていないし、国際協力事業団の話では、これはやめるつもりはないというふうに、この新聞記事によると、JICAの国際協力総合研究所所長の話としてそんな趣旨のこと

が書いてあるわけでありました。

これは、大蔵省の方がJICAにこういうふうにお話ししたのかどうか承知しませんが、過去五年間で、このJICAの海外長期研修制度を利用して毎年三十四人から四十一人が各国の大学院や研究所に派遣されている。官僚特別枠というのがある。十から二十人が割り当てられている。この五年間で、一般五十四人、JICA職員五十人に対して、七十四人の官僚が派遣された。省庁別では農水二十二、通産十八、建設十一、環境、運輸、厚生各五人等々、大蔵と経企庁も各二人ずつということでございます。

これは、JICAの行う国際協力事業にできる限り協力するという趣旨でこの枠でやられているのであれば理解はできるけれども、この研修が終わつた後に帰国した官僚二百四十四人のうち、途上国で働いたのは四十二人にしかすぎない。研修先も、発展途上国は中国に行つた一人だけで、あとは全部アメリカ等の先進国へ行つて、研修というか、各有名な大学へ留学してくるのだからと思ひますけれども、そういうことで、こういうJICAのODAの資金が使われている。

大蔵省は昨年、こういう問題を世銀の奨学金の枠のことについて指摘を受けてやめたということとでございますけれども、JICA、今この関係と外れますけれども、こういうのが残つていて、このことでございます。これは、大蔵省からも既に毎年人を出されていることでもあります。経企庁からも人を出されて、これを使っている立場でございますので、そういう観点から大蔵大臣と経企庁長官、この問題についてどうお考えか、お伺いしたいと思ひます。

○黒田政府委員 御指摘のように、世界銀行のプログラムの中に、奨学金の資金を出すというものがございまして、その奨学金は、もともと途上国の人も入っておりますが、日本人も、途上国のいろいろな援助の關係の仕事をしてもらおうという趣旨で入つておつたわけですが、そのうちの一部に大蔵省の職員も入つていたということで御指摘を

いたしまして、今後大蔵省の職員をこのような制度で留学生として派遣するということは行えないことにしたということが事実でございます。

○堀屋国務大臣 今の世銀の問題とJICAの問題とはちよつと関係が違ひまして、国際協力事業団、JICAでは、海外に派遣する技術専門家などの養成のために、海外長期研修員派遣制度というのを制度として持っております。したがって、これは規模あるいは人数その他につきましては議論があるかもしれませんが、制度としては何らかしいものではないかと思ひます。

我々といまして、経済企画庁といましては、国際経済協力の企画立案、総合調整など、経済協力に関する事務を担当するような能力を蓄えるためにこういう研修をやっております。

これが、発展途上国よりもアメリカ等に行く人が多いではないかと御指摘もございまして、これはやはり、理論とか事務とかそういうことを考えますと、アメリカの研究などにすぐれたノウハウが蓄積されて、学者もたくさんいるというふうなことがございまして、どうして、留学先を選ぶとすれば、こういう事務担当者として、あるいは技術専門家として養成していくために、汎用性のある人材を養成するにはそういうことになるかと思ひます。こうしたことから、経済企画庁の職員も同制度に応募いたしまして、厳正な選考を経てこれに参加しているということでございます。

今後、こういった研修に参加した人材がより活用できるように生かしていくか、こういったことも、この機関の統合を機会に十分に研究して、より有効なものにしていきたいと思ひます。

○福留委員 世銀の奨学金の枠のことはわかりましたし、今の長官の、JICAの枠の研修制度については現状で妥当性があるという趣旨の答弁については、若干理解がしがたい部分がございまして、御答弁の中にありましたけれども、やはり発展途上国で研修を受ける人たちがいないし、その後

の業務がそれとかわりのないところで業務をなされている人が多いという実態は、各省庁の人材育成、こういう経済協力だとかそういう形ではなくて、一般の人材育成の観点からJICAのこの奨学金の枠を財布がわりに使っているのではないかとこの指摘は、やはり国民からされるんだらうと思うわけでございまして。そこについては、もつとしっかり国民に納得できるような説明が必要にならうかと思ひます。

今回の国際協力銀行につきましてもさきさま、ODAのあり方、非ODAも含めて、海外への経済協力支援のあり方については国民のさらなる理解が得られますよう、これも税金だとか財政投融資制度を使つて行つてございしますので、さらに、この重要性、有益性について国民の理解を得られるように努力されることを望みまして、私の質問を終わります。

○古賀委員長 中野清君。

○中野清委員 公明党・改革クラブの中野清でございます。

私は、近時のアジア通貨危機対応に係る我が国の対アジア資金協力実施の中核的機関とも位置づけられます国際協力銀行について、また、宮澤大蔵大臣の提唱に係りますところのいわゆる新宮澤構想、また、海外における中堅、中小企業対策について、特に宮澤大蔵大臣御自身のお考えも承りたいと思つております。

アジアの通貨危機に際しまして、政府は、昨年四月の総合経済対策、十月の新宮澤構想、そして十一月の緊急経済対策に基づきまして、通貨危機の影響を受けたアジア諸国の経済構造改革、社会的弱者救済、中小企業育成のための円借款を含む積極的な資金協力を行おうとしていることは、よく存じ上げております。

新宮澤構想がいわゆる三百億ドルの規模の資金スキームだ、それはよくわかりますけれども、特に、流動性危機回避のための当座の資金供給以外に、全般的に緊縮策が先行することになっていまして、このIMFのプログラムと比べますと、宮澤

構想で供給される資金については、社会的弱者対策から金融システムの安定化対策まで使途が広範囲に及んでおりまして、いわゆる受け入れ国にとつては使い勝手のよい援助である。これは先ほど仙谷委員もおっしゃつておりましたけれども、それは私も同感であります。そのことが実は、逆に、アジアへの甘さとかモラルハザードの温床になるんじゃないだろうか。この資金協力に当たっては、供与国においてその使途が明らかにする等、最低限の担保が必要になると私は考えているのです。

そういう意味で、資金協力を行う我が国の基本的姿勢というものをどうお考えになつていらっしゃるか。また、資金協力に当たつて、受け入れ国にどのような経済努力体制というのを求めているのか。また、モラルハザードの防止に向けた措置をどのように講じていただくつもりなのか。その三点をお伺いしたいと思ひますが、あわせて、大臣の感想で結構なものですけれども、アジア通貨危機がございまして、これについて、どのような教訓といひましたか、御認識をお持ちになつていかうかをお話を願ひたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 今の、IMFとの関連でモラルハザード云々というのは、確かに、おっしゃるやうに非常に大事な点でございます。実は、一昨年の七月にタイで通貨危機が発生いたしました、それが次々に転移をしていきましたときに、IMFは、その対応に立ち上がりまして、いろいろなプログラムを書いて各国にその遵守を求める、そしてIMFも、我が国なんかが一番先に立つた方で、金を出して、そして、そのプログラムを遵守するならば応援をしよう、そういういつもの型どおりの態勢に入つて、これは非常に大事なことであつたわけでございまして、必ずしもそれがはかばかしいか、あるいは、ちよつとしまして、国情に合わないか、あるいは、数カ月たちますとそういう批評がかなり出てまいりました。

我が国は、しかし、それまでこういうことを無視しようとはいたしませんでした。今委員がおつ

しゃいますように、せつかくIMFがかなり苦しい話をしようとするのに、甘いものをやつたのじやいかぬわけでございまして、それは非常に氣をつけておりました。

しかし、どうもIMFも一生懸命やつたのだがちよつと見当が外れたんじゃないかな、国によつて様子は違ひますが、そういうことになりました。一年たつた、たまたまから、IMFも手直しをしたいということも素直に申しましたが、それらの国々も、一生懸命やつているのだが、どうもそれだけではなかなかいけないというようなことを言い出してまいりました。

ですから、私がこの話をしましたのはIMFの総会でみんなが集まつたときでございますので、IMFはよく知つておられるわけでございまして、それまでの間に、最初の、先ほどおっしゃいましたやうなモラルハザードとか、IMF側の一種の疑い、あるいは、やつかみというのはい言葉ではございませぬけれども、そういう面倒くさいものは、大体、それはさう、これはさうというやうなことになるまいりましたので、それで、それじゃ五カ国に、現実に、先ほどおっしゃいましたやうな失業対策とか公共事業だとかはみんな金が要りますので、そのための金を百五十億ドル、それから、あと、食ひ物も輸入しなきゃならぬ、その為替のための原料も輸入しなきゃならぬ、その為替のための金を百五十億ドル、こういうことでいきましようということ、おのおの多少必要は違ひますけれども、ここで百五十億ドルほどコミットいたしました。

残りがあと一年残つておる、そういうことでございまして、まず、そういうモラルハザードには陥らないやうな配慮をいたしたつもりでございますし、そのうちに、IMFも少しづつ現実的なアプローチも始まりましたので、まあまあ今その話は落ちついておると申し上げて、多分よろしいのだらうと思ひます。

それから、そういう意味で、IMFはもちろん感謝されておるのですが、我々の金も、現実に政

政治的な、当座の、何とか緊急にしたいような、役には立っておるとい意味で、比較的うまく使われているし、IMFの邪魔にもなっていないと思えます。

ただ、これはこれから先、それならば、アジアの国が円というものに非常になじんできて、だんだん円というものが、アジアの通貨の少なくともある助っ人ぐらいいなくなるかということになります。我が国の方の体制がまだ十分でございませうし、困っているのに援助をするわけですから、そのかわりというようなことはどうも言いたくもないし、それでは本当の話にもなりませんし、しかし、そういう方に動いていけば、それはそれで結構だなど。

我が国としてはせんだって、ファイナンシングビルを今度、全部公募をいたしまして外国資本が買えるように、そして、利付国債の利子も、現実には外国人に免除しましたので、源泉徴収も行わないということ、そういうマーケットができたつごいありますから、それやこれやで少しずつ円になじみが出てくればいいことだというふうに考えております。

○中野(清)委員 私は、大臣、この新官庁構想を本気になって、アメリカが何を言おうと頑張つてやつてもらいたいと思つてゐるのですよ。

そういう意味で、今度の法案の中で、国際協力銀行についていわゆる追加の措置がありましたね。一つは、先ほど御発言がありましたけれども、海外業務からの撤退に伴うところの邦銀等の貸付債権の、これを買付けたいましようか、それを買つていいという話ですね。それとも一つは、ソブリン債の保証についてございました。伺いますと、現在、大蔵省が、例えばタイとかマレーシアとの間で、具体的な保証のあり方についてもう折衝が行われているという報道を伺つておるわけでございます。

まず第一に、今、大臣から円の国際化のお話がございましたけれども、ソブリン債の保証は結構だと思ふのですけれども、今日、いわゆる、円が

ローカル通貨とか、またはユーロとドルの二極化とか、今はそうじゃなくて、もうアメリカ一極集中だとか言われております。その中で、円の国際化という問題を考えたときに、ソブリン債の保証だけで、この程度でもって本当に円の国際化とか、さつきおっしゃった問題ができるのだろうか、そういう疑問が一つありますけれども、そういう点をどうお考えか。

それと、ついででございますから、あわせてお伺いしたいと思ふのですけれども、ソブリン債保証に対する我が国の基本的な姿勢もお伺いしたいと思ふます。また、実際に保証を行われる場合の保証の限度といましようか、それとか保証の組み合わせとか、それから具体的な保証条件とか、具体的にどここのところがどう、それはもうこういう場所であるわけがありませんけれども、基本的な方向として、やはりそういうものをきつと、せつかく国際協力銀行の新しい業務になるのございいますから、はつきりしていただきたいと思ふます。

この三点についてお伺いしたいと思います。○宮澤国務大臣 円の国際化というお話を、いざれつながらなのですが、ちよつと置いていただきまして、私の名前で宮澤構想とかいって大変言われておりますが、実はこの大きな部分は、今御審議願つております日本輸出入銀行とかあるいは協力基金の力をうまく組み合わせてやつておるにすぎないのでございいます。

比較的我が国で知られないことの一つに、これらの二つの金融機関が実は非常に大きな世界的な仕事をしているということについては、御本人方も余りPRをなさらないからかもしれませんが、割に知られていない。ですから、先ほど輪銀の資金量というのは世銀より大きいのだということを書いて驚いていらつしやる方がありました。そうなんでございますね。発展途上国ばかりでなく、先進国にもいろいろなファイナンスをやつたりしております。我が国の国際的な地位の向上にこの二つの金融機関は尽くしてくれていることが大

変に大きい。今度のことも、大体三百億ドルなんという金はほほそういう種類の、百五十億ドルは輪銀によることが多いし、百五十億ドルは為替の資金を出す。こういうことでございいますから、意外にそういう動きが多い。

それで、そのソブリン債の話は、これは輪銀の総裁はよく御存じのはずなんです。現行上輪銀は大抵の保証はできる。ところが、不思議なこと、国債の保証だけができないということになっているのです。ですから、今現に東南アジアの国でうちの国債を保証してくれといったときに、輪銀のそれができないのですから、今度こうやつて法律も変えていただく。

それからもう一つは、アジア銀に私も金を出しまして、そのファンドでアジア銀にいろいろなものを保証してもらおうと思つておりました。本当はそういうことが実際三百億ドルの内容なんのございまして、今あつてゐるそういう金融機関が非常によく働いてくれる。したがって、やがてそれが円のもう少しみんなになんでもらう動機になるかもしれないし、それはそれで喜ばしいことだと思つております。

○中野(清)委員 今大臣がおっしゃる通りに、世銀やアジア開発銀行は今までもそういう国債買入れができたわけですね。ですけれども、これが今度できるということで、私はそういう意味で、これからの国際協力銀行の役割、そういうものについては大いに期待したいと思つておりますし、もし時間がございましたら、また最後にこの問題についてはさせていただきますと思ひます。

それで、時間もございせんから、中小、中堅企業対策を中心に特に伺いたいと思つております。

ブラザ合意以後、我が国の急激な円高というものは日本企業の海外進出を促進いたしました。企業の国際化を促進したわけでございます。そして、近年、国内から海外への生産拠点というのは、従来の政策地域重点型から東南アジア地域重点型へと移行をしているということはもう御承知のとおり

であります。NIESからASEANへ、さらに中国へと投資先が変遷するようになった要因といたしましては、産業インフラストラクチャーの整備状況や産業技術のレベル、賃金レベル、通貨価値、投資規制緩和や外国企業参入に対する優遇策など、進出国の政府の経済政策の転換が挙げられると思つてございいます。

そこで、まず第一に、アジア諸国への企業の海外投資や海外進出は、大企業の傘下にある下請中小企業であつたり中小企業独自のものなど、主役はこれから中堅、中小企業であると私は思つております。海外進出の中小企業に対しまして、一層の支援策、例えば貸し渋り対策等が必要と考えておりますけれども、この具体的な中小企業支援策の内容についてお伺いしたいと思います。

あわせて、海外投資や海外へ進出する中小企業に対して、投資相談を初めとする進出国についてのすべての情報を提供できるシステムの構築がぜひとも必要と考えております。同時に、海外に進出した中小企業に対する資金援助や支援策について、国際協力銀行はどう対応しようと思ひますのか、お伺いしたいと思います。

この二点。

○今野政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、経済のグローバル化が進展する中で、海外の事業展開、海外との取引というのは、中小企業にとりましても重要な経営戦略の選択肢の一つになってきております。

そのような動きに対応いたしまして、中小企業の海外進出を支援するという観点から、従来から、ジェットロ等を中心としたしまして、情報提供あるいはさまざまなアドバイス、それから人材育成等の施策を行っているところでございます。また昨年、海外進出の日系企業が現地で非常に資金繰りに窮しているという情報も頻々と入つてゐるものでございまして、それに対応いたしまして、中小企業金融公庫等によりまして融資制度を創設いたしました。また十一年度からは、中小企業事業団等によりまして海外投資アドバイザー制度の強

化あるいは国際化のマッチング事業の創設など、種々の手を打っているところでございます。

そういう事業が相互にシステムとしてちゃんと組まれておるのかというところでございますけれども、平成十年の七月からでございますけれども、ジェトロ、中小企業事業団あるいは経済技術協力関係の諸団体に連絡会議をつくっていただきました。これは通産省も入っておりますけれども、中小企業支援機関連携推進事業というのをやっております。その中で、例えばワンストップシヨップサービスというのを実施しております。この中小企業国際関係機関に來た方には、たらい回しなどしないで、どこに行けばどういふものがあるかというところがわかるような体制を組むということを進捗しているところでございます。

今後、国際協力銀行ができました折には、国際協力銀行とも十分連携をとってまいりたいと考えておるところでございます。

○中野(清)委員 今ちょっと御説明いただきましたけれども、一言で結構ですからもう一回答えてもらいたいですけれども、そうすると、皆さん方は海外における中堅、中小企業対策は十分だとお考えですか。それだけ一言。

○今野政府委員 アジア通貨危機が起きて以来、私どもは鋭意諸制度の拡充に努めているところでございます。ただ、状況は極めて深刻でございますので、なお努力が必要であると考えております。

○中野(清)委員 それでは、今の状況が深刻だというお話の中で、私は、国際協力銀行というのは海外における金融ビジネスのただ一つの資金的協力の中核的な機関だと考えているのですよ。そうすると、実はアジア諸国に特に接点の多い中堅、中小企業について、私が調べましたら、輸銀の中に海外投資相談室というのが確かにありますね。何か、人によると、通産省なんかに関きますと、相談は年間にいっぱい、四百件ぐらいあったけれども、実際は十社とかという、これは相談室じゃないかもしれないけれども、そういう例も

聞いております。そうしますと、本当にこれからいわれる国際協力銀行が発足したときに、私は、今のままでいいんだらうかという率直な疑問を持っています。

大臣にちよつとお伺いしますけれども、これは、もしあれだったら後ほど数字を申し上げますけれども、むしろ、新しい国際協力銀行の中に、例えば中小企業・中堅企業投資促進事業部とか、よく顔の見えるODAと言いますけれども、とにかく、顔の見える中堅、中小企業対策というのがなければ困るわけです。聞いてみると、何か、第五部とかにあつて、業務部とか総務部とかという話を聞きますけれども、この点については、私は、この国際協力銀行の発足というのは一つのチャンスだと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○保田説明員 海外で活躍しております中小企業に対する本行の支援についてまず簡単に御説明をさせていただきますまして、その後で答えをしたいと思います。

輸出銀行の海外で活躍しております中小企業への対策は、大きく分けますと三つの柱になろうかと思ひます。

第一は、もちろん本行による融資でございます。中小企業に対しては、大企業に比べますと、適用の金利あるいは融資割合等を高めるといふような優遇措置をとっておりますし、それから、協調融資銀行についても逐次拡大をするということ、本行の直接融資をますます大きくするというところに努めておまして、ここ三年ぐらいの平均をとりますと、全貸出高の約一五％程度が中小企業向けであるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

それから、融資という面では、本行による融資のみならず、現地の国々における機関を通した間接的なツーステップローンの活用ということにも努めておるつもりでございます。今後とも、審査能力の一層の強化を図りますとともに、こういう現地金融機関との提携網の拡大に努めたいというふうに考えております。

それから、相談事業、情報事業等についても、中小企業にとっては大変重要なことでございますので、今後とも、一生懸命努力したいと思ひますし、統合後は、ODA業務に関連した進出先の情報も新たに加わることでございます。これらを総合的に活用して御協力を申し上げます。

それから、第三の柱が環境整備でありまして、これらの企業が……(中野(清)委員「やるかやらないか答えてください」と呼ぶ)はい。

最後に、機構のお話、現在我々の持つております海外投資相談室を拡充強化してどうかという点でございますが、厳しい行革の中でここで私が大きく胸を張るわけにもまいりませんけれども、必要に応じて、専門部局を新設するということも含めまして、関係当局と今後努力をしてまいりたいと思つております。

○中野(清)委員 今御答弁いただきましたけれども、私の認識は、先ほど何か融資のあれが一五％とおっしゃつていますけれども、私の持つてゐる資料では、中堅、中小企業向け融資承諾状況というものが、平成八年で、全体が五千三十六億のうち、中堅、中堅企業向けが二千四百三十三億で四・八％。平成九年が、六千四百七十五億のうちで、十五億です。〇・二％です。それで、平成十年が、一兆二千四百三十六億のうちで、五百七十二億で四・五％だというのが私の持つてゐる資料ですけれども、いかがですか、今の一五％というふうなふうな違ふんだか、説明してください。

○保田説明員 言葉足らずでございましたが、件数においてということでございます。件数で一五％ということなんです。

○中野(清)委員 件数でやったら大企業が件数が少ないのは当たり前の話で、やはり金額で話をしてください。

ですから、先ほどのお話の、今すぐに、行革の時期ですからすぐこれと言えないかもしれないけれども、ぜひこの機会に、国際協力銀行が発足したという中で、中堅、中小企業向けの対策

というものをしっかりとお願いしたいということをお願いしたいと思ひます。

そういう意味で伺いますと、例えばアジア諸国への進出に当たつての課題も多いわけですよ。例えば、インフラストラクチャーの未整備とか、環境問題とか、労働争議とか、カントリールリスクとか、法的規制とか、海外パートナーの選定の問題とか、課題がいっぱひありますね。そうしますと、これらの課題についてやはり、私は国際協力銀行というのが本當にやるべきだと思つてゐるんです。

それから、先ほど要望をいたしましたけれども、大蔵大臣、いかがでしょうか、先ほどの問題を含めて、輸出入銀行の方に言うだけじゃなくて、大臣としてこの中小企業対策としての取り組みについてはいかがでしょうか。

○宮澤國務大臣 中野委員は本當にもう御先祖から御自分の企業を大事にしていらつしやるので、今のうちに、それが海外に進出する姿をござらんになってそうお思ひになつていらつしやるんだと思ふ。私はごもっともだと思ふんですが、しかし、例えば、アメリカからアメリカの中小企業が日本に進出してまいりますね。その連中は日本の銀行からファイナンスをまず受けるのが本當です。在日のアメリカの銀行からも受けるし、アメリカの輸出入銀行からファイナンスを受けるというところは実は非常に少ないんだらうと思ふんです。

ですから、日本の企業が東南アジアに行きまして、まだ行つたすぐでございますからさうばかりもいきませんでしようが、この間まで、ごたごたしないうちは、やはり現地の日本の金融機関あるいは現地の銀行が、これはしばしば日本の輸銀から金を借りますけれども、そういうことで賄うのが本當は行く本則だらう。

ただ、そうなりますと、やはり、殊にこういう異変がございましたから、国際協力銀行には特に気にかけてもらいたい。今、殊にちよつと、こういう中途半端になつて、現地には行つた、金は借りられない、きつとそういう状況ですから、そ

のことは総裁によく考えていただかなきゃいかぬ
なとも思っています。

○中野委員 大臣のお考え、ぜひこれから
よろしく願いたいと思いますけれども、現実
に、例えば通産省で中小企業海外投資協力資金な
んでやっておられますけれども、これなんか年間
で十社ぐらいだという報告が来ております。前は
三社か四社だと。そうしますと、基本的に枠組み
が少ない。おっしゃるとおり、海外については現
地のあれもあるだろうと。そういうときは、いわ
ゆる信用といましようか、そういうものは当然、
日本の国が中小企業や中堅企業対策としてやるべ
きだと思っているんですよ。

ですから、例えば、これはもう一回伺いま
すと、今通産省が中心になりまして、昨年十二月
から、中小企業金融公庫や国民金融公庫によつて、
国内の親企業を経由した現地法人向けの融資制度
がスタートしております。それでまた、商工中
金も同様の制度をやっていると思うんですけれど
も、これについてきちんと、もう一回よく説明を
してもらいたいと思うんですよ。

といいますのは、親企業を経由するというこ
とはある意味ではよくわかるんですよ。債務保証
といましようか、そういう意味で、現地のことは
ちっともわからない、だから、調査もわからない
いから親企業を経由してやるんだと。ですけれど
も、そんな程度の姿勢でもっていいんだらうか。

現実には、現地の企業についてもやはり相当勉
強をしてもらってそれをやるような体制を立てな
ければ、それは何のための国際協力銀行だろうと
いう、さつきおっしゃったとおり、現地へ行って
見殺しにされては困るんだ、そういう立場で考え
たときに、これはむしろそういう問題はあるの
じゃないか、むしろ貸し渡りがかかるのじゃない
かということを含めまして、お考えを願いたいと
思います。

○今野政府委員 中小企業の海外子会社に対しま
す融資制度について御説明申し上げます。
昨年十二月から、中小企業金融公庫、国民金融

公庫それから商工組合中央金庫、これら三つの中
小企業機関によります本邦親企業経由の融資制度
を創設いたしました。これは、海外子会社の経営
基盤強化などのために必要な資金を融資するとい
うものでございます。早速既に多くの相談が寄せ
られてきているところでございまして、貸付実績
も、徐々にございまして、貸付もあらわれてきて
いる状況でございます。

それで、どうして転貸という仕組みをとったか
というところでございますけれども、中小企業基本
法、それから中小企業金融公庫法、それから国民
金融公庫法、この法律の解釈上、海外の子会社に
直接融資するというのは法律の条文からして困難
であるということでございまして、親企業を
経由する制度ということになったわけでございま
す。

直接融資は、それでは全く日本政府の中にはな
いのかと申しますと、商工組合中央金庫、これは
転貸に限らないでできる制度でございまして。当然
のことながら、現在の輸出入銀行、将来の国際協
力銀行、これは直接融資もできることになってお
るところでございます。

○中野委員 そういう意味で、大臣、さつき
言った、新しい国際協力銀行の中に、中堅企業と
か中小企業の投融資の対策室という促進室とい
うか、部といまいますか、そういうものが何とし
ても必要だと思ふのです。そうしませんが、今お
っしゃったように、商工中金はできるけれども中金
や国金はだめだという制度的な制約もあるはずな
んです。ですから、そういう意味では、やはり国
際協力銀行の役割というの是非常に大きいと思
っております。

そういう意味で最後にお伺いしたいのが、ジェ
トロや中小企業事業団が中小企業の海外展開に向
けてのいろいろな事業をやっておりますけれども
も、これを国際協力銀行が、どちらかというとい
うような支援をしていくかということだと思
うのです。率直な話、いろいろな中小企業の団体
から話を聞いてみますと、必ずしも今までの輸出

入銀行の評判は、私はいとは言えないと思いま
す、はつきり申し上げて。結局それはなぜかとい
えば、どうしても大きなプロジェクトばかりに目
を向けていたと思うのですけれども、そういう意
味で、その関係がどうなるのかということが一つ。
それから、先ほど来人手不足の話が出ました。

私は、何もこのODAにしても、人が二人減った
からいいとか、そんな気はありません。むしろそ
ういう点では、当然必要なものはふやすべきだ
と思っておりますけれども、その中で、特にこれか
らのプロジェクトが、大規模なものから、むしろ
地についた、小規模といましようか、そういう
プロジェクトになってくる可能性がいつばいあ
ろうと私は思うのです。当然、そこには件数増も
あるだろうし、それから担当者の負担が多いとい
う中で、実施機関における海外スタッフの充実に
ついては、経済企画庁長官、どうお考えか。

それから、特に中小企業への指導スタッフにつ
いては、ジェトロを含めて現状をどう認識してい
らっしゃるのか。また、これを今後どうするのか。
それからもう一点、あわせてお伺いしますと、
堺屋長官、よく専門家の養成と言います。その場
合に、専門家というのを日本の国だけでもつ
くっていくのどうかという話があると思うの
です。現地における受け入れをしてもらう、消
化をしてもらうという専門家については、どう考
えているか。

この三点について、簡単にお伺いしたいと思
います。

○堺屋閣下 まず第一点の、これからま
す中小企業あるいは中小規模のプロジェクトがふ
えるだろうという御指摘は、そのとおりだと思
います。環境問題から考えましても、また我が国の
経済発展から考えましても、まさにそういう中小
企業が行うような中小プロジェクトは重要度を増
すだろうと思ふのです。

二番目の問題でございまして、先ほども
申し上げましたように、担当者の数が大変少ない。
これは財政の中でどうふやすわけにはいきませ

が、やはり総務部門等を合理化しながら、充実
していく。それから、海外の拠点も、二つを一つに
合わせますから、三十五拠点が二十八拠点にな
ります。その中で、専門的なスタッフ、特に中小
企業の方々が相談できるようなスタッフを育てて
いきたいと思っております。

そして、最後の問題でございまして、こ
れは、日本全体として、今まで日本の企業が海外
に進出するときには、必ず日本人が行って日本式
なやり方をしなきゃいけないというところがあり
ました。これは、むしろ外国人を養成するとい
うのは先生御指摘のように大変重要なことだと思
います。日本人の、特にこの日本の中小企業の心
知った外国人を養成する。これは、JICAさん
ともジェトロさんとも協調してそういう人材をつ
くり出して、それを現地にもあるいは日本国内の
事務所にも配置するようなことで、中小企業
の方々をお助けできるようなことがあれば、非常
にありがたいと思います。

○中野委員 もう質問時間がございませ
んから、要望だけ申し上げます。

昨日の日本経済新聞に、「大合併ブームに危
うさ」という記事がありました。規模の論理を見直
すべきじゃないかという特集ですね。その言おう
としてるところは、市場の勝者というものは、
合従連衡によって巨大化した企業じゃなくて、機
敏に消費者をつかんだ、リーンというのでし
ょうか、むだのない企業だということがありまして、
私もそのとおりだと思いました。なぜならば、そ
ういう企業でなければ、市場の変化に対応できな
いと思ふのです。

まさに先ほど来私が、中堅、中小企業がこれ
から主役になる、これが大事だということを申し上
げたわけでございまして、海外の中堅、中
小企業のあり方については、政府としてぜひとも
大事に、真剣に取り組んでいただきたい。要望を
申し上げます、終わりたいと思います。

○古賀委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私、最初にアジア危機の原因について質問しようというふうに考えておりましたが、先ほど堺屋長官の、質疑への、八〇年代以来の、かなり御丁寧な答弁も聞いておりましたので、それで、端的に伺っておきたいと思ひますのは、経済企画庁の「アジア経済一九九八」で、真実の成功と見せかけの成功ということを指摘して、金融システムの強化を図ることなく対外資本の流入規制を緩和した、規制緩和によって短期資本中心の流入が起り、パルスの不動産投資、過大投資、その後外資が一挙に逆流し、巨額の不良債権の発生、通貨の下落、通貨・金融危機によって経済困難に陥った、こういう指摘があります。

今日のアジアの通貨危機と云われているものについては、基本的に、企画庁の方でまとめられたこれと大臣のお考えはこの点はまず一緒だろうと思ひますが、最初に簡潔に確認しておきたいと思ひます。

○堺屋閣下 先ほど八〇年代以来のアジアの発展について申し上げまして、その最後の段階で、まさに企画庁が書いておりますように、金融システムが非常に脆弱であった、そこへ短期資金を取り入れた。これを、ほとんど不用心といひましょうか、ほとんど取り入れちゃったんですね。しかも、銀行だけじゃなしに、日本で言いますノンバンク、各国それぞれ呼び名が違いますけれども、ノンバンクみたいなところにどつと入りまして、これが韓国の場合には総合金融とか何か、いろいろ各国言葉が違ふんですが、それがさらに不動産投資とか株式投資とか在庫投資とか、いろいろなところに戻った。

だから、最終段階においてこの短期資金を野方図といひますか不用心に入れたことは、アジア経済の危機を招いた大きな原因だと思ひます。それに至るまでの経緯もちょっと先ほど説明させていたいたわけですね。

○吉井委員 経企庁の先ほどの「アジア経済一九九八」でも、規制緩和によって短期資金の出入りが非常にやりやすくなった、そういう状況はつく

られたということも触れての上の話ですが、この点では、大蔵省外為審議会の「アジア通貨危機に学ぶ」は、九六年と九七年でアジア五カ国において一千億ドルを超える資金の流れの逆転が生じたことを指摘して、今回のアジア通貨危機は金融・資本市場のグローバル化や巨額の資本移動を背景として生じた二十一世紀型通貨危機である、こういう指摘もしております。私は、このところ、今日の一つの特徴といひますか、あるいは考えておかなきゃいけない問題があるというふうと思ひます。

その点では、ではアジア危機はだれが引き起こしたのか、その責任はどこにあるのかということですが、そうするとまた問われてくる問題が一つあると思ひます。この点では、金融の規制緩和を推進した政策当局、政府にあると見ていいのか、あるいは金融の規制緩和をチャンスとして短期、大量の投資資金を動かしたヘッジファンド、投機筋にあるというふうに見ていられしやるのか、あるいはその両方が問題だと見ていられしやるのか、その辺のところ、長官のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○堺屋閣下 私の考え方を端的に申し上げますと、まず第一に、コストがどんどん上昇している世の中ドル・リンクをしたという、これは官僚の失敗だと思ひます。ドル・リンクをしているものから、投資資金にとっては非常に、もつけないような状況ができてきて、それで金利が上がったものからどつと短期資金が行った。短期資金の方も必ずしも成功しなかったわけですね、一たん崩れ出すと慌てて出たんですけれども、出損なつて相当損をしたのもあるわけなんです。

だから、第一回目、最初に外資を導入しようとしてドル・リンクをした官僚の失敗、それからそれを利用してヘッジファンドが傷を大きくしたという、この二重の失敗がやはりこの問題には重なっているんじゃないかという気がいたします。一つだけに原因があるんじゃないに、最初にドル

・リンクを無理に続けたところがやはり大きな原因だったような気がいたします。

○吉井委員 ただ、この点では、そういう短期の資金移動を可能にした、そちらの背景がやはり大事な問題としてあると私は思ひますが、ちょうどこのお正月に、「NHKスペシャル」の「資本主義はどこへ行くのか マネーの時代の選択」という、元旦の日の放映でしたが、なかなかおもしろくて、長官もひょっとして、あるいは宮澤大蔵大臣もごらんになられたかもしれません。

この中で、「グローバル化に秘められたウォール街の戦略」として、グローバル市場を舞台にウォール街を中心としてマネーの大動脈が築かれたのです。ウォール街がマネーを運用する市場として早くから注目していたのがアジアでした、アメリカなどからの資金は三年間で四倍に膨れ上がりました、しかしその三分の二は期間一年以内の短期資金でした、こうしたマネーは不動産投資や株式の購入に向かいタイにパル経済を引き起こしましたというところで、番組では、いろいろな映像を映しながらナレーションが入った。

一九九四年、当時のペンツェン財務長官がタイを訪問、金融のさらなる自由化を要求しました。自由化が不十分に終われば両国の関係は悪化する、と強く迫りました。これに対してタイのウイラポン前副首相の、ウォール街の圧力はあつたのです、あらゆる国に対して金融市場や資本市場を開放するよう圧力がかけられました、こういう発言などがあつて、私はこのテレビを、アジア危機を生み出した背景の問題としてなかなか重要な証言だなというふうに感じながら、見ておりました。

各国の歴史的発展段階とか、あるいは経済や社会の仕組みを無視して、アメリカの方はこうした金融・資本自由化の圧力をアジア各国にかけていつていたというのがやはり一つ問題じゃないか。

そのとき、日本政府もそれに対して、アジアでそういうやり方は合わないんだとかそういう意思表示をきちんとするんじゃないかと、日本政府自身

がやはりそういうやり方というのは認めていたということも私は見ておかなきゃいけないんじゃないかと思ひますが、この点では、大蔵大臣の方がやられておられたいと思ひます。

○宮澤閣下 戦後、自由化ということがありまして、物の自由化、人の移動の自由化、金の自由化、移動の自由化でございませう。長期資本の自由化。したがって、短期資本の自由化も、それがいいことだというふうになんとか多くの人が信じて動いてきて、それはそれなりの成果を得たわけですが、今おっしゃったような事態を見ていると、本当に短期資本の完全な自由化というのはいついかなるときにでもいいのかということ、今になってどうだかなと思ひ人はたくさんございませう。

また、受け入れる方も、全体をチェックしていませんでしたし、短期に受け入れてスベキクレイションになればいつかはだめになるというふうなこともチェックができていませんから、そういうことはありましたけれども、ただ私は、アメリカ帝国主義はそこそことらえませんが、それはそうじゃないと思ひます。

○吉井委員 今日の為替を考えたときに、リスクヘッジとしての意味とかいろいろの意味があつたという面とともに、しかし、自由化によって短期の資金が移動することによってさまざまな問題を伺つておりました、問題としてとらえていられしやるということには感じたわけですね。

国際金融情報センター理事長で元大蔵省財務官の大場氏は、昨年六月十七日の国会内での研究会にいられたときの講演で、我々先進諸国は開発途上国の大蔵大臣に対して規制緩和、金融・資本市場の自由化を絶えず迫つてきました、これに対してASEAN諸国の大蔵大臣は、先進国の関心は成長にあるのでしよう、我々に対しては規制緩和を盛んに言う、しかしタイとかマレーシアに二十億ドルのお金が短期に入つてくると株価は倍になり自国通貨は強くなる、逆にそれが出ていくと株

価は半分になるし通貨は弱くなる、こういう反論をして抵抗を続けてきましたというお話をされた後、硬直的な為替システムのものでドル高と金融・資本市場の自由化を進めてきたことがタイ問題を引き起こしたのだという指摘もしております。私は、この点はなかなか大事な指摘じゃないかなというふうに、この話については受けとめておいたものです。

話はまたちよつと飛びますが、アメリカ・コロンビア大学のジャグディシ・バグワティ教授は、私はアジア危機はアジアでなくワシントンでつくられたと思つてゐる、米財務省やIMFは何度も道を誤つた、第一の間違ひは発展途上国に資本市場の開放を強要したことだ、背景には私の用語で言うウォール街・財務省複合体があると指摘しております。このウォール街・財務省複合体が、今おっしゃつたアメリカ帝国主義というのとは大臣はそういう意味でおっしゃつたのかと思ひながら伺つておりましたが、これは、なかなか事実を説明しているものではないかなというふうに思つてゐるのです。

そういう中で、ではヘッジファンドと言われるものについて、その規制をどうしていくかということが次に問題になってくるんじゃないかと私は思ふのです。

大蔵大臣が先月のボンのG7会合の直後の参院予算委員会でヘッジファンド規制の問題について答弁された会議録を、ちよつとここに写しておきました。大臣は、昨年のLTCM破綻の問題を引き合いに出して、多くの銀行がこれにかなりの金を貸しておる、あるいは出しておるものもあるかもしれない、金融機関はそれは責任を持たなければならぬ、国際機関も我々もG7もそういう金融機関に対しては少なくとも取り締まりをきちんとすべきである、ここまでは合意がございましたと答弁されました。

先ほどの大場氏が主宰する国際金融情報センターは、ことし一月に、「九八年に発生したヘッジファンド危機が世界金融市場及び金融機関に与

えた影響」というレポートを発表した。

これを見てみると、この中で、イギリス、スウェーデン、フランス等欧州主要国では、元来、ヘッジファンドの設立がまだ認められていないこと、ヘッジファンドの募集が規制上行えないことを挙げて、アメリカ系銀行等と比べ欧州系の銀行はヘッジファンドの破綻に伴う損失が比較的軽かった。アメリカ系の金融機関というのはヘッジファンドに対して約千七百億ドル程度融資していた事実を紹介するとともに、アメリカ金融機関自身が自己勘定による約二千億ドル前後のヘッジファンド型運用を行つていたこと。この模倣運用による損失額は少なくとも二百六十六億ドル、大体三兆数千億円ぐらゐになるかと思ひますが、にも上るといふことを、この金融情報センターでは明らかにしてゐたわけです。

そこで大蔵大臣に伺つておきたいのは、このヘッジファンドに出融資している日米欧の金融機関の事態をまず解明する、それから日本としては、各国皆どうするかというのとはそれは各国間の協議があるにしても、日本としては、まず日本の金融機関のヘッジファンドへの出融資を規制するとともに、これは資金がないとヘッジファンドも投機的な、いわば背広を着たばち打ちと言われるようなやり方はできないわけですから、今度はこれらの金融機関が行うヘッジファンド同様の投機活動についても規制をする、こういうことについて進めていくということが大蔵省としてもやはり必要じゃないかと私は思ふんです。

大臣が外国でお話されたり国内の記者クラブでお話されたりしたことを聞いていても、そういうこともかなりお考えなのかなと思ふんですが、この点、宮澤大蔵大臣のお考えを聞いておきたいと思ひます。

○宮澤大蔵大臣 各国で議論をしておりますし、我が国の政府の中でも皆さんがいろいろ議論していらつしやるんですが、私が、さつき引用していただきました、ここまでは来ましたが、その意

味は、金融機関は当然そのバランスシートを報告する義務がございますし、それからは、それは当然ディスクロージャーの中で出てくるはずのものである。バランスシートの外でやれば、これはこれで明らかに一つの問題でございますから。ですから、そこは規制するとか罰するとかいう前に、金融機関については少なくとも事実を把握することができなければならぬ、そこはつきりしないかなければならぬではないか、そこまではみんなが一致できる、こう思つておるわけなんです。

しかし、今度は、ヘッジファンドというものはいわばノンバンク、最大のノンバンクみたいなものでございまして、実体のないもので、これに何かの義務を課することが本当にできるのかできないのかということが、どうもだれにもなかなかつかめない。脱税をしておれば別でございませうけれども、ヘッジファンドというものが、何人かの人が千万ドルずつ持つて集まつて何かやっていると、これに何が規制がかけられるかといへば、恐らくヨーロッパでは、多分そういう習慣が余りありませんからそういうものが、それが簡単でできないんでしようが、アメリカは、それはだれに迷惑がかかるかという話でございませうからなかなかそこがつかめない。

もちろん、そこへ銀行から金を出してればこれはこれでいけるというところまでわかつてゐるんですが、それから先がわからなくて、ヘッジファンドはディスクローズすべきだと言つても、それはだれにそういう義務を課するのかわかりませんし、それこそセイマン島へも行つてしまつてやればそれまでだといふ話もあるし、どうもそこところがかうまづつかみ切れな。

昨年からいろいろ議論しておりますけれども、ことしの、ケルンのサミットあたりまでに何かもう少し気のきいたことは言えないのかなと、銀行のところは大丈夫だと思つておりますけれども、今そんなところだと思ひます。

○吉井委員 まじめに物をつくつて貿易をしてゐるその取引の一年分がわずか三日や四日の取引で

という、これは余りにも異常なことであつて、しかも、今、何か数人の方たちがやつてというお話ですが、それが一國経済を破綻させてしまふとか、それはだれが考えても余りにも異常なものであつて、まず、その人たちに資金を出している銀行の方、貸し手の方の規制は可能なはずで、それは銀行本来の目的に照らしても、法律上もきちつとできるはずで。

銀行自身がまた、それに類すること、いわゆる長期にわたる取引の中でリスクヘッジのようなそういうものとは性格の違うものとして、明確に短期的な資金の移動によつて投機的に、もうまさに背広を着たばち打ちみたいな感じでやられることについての、銀行のやり方についての規制というのは、私はやはり考えていかなきゃならないと思ひます。

そういう仕掛けについて、ちよつと一昨日も毎日新聞で、大蔵省がヘッジファンド規制策について極秘研究会というのが出ておりました。これはやはりこそそとと研究するよりも、本当は国際的世論をつくつて堂々とやつていった方が効き目のあるはずのものですから、もう少し突っ込んで、六月のサミットで提案目指す」ということで紹介されておりましたが、どういふふうなことをお考えになつていらつしやるのか、これを機会に伺つておきたいと思ふのです。

○黒田政府委員 御指摘のヘッジファンドの研究會と申しますか、勉強會でございまして、これは先ほど大臣から申し上げたとおり、銀行の方からの間接的なアプローチは従来の銀行監督行政の一環として各国としてその強化が図れるわけでございますが、ヘッジファンド本体のディスクロージャーあるいはそれに対する規制という問題につきましては、なかなか手がついていないわけでございます。したがつて、私どももいろいろな議論をする中で、事態をよく知つてゐる方あるいは法律家、経済学者等の方々からお話を伺つて、何らかの新しいアプローチができるのかどうかというところを、サミットまでというか、サミットも

一つのターゲットでございますけれども、勉強していききたいと思っております。

したがって、今の時点で具体的に、ヘッジファンドに対する直接的なデイスクロージャーあるいは規制について定まったアイデアがあるというものはございません。幅広く勉強していききたいというふうに思っております。

○吉井委員 このヘッジファンドの問題については、IMFのヘッジファンド報告書、「ヘッジファンド・アンド・フィナンシャル・マーケット・ダイナミクス」の昨年五月のものでも、銀行とヘッジファンド、境界は非常にフアジーなものであるという中で、銀行とヘッジファンド、両方とも、どういふふうにかちつととらえてそして規制をしていくかという点について研究中ということですが、本当に、まず資金源を断つところから始まって、やはりこれをやっつけていかないと、今後今回のアジア危機のような事態が繰り返されることになりかねない問題ですから、これは研究会で研究されるというのは当然のこととして、政府としてもきちつとした対応策というものを、方向は私は大体はつきりしていると思えますから、進めていくべきだと思っております。

次に、IMF主導のアジア支援策のあり方の問題について伺いたいと思えます。

アジア通貨危機に対して、IMF主導のもとで、一昨年八月から十二月にかけて日米など参加国との協議を経て、IMFとタイ、インドネシア、韓国との間でそれぞれ合意がされましたが、その総額は千二百億ドル弱、日本円で約十四兆円に及ぶ巨額なものでした。二国間支援では、日本が百九十億ドル、約二兆三千億円などで最大の支援国となっております。

しかし、IMFの支援策は誤りであった、通貨危機を経済危機に発展させてしまったということでは、さまざまな識者の指摘もありますし、今日では周知の事実になっていると言っても言い過ぎじゃないと思うのです。

大蔵大臣自身も、昨年十二月十五日の外国特派

員協会でのスピーチにおいて発言されたことは、その部分を少し持ってきているのですが、余りに野心的な政策調整を求めるとは逆効果になることもあり得ます。余りに厳し過ぎる金融財政政策が実体経済の収縮、市場の信認の一層の悪化を招いたことを指摘して、IMFが、危機の際に、余りに広範な、もしくは野心的な構造改革を求めることを自制することも必要なのではないでしょうか、かなり抑えきみといえますが、遠慮がみに指摘しておられます。大体IMFの問題についてはこういう見方をしていられようか。

○宮澤国務大臣 今の時点で二つのことが申し上げられると思っております。

IMFがあつた直後に、おととしてございますね、これはやはり国が腐敗しているとか、配給制度を政府が独占しているとか、大統領の親類がみんなこうしているとかいふことを言いましたけれども、しかしそんなことはずっと昔からやっていたわけだから、それで結構うまくやってきたわけですから、だから今そんなことを言ったってそれが全部かい、そういう物の見方というのは当時からありまして、それが、先ほど委員の言われるようにほかに原因があつたのではないかと。それはまさに短資、マハティールの言うような話でございますから、両方の問題があつたのではないかと。

ただ、IMF自身は、きょうになりますと、韓国はもう確かに成功したではないか、タイだつてうまく来ている、インドネシアの問題はすぐれて政治の問題じゃないのかというふうに言っています。ただ、そう言いますけれども、しかし、最初のアプローチはやはりちよつと間違えちゃったな、銀行を開めたりしてみんな金になつたやうな、銀行を開めたりしてみんな金になつたやうといけませんので、やはりあつたときに少し金を渡しておいた方がよかつたんじゃないか、クレジット・トランチというものが結果としてはよかつたのかなという、これは前に向かつて私は反省しているように思っています。

○吉井委員 現実を、その後の経過を少し見ます

と、アジア三カ国とIMFによる経済構造調整プログラムを見ても、単に厳し過ぎる政策というふうな生易しいものではなくて、各国の経済実態や実情に合わない金融の引き締めと財政政策が共通して押しつけられたということにとどまらないうで、やはり構造改革の名で付加価値税の引き上げとか国民生活に直結する各種の公共料金の値上げが強行されてきて、加えて、金融セクターの改革や労働法制の改変など一国内政に及ぶ政策が要求された。これはやはり内政干渉というべき問題があつたと思つたのです。

その結果として、各国とも景気の後退、工場閉鎖とか生産の大幅な縮小、休業とリストラ解雇が荒れ狂つて、韓国などでは失業者が一挙に百万人もふえて三倍加するとか、深刻な不況に突き落とされてきている問題がありますし、タイの製造業の生産指数を見ても、九六年のプラス八・六%が九七年にマイナス〇・六%になり、九八年一三月期はマイナス一六・八%と、随分生産も落ち込み、失業率の方も、九六年の一・五%から九七年には三・五%と非常に大きな失業を抱える。

こういう国民の苦難というのを見たときに、やはり私は、IMFのやり方について、最大の資金拠出国としての我が国の対応なり責任というものが求められてくるんじゃないかと思つたのです。この点、大臣、どうでしょうね。

○宮澤国務大臣 先ほどちよつとおつしやいましたコロンビア大学のバグワティの考えていることは、やはりそういうウォール・ストリートの短期資本が国をつぶす、倒してしまつたというふうな、ちよつと極端な言い方でございますが、IMFはまさかそれを意図したとは思いませんけれども、必ずしもすぐその国に合う処方せんを出さなかつたというところはIMF自身が反省していると私は思いますし、そういう意味で、最初の年には私どもの言おうとしたことも少し間違つて受け取られました。昨秋に申しましたことは、IMFもそういう反省をしているものですから、我々の意

図もよくのみに込めてもらつた、こういうことになつていっていると思つた。

○吉井委員 マーティン・フェルドシュタインの方のIMF批判、今の人はまた違いますが、その方で見てもおきまして、IMFの最大の誤りは、伝統的な機能から踏み出し、アジアの国々に構造改革を課す機会として危機を利用しようとしたことだ、IMFは、インドネシアに補助金の撤廃を要求したり韓国に雇用関係の法改正を求めるなど、国家主権に不当に介入した。

こういう指摘はほかにもいろいろ識者からあるわけですが、大臣もそういう点は反省しているんでしようというお話ですが、私は、こういうIMFなどの国際機関が、さまざまな国の歴史的経過とか社会的な仕組み、いろいろなものを度外視して、それで干渉的なことをやれば、やはりそれはまた別な問題を起こしてしまつて成功しないということ、今後これは非常に重要な指摘として受けとめておくべきものじゃないかなというふうに思つたのです。

次に、政府のアジア支援策の合計八百億ドル、約十兆円ですね、アジア各国の不良債権とその処理策について伺いたいと思つたのです。

昨年十月三日に表明された総額三百億ドルのアジア通貨危機支援に関する新構想、いわゆる新宮澤構想では、アジア諸国での金融システム健全化のための資金需要にこたえるということで、アジア諸国の発行するソブリン債を輪銀が保証する所要の法改正が必要だ、所要の法改正を行つて保証するんだ、こういう支援を行うということにしていくわけですが、本法案はまさにこの新宮澤構想の具体化ではないかというふうに思つたのです。

そこで伺つておきたいのですが、今アジア各国の不良債権がどうなつていっているのか、その実情について事務方の方から先に伺いたいと思つた。

○黒田政府委員 いわゆる新宮澤構想の対象国は五カ国でございます、タイ、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピンでございます。

それぞれの国はそれぞれのやり方で不良債権処

理等を進めておりますが、最も典型的な例といたしましてタイと韓国を申し上げますと、タイにつきましてははいわゆる不良債権処理につきまして、各銀行ごとに不良債権の買取りのための子会社を設立させるというようなことをしているわけでございます。一方で、自己資本の強化、資本注入ということもやっております、これはかなり大胆な施策ですけれども、国債と株式を交換するという形で資本注入をするスキームを発表しているということでございます。それから、韓国の場合は、不良債権の買取り機構というのが既存のものでございまして、これを活用する。それから、自己資本の強化という面では、公的資金による資本注入を行うということでございます。

それぞれの不良債権の額につきましては、各国ごとに定義が違っていますし、必ずしもびつたりとはまいませんけれども、例えばタイでは、二・三兆バーツぐらいの不良債権があると言われておりますし、韓国では、六十兆ウォンぐらいの不良債権があるというふうに言われているわけでございます。その他のマレーシア、フィリピン、インドネシアにつきましても、それぞれ相当な額の不良債権が金融機関に累積をしております、一方で不良債権の買取り、あるいは立ち行かない金融機関の閉鎖というようなこともやると同時に、存続可能な金融機関については、政府が自己資本の強化を行うということをいずれの国もやっておりますという状況でございます。

○吉井委員 今お話をしましたように、かなりの不良債権額になるんですね。ちよつとこちらで計算してみましたが、GDP比でいきますと、今おっしゃったタイについては四七・六％、韓国は一四・三％ということで、これらの不良債権はいずれも公的資金によって処理されるということになっております。

東京三菱銀行の「調査月報」九八年十月号を見てみますと、タイは、金融システム安定化のための国債発行について、GDPの一八％に相当する八千億バーツが投入されることとなった。インド

ネシアは、金融安定化対策に充当する公的資金として、IBRAの原資とされる八十兆ルピアを含め百五十五兆ルピア、GDP比二五％の国債発行が予定されている。韓国については、韓国政府は五月にGDPの一・二％に相当する五千兆ウォンの政府保証債発行を決定したというふうに紹介されております。

報道等によると、不良債権額はさらに膨れ上がって、例えばインドネシアについて言えば、二百八十八兆から三百三十六兆ルピア、対GDP比で四六・〇から五三・七％にも上って、昨年末、インドネシア政府は、当初計画に比べて約七割増しの二百五十七兆ルピアの国債発行を行うということを発表しています。

ですから、今度の法案第二十三条第一項四号などによって、この不良債権の処理を支援するということになるのではあませんか。

○黒田政府委員 まず、いわゆる新官庁構想のもとで民間金融システムの安定化、健全化のための各国の施策を支援するというのも目的に入っているわけでございます。

ただ、先ほど大臣が申し上げましたとおり、これまで、三百億ドルのうちほぼ半分程度がコミットされているわけでございますが、その中には、現実問題として、金融セクターの強化のためのものというのとはほとんど入っておりません。タイの場合については、世界銀行との協調融資で経済金融構造の改革のための融資がございすけれども、その部分が若干金融セクターの強化ということで入っておりますが、これまでのところはむしろ、貿易金融支援とか貸し渡り対策支援とか社会セクター支援とか公共事業その他による景気対策支援というふうなものでございまして、金融セクターの強化のための支援というのはこれまでのところ行われておりません。

しかし、先ほど申し上げたように、この新官庁構想の中では、当然そういうことも含めて支援を考えているわけでございます。その場合に、具体的にどういうふうに行われるかということでございますが、この問題は非常に大きな問題で難しい問題でございますので、特に世界銀行やアジア開発銀行が、金融セクターのリハビリテーションと申しますか、強化のためのいろいろな政策を各国で行っているわけでございます。したがって、そういうところと協力して、協調融資をするというふうなものが一つの形だと思っております。

御指摘の保証とか、あるいはその他の仕組みといたしまして、この保証という形のものでございまして、この保証の可能性は絶対ないということももちろんないわけでございますが、いずれにいたしましても、保証であれば、輸銀あるいはこの新しい国際協力銀行が直接融資する場合であれば、何よりも適切な金融セクターの強化のプログラムがあるかどうか、それが特に世銀やアジア銀と十分に協議されたものであるかどうかというものは踏まえまして、適切な形で支援ということになるというふうに入っております。

○吉井委員 皆さんからいただいたIMF合意の経済調整プログラムの中には、例えばタイは金融セクター改革の中に公的資金の導入というのが明記され、インドネシアも金融再編のものと銀行への資本注入、合併等を促進と明記されているので、今おっしゃったように、要するに入るわけですよ。

問題は、さつき議論しました外国のヘッジファンドなどの短期投資資金が引き起こした不良債権の処理に、一切責任のない日本国民に最終的には負担が回ってくる。やはりそういうやり方というものはするべきじゃない。私はそのことを指摘しておきたいと思うのです。

ここで、金融監督庁に来ていただいておりますが、金融監督庁からは、邦銀のアジア向け貸出額が幾らなのか、公的資金の投入が決まったから銀行などが都銀、信託など十五行と東京三菱の不良債権額の合計が昨年九月末で十七兆六千五百六十億円になっていますが、そのうちのアジア向けなどの国外分の不良債権が幾らなのか、これを示

していただきたいのです。

というのは、なぜこれを聞くかといいますと、先ほどの委員の方の質問にもあったのですが、アジア向けなどの国外分の不良債権ですね、邦銀のアジア向け債権は大体十六兆ぐらいに上るわけですが、報道によれば、日本の都市銀行の協調融資プロジェクトは次々と見直しを余儀なくされてきております。このため、債権が不良化し銀行の屋台骨を揺るがしかねないのに債権が巨額に過ぎて身動きがとれない状態に陥っている。あるいは、アメリカ大手証券によると都銀全体の損失率は七％に上る、アジア経済の低迷が長引いてこの損失率の上昇は避けられない雲行きだという報道があるのです。そうすると、外国での不良債権が幾らになっているのかということもまずはつきりさせておく必要があるわけですよ。

そして、その点では、法案では、国際協力銀行の業務として、協調融資の相手方の銀行等の貸付債権を譲り受ける業務を追加しておりますが、これは、邦銀の海外業務からの撤退等に伴う信用収縮に対応するものだというのが大蔵省の説明です。そうすると、当該プロジェクトの債権を他の金融機関に売却できなかつたり、買いたたかれた場合、そのときに国際協力銀行が肩がわりをしてその債権を買おうということになるのじゃないですか。

しかし、もともと輸銀に対して、協調融資の案件としてこの当該プロジェクトを持ち込んだのは、実はその銀行自身なんです。だから銀行は、もうからなかつたり損が出るために、撤退するから後は頼むよと。これでは余りにも虫がよ過ぎるから後うのです。国際協力銀行に不良債権を押しつけることになるのじゃないか、これが私は大事な問題点だと思っております。

そこで大蔵大臣に、安易な肩がわりは大銀行のモラルハザードを助長して、その後始末になるのじゃないか、この点についての大蔵大臣の考えというものを、金融監督庁の説明の後に伺いたいと思います。

○乾政府委員 今回の資本注入を受けました主要十五行で見ますと、いわゆる不良債権、リスク管理債権でございすけれども、その総額は十七兆六千五百六十九億円とございすけれども、この中でアジア向けが幾らかという統計はとっておりませんので、御了解いただきたいと思ひます。

他方、今申しました主要十五行のアジア向けの債権額は、十年九月末で、十五行の総与信額は十五兆八千六百二十四億円とございす。

○黒田政府委員 国際協力銀行による債権の譲り受けの点でございす。これは幾つかの要件がございまして、一つは、国際協力銀行との協調融資に参加したものであること、二つは、御承知のように、一般的に国際的な融資におきましては、融資債権をいわゆるセカンダリーマーケットで売却するとか、あるいは融資の肩がわりを連う金融機関にするとかは常時行われてゐるわけでございすけれども、あくまでもこれは、国際協力銀行が民間の金融機関と協調融資している場合に、その協調融資先の民間金融機関が貸し手の理由で資産の圧縮その他の必要等から協調融資から外れていくというときに、これを買い受けることができるということになつておるわけでございす。(吉井委員「だから、私の指摘したとおりですね」と呼ぶ)

したがひまして、一般的に幅広くこういうものをやるうということではございせんし、今申し上げたように、借り手側の事情、つまり借り手の状況がおかしくなつたからどうこうということではなくて、あくまでも貸し手側の事情でこういう買い受け、譲り受けが行われるということではございす。

それから、当然でございすけれども、二十五条第三項の償還確実性の原則といふのはかかつてきておりますので、債権の回収が確実であると認める場合に限りこうしたことが行われるということとでございす。

○宮澤國務大臣 今政府委員の申し上げたとおり

ですが、先ほども輪銀の総裁が言つておられますように、確実でない債権を引き取るということはない、したがつて損失が及ぶということはないというふうに考えます。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

○古賀委員長 前島秀行君。

○前島委員 時間もたつてきていますので、運営上の問題を二、三点聞きたいと思つています。

一つは、二十六条の海外経済協力業務実施方針の項ですが、現行の基金の法案の方では出ていなくて、新たに今度の国際協力銀行の出版に当たつてこの項目が出てきたという面では、基本的な方針がこゝで出てくるのか、こういう面では前進するうというふうな思つてゐるわけでありすが、この実施方針、いわば基本方針といふものが、どういう中身といふまいし、どういふ内容をもつて基本的な書かれるのか。あるいは、これからのODA業務の位置づけ、あるいは時間的に中長期的な方針的なものをこの業務実施方針の中でされるのかどうか、その辺のところを一つ確かめておきたいと思ふ。

○河出政府委員 今回の法律によりまして新しく行うことになりました業務実施方針でございすけれども、平成九年の九月に特殊法人の整理合理化に関する閣議決定がございまして、その際に、「円借款の供与について、より一層国民の理解と支持を得るため、対象の重点化等、供与国たる我が国の存在がより明らかになるための改善措置を講じる。」とされてゐるわけでございす。これを受けまして、今回、この国際協力銀行法案につきましてこゝでこのことを設けたわけでございす。

どういったものを定めるかということにつきましては、まさにこれから検討するわけでございすが、内容といひましては、円借款業務の実施における基本的な目標とすとか、あるいは、先ほど申しましたように、円借款業務におきまして重点を置くべき地域とすとか分野とすとか、あるいはその他業務運営上の重要事項といふものが想定される

わけにございまして、今後、具体的内容につきましては詰めてまいりたいというふうな思つております。

○前島委員 この実施方針の中身、それから位置づけ、そしてまた、この実施方針がどういふ手順で決められていくかというところが非常に大事である、そのことがまた、国内的にもあるいは国際的にも日本の経済支援業務といふものが理解される、あるいは日本の国際的地位といふものが評価されていくということになるだろうと思つてゐます。

そういう面では、この実施方針の作成に当たつて、例えば専門家とか関係者とか等々の意見といふのは聞いていくのか。あるいは、よく基本法等々の中、この種の基本方針を決めるには審議会設置とかといふふうな方法もとつてゐるだろうし、あるいは基本方針を国会等々への報告なり、あるいは議論といふものでまた明確にしていったりといふ方法があるだろうと思ひます。この海外経済協力業務といふのは非常に大事であると同時に、また国内的にも、あるいは被援助国の理解といふものも必要なので、この基本方針、実施方針をつくる、どういふ方法でつくるか、その過程がどう公開されていくのかといふことは非常に大切なことだろうな、私はこゝういふふうに思ひます。

この新たな国際協力銀行の出版に当たつて、そのことを非常に大事にすべきではないだろうかと思ひますが、その辺の策定の方法といひましようか、あるいは問題についてどの程度議論されてゐるのか、考えてゐるのか、お聞きをしたいと思ひます。

○河出政府委員 この業務実施方針の策定のプロセスでございすが、新しい国際協力銀行の総裁が策定をして主務大臣が承認をするということになつておりますが、総裁が策定されるに当たつては、関係省庁それからまたいろいろな内外の専門家の御意見も十分踏まえて策定をされるというふうに、私もこゝから新銀行とも十分相談をしていきたいというふうに考えております。

○前島委員 その中身あるいはその過程、同時に、この種の国際協力業務、ODAの業務といふのは常にフォローアップしていくことが非常に大切だろうな。この基本方針が何年間の単位で策定されていくのか、これからの問題だろうと思ひますけれども、やはりこの方針といふのは一定の期間を持つて常に見直される、あるいはこゝで決められた基本方針といふものが常にフォローアップされていく、こゝういふことが非常に大切だろうと思ひます。また、この業務そのものが常に見直されていかなくてはならぬだろう、こゝういふふうに思ひます。

この実施方針、基本方針のフォローアップ的なものはどういふふうに考えてゐるのか、あるいは、常に一定の期間をもつてこの種の基本方針といふのは見直されていくのか、その辺の基本的な考え方を聞きましておきたいと思ひます。

○河出政府委員 あらかじめ何年後に見直すといふことはまだ決まつておりませんが、当然、その時代時代の情勢に応じて必要があれば見直しを行つていくべきものと考えております。

○前島委員 大臣、この種の問題は、私は、この二十六条が新たに項目として設定されたということとは非常に意味のあることだろうと思ひます。同時にまた、それが形式的ではなくして、ちゃんとその作成過程でもさまざまな専門家等々の意見といふものが反映される、そして、それは常に公表されたり、あるいはフォローアップされたり見直されたり、こゝういふことが結果として質の高い経済協力といふものに発展をしていくのだから、こゝういふふうに思つてゐるわけでありす。

この二十六条に伴う基本方針の策定ということについて、非常に意味があるだけに、また重視をしてもらいたいな。また、このことを非常に大切にすることが、日本の国際協力における評価にもなつていくだろう、こゝういふふうに思ひますので、その辺の大臣の認識をちよつと聞いておきたいと思ひます。

銀行が設立され、その総裁が決定することになります。経済企画庁に承認を求め、やり方時代によって世界の流れも変わりますし、必要も変わります。特に、人権の問題、環境の問題、そういったことをODAではしっかりと重視していかなければいけない。これは大綱にも定められていることとございますけれども、そういった観点から、仰せの方針は重要な問題として受けとめていきたいと考えております。それで、常に時代に合ったものにしていくことが大事だと思います。

○前島委員 ぜび、入れた意義はそれなりにあるだろうと思いますが、そのことをちゃんと実行していったらいいというふうに思います。

それから、次の二十七条の業務方法書についてありますが、これは、いわゆる具体的な事業をやっていくに当たっての記載項目をどうしていくかということだろうと思います。

午前中の議論の中でも、環境にかかわるガイドラインの作成ということが議論になって、そこは誠実にやっていくという大臣の答弁等々もあるのですが、今問われている環境への配慮、環境の保全とか、業務をやっていくに当たっての人権への配慮とか、あるいは社会的な公正というところをこの業務方法書の記載項目の中に明確にしていくこと、そのことを政令、府令で今後はっきりしていくことが、今ODA業務の中で問われているさまざまな問題に答えていく具体的な方法ではないだろうか。

NGOの関係者等々の意見で私たちの耳に届いているのは、その辺のところを目的であるとか基本的なところで明確にしてほしい、こういう意見もありますけれども、それをより現実的に具体的に可能にするのは、この業務方法書の記載事項の中に、環境への配慮とか人権とか社会的公正というところを重要な事項として絶対記載する観点として政省令の中で明確にしていくということが、さまざま言われている声に対して具体的に答えていく道ではないだろうか、こういうふうに

思っています。

そういう面で、その種のことをこの二十七条の業務方法書に記載すべき項目として府令なり省令の中で明確にするかどうか、その辺のところの考え方を伺いたしたいと思います。

○堺屋国務大臣 統合後の国際協力銀行におきましては、環境配慮、住民移転の際の配慮等も含めまして、手続、指針としてのガイドラインを今後策定し、かつ公表する予定でおります。その際には、これを遵守して業務運営を行うことを明確にするために、今後、国際協力銀行で定めることになつております業務方法書の中でその旨を記載する方針で検討しております。

○前島委員 環境への配慮、人権の尊重について、うちの土井党首なんかも、官邸の方にその種の要請としてNGOの関係者と申し入れに行っている経過がありますので、ぜびその辺のところを何らかの形で明確にしてほしい、こういうふうにお願いをしておきたいと思っております。

それから、基金の総裁なり理事の方にお願いしたいのですが、現在の職員等の中で、大蔵省とか外務省等々の本省の方からいわゆる出向という形の中で多くの人が来られている、こういうふうに向つていられるとあります。必要な側面は認めると同時に、やはり専門的なスタッフを養成する必要があるだろうし、そういう面で内部登用という必要性もあるかと思いますが、基金の中でその種の出向というものはどの程度いるのか、どうい課が中心なのか、あるいはそれぞれの皆さんの在任期間というのはどの程度なのか。あるいは、内部のこの種の専門的スタッフを養成するといましようか、そういう者を育てるという意味の何らかの手だては今日やっているかどうか。

ちょっと細かな点でございまして、お聞きをしておきたい、こういうふうに思っております。

○篠沢参考人 お答えいたします。官庁から私どもに派遣をいただいております者でございまして、管理職は十人おります。部長が一人、次長クラスが二人、課長クラスが七人

ということでございます。課長クラス七人のうち、直接いわゆる業務担当をしております課長は二名でございます。それから、管理職十人のほか、一般職員が二十六人ございます。合計三十六人出していたいております。

基金での配置でございますが、この三十六人のうちちょうど半分の十八名は、開発技術部でありまして、環境社会開発室におきまして、主として融資案件の技術的側面の審査を行う、技術的知見を活用させていただくという形の出向を得ているわけでございます。

在任期間は、おおむね二、三年ということでございます。

また、それらの分野におきまして、内部の職員の育成ということにつきましては十分意を用いておりますので、これは逐次、内部の者でも充実をしていくというふうに考えております。

○前島委員 この種の業務における専門的スタッフの重要性というのは、よく問われていると思っております。そういう面で、業務上、本省といましようか、役所の方の出向というの、必要な側面を認めつつも、専門的スタッフをつくっていく、養成していくということの重要性からも、ぜびその辺のところの配慮をこれから運営の中でお願いをしたい、こういうふうに思っているところであります。

時間もありませんので最後に伺いますが、今度の統合というのは、いわゆる特殊法人の統合という要請の中で出てきた一つの方法、政策だろうと思っております。そのことは否定はしないのでありますけれども、やはり非ODA業務とODA業務には明確な目的、違いがあるし、そのことの混同といましようか、やはりよくよく必すしも、今日、日本に対する評価というの、いろいろあつた。

こういう面から見ると、統合をしてもまだそのまま任務を引き継いでいますから、基金の方が海外融資的な方もそのまま継続しているという、まだ未整理の部分もあるようであります。

やはり、その辺のところは、非ODAとODAの単なる経理区分だけではなくして、業務上の区

分というところを明確にしていくことが必要ではないだろうか、だからこそ五十年に輪銀との間での業務整理も過去あつたのだから、こういうふうな思っているところでもあります。その辺の区分を、単なる経理区分だけではなくして、びしっと整理をしていくということも大事ではないだろうか、こういうふうに思っています。

同時にまた、先ほどの議論のように、日本のアジア経済における役割、国際貢献ということもあるわけでありまして、一概に言えない側面もあるかと思ひますけれども、ともかく、この種の問題の国内的な理解、あるいは、被援助国あるいは関係国への理解があつて初めて日本の役割もあるだろうし、またそのことによって評価も違ってくると思ひますので、その辺の区分の問題、これからの国際貢献における役割の問題等々、長官に最後にその辺の考え方を伺つて、終わりたいと思ひます。

○堺屋国務大臣 ODAと非ODAの区分の問題でございまして、これはやはり明確に区分すると同時に、密接に協力しなければいけない、この辺が非常に微妙なところだと思ひます。人事、組織、業務等の面で、区分するものは区分し、総務等の問題は一括してノウハウを高めていく。

また、人事の面につきましても、役所から必要な者もございましてしようけれども、また民間の方々、大学の方々あるいは外国の方々等も活用できるように、広く専門的な知識を集めていきたいと考えております。

そういう意味で、海外事務所との統合、重複等を避けつつ効率的な状況をつくるともに、専門的な知識を高め、ノウハウを積み上げ、そういった形で日本の海外協力に役立つような立派な組織に育てていきたいと考えております。

○前島委員 終わります。

○古賀委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○古賀委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。
古井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、国際協力銀行法案に対する反対の討論を行います。

反対理由の第一は、新たに国際金融秩序の安定に寄与することを目的とする国際協力銀行は、今日のアメリカ主導のIMF、世界銀行による経済支配体制を補強するものだからであります。

現在、IMFを中心として、アジア通貨危機支援と経済構造改革の名で、韓国、タイ、インドネシアにおいて行われていることの実態は、付加価値税の引き上げによる庶民増税、国民生活に欠かせない各種の公共料金の値上げなど、過酷な融資条件の押しつけであり、さらに、大量解雇をもたらす労働法制の改変を初めとする一国の内政全般に及ぶ干渉と統治、途上国の経済主権の侵害そのものであります。その結果、大量失業と国民生活の状態悪化をもたらしました。

今求められているのは、マネーゲームで世界経済と各国の国民生活を混乱に陥れたヘッジファンドとその背後の多国籍銀行の投機活動を規制し、資本と金融の自由化を押しつけるグローバルゼーションをやめさせ、日本と世界の諸国民の願う、対等、平等、互恵の新たな国際経済秩序の構築を目指すこととあります。

第二に、国際協力銀行に、日本政府のアジア支援策である三百億ドルの新宮澤構想の実行部隊の中核を担わせ、外国の抱える巨額の不良債権の公的資金による処理を支援したり、我が国都市銀行などのアジア向け債権の回収と撤退に伴うツケを肩がわりする業務を行わせることは、大銀行を救済してモラルハザードを助長し、こうした問題に一切責任のない日本国民に間接的にその負担をおぼせるものであり、容認することはできません。

第三に、我が国の政府開発援助、ODAのあり方を一層ゆがめ、発展途上国の自立的発展と生活の向上という経済協力の本来の立場に逆行するものだからであります。

我が国のODAは、他の先進国とは逆に、医療、

保健、教育等の社会インフラに比べ、道路、港湾、ダム、エネルギー等の大規模な産業・経済インフラに異常に偏ったものとなっております。そのことがまた、我が国大企業の海外進出を促進するという基本的な性格を持っており、今回の統合は、数合わせであるばかりか、こうした我が国のODAの性格をより一層強めることとならざるを得ません。

今必要なのは、国民的批判に真摯に耳を傾け、円借款の利権をめぐる談合疑惑などの密室的な体質に根本的なメスを入れるとともに、これまでのODAのあり方についての国民的な総括と反省こそ先決であります。

このことを申し述べて、私の討論を終わります。
(拍手)

○古賀委員長 これにて討論は終局いたしました。

○古賀委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、国際協力銀行法案について採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立多数。よって、本家は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○古賀委員長 ただいま議決いたしました本家に対し、伊藤達也君外四名から、自由民主党、民主党、公明党、改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。大口善徳君。

○大口委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

国際協力銀行法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の二

つの機関の統合に当たり、その効率的な事業推進に努めること。

二 国際協力銀行の組織及び業務については、統合の実をあげるため、積極的な人材育成と内部登用の促進を図り、併せて民間からの有能な人材の登用等を通じて、経済協力に関する役職員の専門的な知見とノウハウが組織及び業務の運営に充分反映される人員配置とし、もって業務の一層の活性化を図ること。

三 国際協力銀行が行うODA業務及び国際金融等業務については、国民の理解を得るため、その情報公開に努めること。

四 ODA等海外支援の決定については、国民に充分理解できるよう、その透明性を確保すること。

五 ODA等海外支援については、実施後の状況を適確に把握し、その効果等を充分検証すること。また、その際は適切な情報公開の措置を講ずること。

六 ODA等海外支援の決定は、当該国の国民の理解を得て行うこと。

七 ODA等海外支援については、当該国の自然環境に与える影響を充分考慮し、環境配慮のため国際水準に照らして十分な内容を持つ統一ガイドライン等を策定の上、十分な調査を行い決定すること。

八 国際協力銀行の設立後三年を経過した時期に、運営状況を勘案し、その業務について検討を加え、その結果に基づいて措置を講ずること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解をいただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
(拍手)

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立多数。よって、本家に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、堺屋経済企画庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。堺屋経済企画庁長官。

○堺屋国務大臣 第百四十五回国会衆議院商工委員会における国際協力銀行法案についての附帯決議に對しまして、私といたしましては、ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと思っております。平成十一年三月二十三日。以上でございます。

○古賀委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本家に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○古賀委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十九分散会

平成十一年四月十五日印刷

平成十一年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局